

令和元年度

岡山県企業サポートガイド

～国・県・関係機関等が実施する企業支援施策を網羅～



「おかやまいち押し産品愛用」シンボルマーク

岡山県マスコット「ももっち」「うらっち」

岡山県産業労働部労働雇用政策課

はじめに

国、県、関係団体等は、企業の皆様の事業活動を支えるための様々な支援施策を実施しております。

「令和元年度岡山県企業サポートガイド」は、企業の皆様にこれらの施策を十分に利用していただくため、施策を一覧できるよう体系的にまとめたものです。

経営の強化や事業の拡大、雇用の安定などを図る際に、ぜひご活用ください。

ご利用に当たってのお願い

- ・掲載されている内容は、各施策の「概要」ですので、実際の施策利用に当たっては、事前に各ページに記載しております【問い合わせ先】にご確認ください。
- ・本書は、令和元年6月1日現在で編集しております。
- ・掲載されている内容については、今後変更、終了する場合がありますので、ご注意ください。

入手方法

- ・本書は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（岡山県庁7階）で無料配布しています。
- ・岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページからダウンロードすることもできます。

◎岡山県 産業労働部 労働雇用政策課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

電話：(086)226-7599（直通） FAX：(086)224-2130

労働雇用政策課ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>



目 次

1 資金

－円滑な資金調達をサポートします－

ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ	1
経営の安定・強化・革新を図る皆様へ	5
新分野への進出や新たな設備投資をする皆様へ	12
国際競争力の強化を図る皆様へ	13
環境・エネルギー・安全対策の推進に取り組む皆様へ	14
県内に事業所・工場を立地する皆様へ	15

2 補助金・助成金

－各種の補助・助成制度により意欲ある取組をサポートします－

ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ	16
経営の安定・強化・革新を図る皆様へ	17
産学官連携や新たな研究開発に取り組む皆様へ	19
環境・エネルギー・安全対策の推進に取り組む皆様へ	22
県内に事業所・工場を立地する皆様へ	25
雇用の安定を図る皆様へ	33
働く方々のスキルアップを目指す皆様へ	40
労働環境の整備に取り組む皆様へ	46
水島コンビナート総合特区内で特区計画に合致した事業を行う皆様へ	55
地域の課題解決を目的とした起業を目指す皆様へ	56

3 相談・アドバイス

－支援機関の設置や専門家の派遣により課題解決をサポートします－

ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ	57
経営の安定・強化・革新を図る皆様へ	59
産学官連携や新たな研究開発に取り組む皆様へ	64
食品の開発や販路開拓に取り組む皆様へ	66
商店街の活性化に取り組む皆様へ	67
雇用の安定を図る皆様へ	68
労働環境の整備に取り組む皆様へ	69
インターンシップの実施を希望する皆様へ	70

女性が活躍できる職場を目指す皆様へ	71
-------------------------	----

4 施設提供

ー貸しオフィスなどの施設を提供しますー

ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ	72
魅力的な商品のPRや販路開拓を図る皆様へ	73
首都圏で催事を希望する皆様へ	74
首都圏で営業（販路拡大、受注開拓等）、情報収集等の活動を行う皆様へ.....	75

5 研修・セミナーなど

ー時代のニーズに応える人材の育成をサポートしますー

ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ	76
経営の安定・強化・革新を図る皆様へ	77
雇用の安定を図る皆様へ	80

6 情報の利活用・商談取引に関すること

ー企業への情報提供や県内企業及び商談取引に関する情報発信ー

ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ	81
経営の安定・強化・革新を図る皆様へ	83
国際競争力の強化を図る皆様へ	85
魅力的な商品のPRや販路開拓を図る皆様へ	87

7 資格や計画などの認定・承認・指定制度

ー法律に基づく事業計画の認定や優れた企業・製品・製品の認定ー

経営の安定・強化・革新を図る皆様へ	89
雇用の安定を図る皆様へ	90
地場産業のパワーアップを目指す皆様へ	91

8 勤労者のための支援制度

ー働く方のための各種支援制度ですー

働く方のための各種支援制度	92
問い合わせ先一覧	99
事業名索引	106

1 資金

－円滑な資金調達をサポートします－

【ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
新規創業資金	◎創業者に対する融資 融資対象者：次のいずれかに該当する者 ① 1 か月以内に新たに事業を開始する個人 ② 2 か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する個人 ③ 事業を継続しつつ新会社を設立する中小企業者 ④ 事業を開始した日から5年を経過していない個人 ⑤ 設立の日から5年を経過していない会社 ⑥ 中小企業者が事業を継続しつつ設立した新会社であって、その設立から5年を経過していない会社 資 金 使 途：事業に必要な運転資金・設備資金（建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む） 融資限度額：1 個人・企業者 2, 0 0 0 万円 融 資 利 率：1. 3 5 %以内／年（変動） 保 証 料 率：0. 7 %／年 融 資 期 間：1 0 年以内（うち据置2年以内） 担 保：無担保 保 証 人：無保証人（融資の対象者が③、⑤、⑥である場合の保証人については、信用保証協会の定めるところによる） 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 経営支援課 金融支援班 (086) 226-7361
開業資金保証	◎営業実績が6か月以内の中小企業に対する保証制度 対 象：県内に住所を3年以上有する者、又は、県内に住所を1年以上3年未満有する者であって、開業する業種の従事経験が開業直前2年以上ある者（ただし、開業前に事業を営んでいないこと、営業開始が認められること） 保証限度額：1, 0 0 0 万円（所要資金の80％が限度） 保 証 料 率：0. 4 5 %～1. 9 %／年 保 証 期 間：設備 1 0 年以内 運 転 7 年以内 担 保：必要に応じ 保 証 人：原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 【問い合わせ先】 岡山県信用保証協会 保証経営支援部 (086) 243-1122 倉敷支所 (086) 425-3103 津山支所 (0868) 22-7276

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
新創業融資制度	◎無担保、無保証人でご利用いただける創業融資制度 対象者：次の１～３のすべての要件に該当する方 - 創業の要件 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を２期終えていない方 - 雇用創出等の要件（注） 「雇用の創出を伴う事業を始める方」、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める方」又は「民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方」等の一定の要件に該当する方（既に事業を始めている場合は、事業開始時に一定の要件に該当した方） なお、本制度の貸付金残高が１,０００万円以内（今回のご融資分も含みます。）の方については、本要件を満たすものとします。 - 自己資金の要件（注） 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を１期終えていない方は、創業時において創業資金総額の１０分の１以上の自己資金（事業に使用される予定の資金をいいます。）を確認できる方 ただし、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める方」等に該当する場合は、本要件を満たすものとします。 （注）詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。 融資限度額：３，０００万円（うち運転資金１，５００万円） 融資条件：無担保・無保証人 融資期間：各融資制度で定める融資期間内 融資利率：お使いみち、融資期間等により異なります（法人の代表者等が保証加入する場合は利率が０．１％低減されます）。 【問い合わせ先】 （株）日本政策金融公庫 岡山支店 国民生活事業 (086) 225-0011 中小企業事業 (086) 222-7666 倉敷支店 国民生活事業 (086) 425-8401 津山支店 国民生活事業 (0868) 22-6135
小規模企業者等設備貸与事業	◎小規模企業者等の設備投資に対する支援 対 象：①原則として常時使用する従業員数が２０人以下の小規模企業者等 ②創業者（事業開始後５年以内の者を含む） 貸与額：１００万円～１億円 料 率：経営状況に応じて５区分の料率のいずれかを適用 【割賦販売】１．４７～２．６５％／年 【リース】０．９９４～３．０１９％／月 ※経営革新計画の承認等を受け付加価値増につながる省力化設備の導入等を図る場合は特別料率を適用 ※働き方改革、生産性向上について、特に優れた取組を行うものについては、１年間の割賦損料を補助 期 間：３～１０年 （割賦販売は据置６か月を含む） 担 保：原則として不要 保証人：原則１名以上（経営者保証のガイドラインにより判断する） ※割賦販売は保証金１０％必要 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 経営支援部 設備資金課 (086) 286-9697

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
新規創業・経営活力増進設備貸与事業	◎中小企業者等の設備投資に対する支援 対 象：①原則として常時使用する従業員数が100人以下の中小企業者等 ②創業者（事業開始後5年以内の者を含む） 貸与額：100万円～1億円 料 率：経営状況に応じて5区分の料率のいずれかを適用 【割賦販売】1.47～2.65%/年 【リース】0.994～3.019%/月 ※経営革新計画の承認等を受け付加価値増につながる省力化設備の導入等を実施する場合は特別料率を適用 ※働き方改革、生産性向上について、特に優れた取組を行うものについては、1年間の割賦損料を補助 期 間：3～10年 （割賦販売は据置6か月を含む） 担 保：原則として不要 保証人：原則1名以上（経営者保証のガイドラインにより判断する） ※割賦販売は保証金10%必要 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 経営支援部 設備資金課（086）286-9697
中小企業投資育成株式会社による投資	◎株式会社への投資 対 象 者：資本金の額が3億円以下の株式会社又は資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方 支援内容：①株式会社の設立に際し発行される株式の引受け ②増資新株の引受け ③新株予約権の引受け ④新株予約権付社債の引受け ※中小企業投資育成株式会社から投資を受けた会社は引き続き追加投資を受けることができます。 【問い合わせ先】 大阪中小企業投資育成（株）（06）6459-1700

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等								
ベンチャー企業投資促進税制（エンジェル税制）	◎ベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対しての所得税減税制度 【優遇措置】 1 投資を行った時点（①、②のいずれかを選択可能） ①優遇措置A（設立3年未満の企業が対象） （対象企業への投資額－2,000円）をその年の総所得金額等から控除（控除可能となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方） ②優遇措置B（設立10年未満の企業が対象） 対象企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除（控除対象となる投資額の上限なし） 2 譲渡等をした時点（投資先の清算、破産を含む） 対象企業の株式売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できるだけでなく、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）できます。 【優遇措置の要件】 <table><tr><td rowspan="2">対象企業要件</td><td>【優遇措置A】 ①創業（設立）3年未満の中小企業者であること ②設立経過年数に応じて一定の新規性要件を満たすこと</td><td>【優遇措置B】 ①創業（設立）10年未満の中小企業者であること ②設立経過年数に応じて一定の新規性要件を満たすこと</td></tr><tr><td colspan="2">③特定の株主グループからの投資の合計が5／6を超えない会社であること ④大規模法人（資本金1億円超等）及び当該大規模法人与特殊の関係（子会社等）にある法人の所有に属さないこと ⑤未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと</td></tr><tr><td>個人要件</td><td colspan="2">⑥金銭の払込みにより、対象となる企業の株式を取得していること ⑦対象企業が同族会社である場合には、所有割合（持株割合又は議決権保有割合）が大きいものから第3位までの株主（及びその親族やその関係会社等）の所有割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主に属していないこと</td></tr></table>	対象企業要件	【優遇措置A】 ①創業（設立）3年未満の中小企業者であること ②設立経過年数に応じて一定の新規性要件を満たすこと	【優遇措置B】 ①創業（設立）10年未満の中小企業者であること ②設立経過年数に応じて一定の新規性要件を満たすこと	③特定の株主グループからの投資の合計が5／6を超えない会社であること ④大規模法人（資本金1億円超等）及び当該大規模法人与特殊の関係（子会社等）にある法人の所有に属さないこと ⑤未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと		個人要件	⑥金銭の払込みにより、対象となる企業の株式を取得していること ⑦対象企業が同族会社である場合には、所有割合（持株割合又は議決権保有割合）が大きいものから第3位までの株主（及びその親族やその関係会社等）の所有割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主に属していないこと	
対象企業要件	【優遇措置A】 ①創業（設立）3年未満の中小企業者であること ②設立経過年数に応じて一定の新規性要件を満たすこと		【優遇措置B】 ①創業（設立）10年未満の中小企業者であること ②設立経過年数に応じて一定の新規性要件を満たすこと						
	③特定の株主グループからの投資の合計が5／6を超えない会社であること ④大規模法人（資本金1億円超等）及び当該大規模法人与特殊の関係（子会社等）にある法人の所有に属さないこと ⑤未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと								
個人要件	⑥金銭の払込みにより、対象となる企業の株式を取得していること ⑦対象企業が同族会社である場合には、所有割合（持株割合又は議決権保有割合）が大きいものから第3位までの株主（及びその親族やその関係会社等）の所有割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主に属していないこと								
	【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業振興課 イノベーション推進班 (086) 226-7380								

【経営の安定・強化・革新を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
小規模企業支援資金 （一般）	◎小規模企業者に対する事業資金（設備資金・運転資金）の融資 融資対象者：小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人以下、娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人以下）等 資金使途：事業経営に必要な設備資金・運転資金 （土地の取得資金を除く） 融資限度額：1企業者 2,000万円 （小規模企業支援資金（小口零細）との合計） 組合 5,000万円 （小規模企業支援資金（小口零細）との合計） 融 資 利 率：1.80%以内／年（変動） 保 証 料 率：0.45%～1.52%／年 融 資 期 間：10年以内（うち据置2年以内） 担 保：原則として無担保 保 証 人：信用保証協会の定めるところによる
	【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 経営支援課 金融支援班 (086) 226-7361
小規模企業支援資金 （小口零細）	◎小規模企業者に対する事業資金（設備資金・運転資金）の融資 融資対象者：小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人以下、娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人以下）等 ※小口零細企業保証制度の対象に限る 融資限度額：1企業者・組合 2,000万円 （小規模企業支援資金（一般）との合計） 資金使途：事業経営に必要な設備資金・運転資金 （土地の取得資金を除く） 融 資 利 率：1.65%以内／年（変動） 保 証 料 率：0.5%～1.76%／年 融 資 期 間：10年以内（うち据置2年以内） 担 保：原則として無担保 保 証 人：信用保証協会の定めるところによる
	【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 経営支援課 金融支援班 (086) 226-7361
新企業育成貸付（新事業活動促進資金）	◎新企業育成貸付（新事業活動促進資金） 経営多角化、事業転換などにより第二創業を図る方や新しい事業分野の開拓を行う方 融資利率：融資期間等により異なります。 ※詳細は支店の窓口にお問合せください。
	【問い合わせ先】 （株）日本政策金融公庫 岡山支店 国民生活事業 (086) 225-0011 中小企業事業 (086) 222-7666 倉敷支店 国民生活事業 (086) 425-8401 津山支店 国民生活事業 (0868) 22-6135

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
経済変動対策資金	◎経営の維持・安定を図るための融資 融資対象者：中小企業信用保険法第2条第5項に定める特定中小企業者（国が指定する不況業種に属する事業を行っており、売上高等が減少又は原油価格の上昇により経営に影響を受けている中小企業者）等 資金使途：経営の維持・安定のために必要な運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く）及び既存の保証付き融資（一部対象とならないものもある）の借換資金 融資限度額：1企業者・組合 8,000万円 融資利率：1.65%以内/年（変動） 保証料率：0.45%～1.52%/年 融資期間：10年以内（うち据置2年以内） 担保：金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保証人：金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 経営支援課 金融支援班 (086)226-7361
経営安定資金	◎経営の安定を図るための融資 融資対象者：次のいずれかに該当する中小企業者等 ①直前期の決算において経常損失を計上しており、経営の安定に支障を生じている者 ②認定支援機関の支援を受け、経営改善に取り組む者 資金使途：経営の安定のために必要な運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く）及び既存の保証付き融資（一部対象とならないものもある）の借換資金 融資限度額：1企業者・組合 8,000万円 融資利率：1.65%以内/年（変動） 保証料率：0.45%～1.52%/年 融資期間：10年以内（うち据置2年以内） 担保：金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保証人：金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 経営支援課 金融支援班 (086)226-7361
事業再生資金	◎事業の再生を図るための融資 融資対象者：事業の再生を図ろうとする中小企業者等 資金使途：事業の再生に必要な運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く）及び既存の保証付き融資（一部対象とならないものもある）の借換資金 融資限度額：1企業者・組合 8,000万円 融資利率：1.65%以内/年（変動） 保証料率：0.45%～1.52%/年 融資期間：15年以内（うち据置2年以内） 担保：原則として無担保 保証人：信用保証協会の定めるところによる 備考：「再生計画」又は「経営改善計画」の策定を要する。 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 経営支援課 経営・人材支援班 (086)226-7354 金融支援班 (086)226-7361

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
経営革新資金	◎経営革新等を図るための融資 融資対象者：次のいずれかに該当する中小企業者等 ①県等の承認を受けた経営革新計画に従って事業を行う者 ②新分野進出・取引拡大等を行う者で、融資対象事業の実施により、県が別に定める程度に収益性の向上が見込まれることにつき（公財）岡山県産業振興財団の推薦を受けた者 ③生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を市町村から受けた者 資金使途：事業の実施に必要な設備資金・運転資金（土地の取得資金を除く） 融資限度額：1企業者・組合 総額1億円（うち運転資金は5,000万円を限度とする） 融 資 利 率：1.00%以内／年（変動） 保 証 料 率：0.35%～1.32%／年（経営革新関連保証適用の場合は0.7%） 融 資 期 間：10年以内（うち据置2年以内） 担 保：無担保 保 証 人：信用保証協会の定めるところによる 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 経営支援課 金融支援班（086）226-7361
事業活性化短期資金	◎事業活動の活性化を図るための短期融資 融資対象者：1年以内に代金の回収が見込まれる売買契約・請負契約等を締結又は事業者に対する売掛債権・棚卸資産を保有する中小企業者等 資金使途：事業経営に必要な運転資金 融資限度額：1企業者・組合 5,000万円 融 資 利 率：1.80%以内／年（変動） 保 証 料 率：0.45%～1.52%／年（流動資産担保保証適用の場合は0.68%） 融 資 期 間：1年以内 担 保：金融機関又は保証協会の定めるところによる（流動資産担保保証適用の場合は売掛債権・棚卸資産を譲渡担保とする） 保 証 人：金融機関又は保証協会の定めるところによる 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 経営支援課 金融支援班（086）226-7361
事業承継対策資金	◎事業承継を円滑に行うための融資 融資対象者：中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業者（代表者を含む）等 資金使途：事業承継に必要な運転資金・設備資金（建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む） 融資限度額：1企業者（組合） 8,000万円 融 資 利 率：1.65%以内／年（変動） 保 証 料 率：0.45～1.52%／年 融 資 期 間：10年以内（うち据置2年以内） 担 保：金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保 証 人：金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 経営支援課 金融支援班（086）226-7361

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
働き方改革応援資金	◎働き方改革を推進するための融資 融資対象者：働き方改革を推進するため、労働時間の短縮や休暇の取得促進の取組、職場環境の充実を目的とした施設の設置、人手不足解消を目的とした設備の導入等を実施する中小企業者等 資金使途：事業に必要な運転資金・設備資金（建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む） 融資限度額：1企業者（組合） 1億円 融資利率：1.00%以内／年（変動） 保証料率：0.45～1.52%／年 融資期間：10年以内（うち据置2年以内） 担保：金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保証人：金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 経営支援課 金融支援班 (086)226-7361
小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	◎小規模事業者に対する設備・運転資金の融資 対 象：常時使用する従業員が商業・サービス業5人以下、製造業その他20人以下の小規模事業者 融資限度額：2,000万円 融資期間：運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置2年以内） 担保：不要 保証人：不要 ※商工会等の指導と推薦が必要 【問い合わせ先】 （株）日本政策金融公庫 各支店 国民生活事業 各商工会議所 各商工会 岡山県商工会連合会 広域サポートセンター (086)224-4341
政策金融機関の融資制度（一般貸付）	◎中小企業・小規模事業者への一般的な融資制度 対 象：事業に必要な設備資金、運転資金 融資限度額：4,800万円 融資利率：融資期間等により異なります。 融資期間：設備資金 10年以内（うち据置2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 【問い合わせ先】 （株）日本政策金融公庫 岡山支店 国民生活事業 (086)225-0011 倉敷支店 国民生活事業 (086)425-8401 津山支店 国民生活事業 (0868)22-6135
政策金融機関の融資制度（特別貸付）	◎中小企業・小規模事業者の事業計画に対応した融資制度 ・新企業育成貸付 ・企業活力強化貸付 ・環境・エネルギー対策貸付 ・セーフティネット貸付 ・企業再生貸付 等 【問い合わせ先】 （株）日本政策金融公庫 岡山支店 国民生活事業 (086)225-0011 中小企業事業 (086)222-7666 倉敷支店 国民生活事業 (086)425-8401 津山支店 国民生活事業 (0868)22-6135

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等																								
経営セーフティ共済	◎取引先企業に不測の事態が生じたときの資金手当																								
	加入後、6か月以上経過して、万一取引先企業が倒産し、売掛金や受取手形等の回収が困難となった場合に、掛金総額の10倍又は被害相当額のいずれか少ない額（最高8,000万円）まで貸付を受けることができます。																								
	対 象：引き続き1年以上事業を行っている中小企業者であって、 ①下記表の「従業員数」又は「資本金等の額」のいずれかに該当する方																								
	<table><tr><th>業種</th><th>従業員数</th><th>資本金等の額</th></tr><tr><td>製造業・建設業・運輸業 ・その他の業種</td><td>300人以下</td><td>3億円以下</td></tr><tr><td>卸 売 業</td><td>100人以下</td><td>1億円以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>100人以下</td><td>5千万円以下</td></tr><tr><td>小 売 業</td><td>50人以下</td><td>5千万円以下</td></tr><tr><td>ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用 タイヤ及びチューブ製 造業並びに工業用ベル ト製造業を除く）</td><td>900人以下</td><td>3億円以下</td></tr><tr><td>ソフトウェア業又は 情報処理サービス業</td><td>300人以下</td><td>3億円以下</td></tr><tr><td>旅 館 業</td><td>200人以下</td><td>5千万円以下</td></tr></table>	業種	従業員数	資本金等の額	製造業・建設業・運輸業 ・その他の業種	300人以下	3億円以下	卸 売 業	100人以下	1億円以下	サービス業	100人以下	5千万円以下	小 売 業	50人以下	5千万円以下	ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用 タイヤ及びチューブ製 造業並びに工業用ベル ト製造業を除く）	900人以下	3億円以下	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	300人以下	3億円以下	旅 館 業	200人以下	5千万円以下
	業種	従業員数	資本金等の額																						
	製造業・建設業・運輸業 ・その他の業種	300人以下	3億円以下																						
	卸 売 業	100人以下	1億円以下																						
	サービス業	100人以下	5千万円以下																						
	小 売 業	50人以下	5千万円以下																						
	ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用 タイヤ及びチューブ製 造業並びに工業用ベル ト製造業を除く）	900人以下	3億円以下																						
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	300人以下	3億円以下																							
旅 館 業	200人以下	5千万円以下																							
②企業組合、協業組合等																									
利 子：無利子（ただし、貸付を受けた10分の1に相当する額が納付した掛金から控除されます。）																									
貸付期間：5～7年（据置期間を含む。）																									
担保・保証人：不要																									
【問い合わせ先】 各商工会議所 各商工会 岡山県商工会連合会 組織支援課 (086) 224-4341 岡山県中小企業団体中央会 (086) 224-2245																									
市町村融資制度	◎各市町村の中小企業者に対する融資																								
	貸付対象者、貸付限度額、償還期間等は市町村ごとに異なります。																								
	【問い合わせ先】 各市町村 商工担当課																								

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
経営安定関連保証（セーフティネット保証）	◎取引先企業等の倒産、突発的事故・災害、売上高の減少等により経営の安定に支障を生じている中小企業者等に対する保証制度 対 象：信用保険法第2条第5項各号に該当し、市町村長の認定を受けた者 保証限度額：一般保証とは別枠で限度額設定（2億8千万円まで、組合は4億8千万円まで） 保 証 料：0.8％／年以内 保 証 期 間：融資制度により異なる 担 保：必要に応じ 保 証 人：原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 【問い合わせ先】 岡山県信用保証協会 保証経営支援部 (086) 243-1122 倉敷支所 (086) 425-3103 津山支所 (0868) 22-7276
流動資産担保融資保証	◎中小企業者等が有している売掛債権又は棚卸資産を担保とする保証制度 対 象：県内に住居、本店又は事業所を有する中小企業者等 保証限度額：2億円（借入限度額2億5千万円の80％） 保 証 料 率：借入金額に対し0.68％／年 保 証 期 間：1年以内 担 保：売掛債権・棚卸資産 保 証 人：法人代表者以外徴求しない 【問い合わせ先】 岡山県信用保証協会 保証経営支援部 (086) 243-1122 倉敷支所 (086) 425-3103 津山支所 (0868) 22-7276
一般保証（普通保証、無担保保証）	◎通常の設備・運転資金に対する保証制度 対 象：県内に住居、本店又は事業所を有する中小企業者等 保証限度額：1企業者 2億8,000万円 組 合 4億8,000万円 保 証 料：0.45％～2.2％／年 （一定の条件に合致する場合は割引があります） 保 証 期 間：20年以内 担 保：必要に応じ 保 証 人：原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 【問い合わせ先】 岡山県信用保証協会 保証経営支援部 (086) 243-1122 倉敷支所 (086) 425-3103 津山支所 (0868) 22-7276

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
特別小口保証	◎小規模企業者に対する無担保・無保証人の保証制度 対 象：県内で同一事業（保証対象業種）を1年以上継続して行っている「小規模企業者」で所得税、事業税等を完納し、他の保証制度を利用していない者 保証限度額：2,000万円 保 証 料：0.7%/年 保 証 期 間：融資制度により異なる 担 保：不要 保 証 人：不要 ※小規模企業者：常時使用する従業員数が20人以下（娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人以下） 【問い合わせ先】 岡山県信用保証協会 保証経営支援部 (086) 243-1122 倉敷支所 (086) 425-3103 津山支所 (0868) 22-7276
借換保証	◎保証付借入金を借り換えるための保証制度 対 象：保証付き借入金の残高がある中小企業者等 保証限度額：一般保証へ借り換える場合2.8億円、セーフティネット保証へ借り換える場合は、別枠で2.8億円（組合は4.8億円） 保 証 料：借換後の保証制度による（セーフティネット保証の場合は0.8%/年以内） 保 証 期 間：セーフティネット保証は、原則として10年以内（うち据置1年以内） 一般保証は、利用する保証制度の保証条件による 担 保：必要に応じ 保 証 人：原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 ※セーフティネット保証へ借り換える場合は、事業計画書の作成等が必要です。責任共有対象の保証付き借入金は、責任共有対象の保証付借入金で借り換えることになります。 【問い合わせ先】 岡山県信用保証協会 保証経営支援部 (086) 243-1122 倉敷支所 (086) 425-3103 津山支所 (0868) 22-7276
経営力強化保証	◎経営力強化を図る中小企業に対する保証制度 対 象：金融機関及び認定経営革新等支援機関（主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行う者）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行等を行う中小企業者 保証限度額：1企業者 2億8,000万円 組 合 4億8,000万円 保 証 料 率：0.45%～2.00%/年 保 証 期 間：運転資金5年以内（うち据置1年以内） 設備資金7年以内（うち据置1年以内） 借換を含む場合10年以内（うち据置1年以内） 担 保：必要に応じ 保 証 人：原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 【問い合わせ先】 岡山県信用保証協会 保証経営支援部 (086) 243-1122 倉敷支所 (086) 425-3103 津山支所 (0868) 22-7276

【新分野への進出や新たな設備投資をする皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
小規模企業者等設備貸与事業	【ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ】を参照（p 2）
新規創業・経営活力増進設備貸与事業	【ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ】を参照（p 3）
小規模企業支援資金（一般）	【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】を参照（p 5）
小規模企業支援資金（小口零細）	【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】を参照（p 5）
経営革新資金	【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】を参照（p 7）
小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】を参照（p 8）
政策金融機関の融資制度（一般貸付）	【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】を参照（p 8）
政策金融機関の融資制度（特別貸付）	【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】を参照（p 8）
市町村融資制度	【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】を参照（p 9）
新エネ・環境対策資金	【環境・エネルギー・安全対策の推進に取り組む皆様へ】を参照（p 14）

【国際競争力の強化を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
企業活力強化貸付（海外展開・事業再編資金）	◎海外展開・事業再編資金 海外展開を図る中小企業・小規模事業者への融資制度 ＜中小企業事業＞ 融資限度額：直接貸付 7億2,000万円 （うち運転資金4億8,000万円） 代理貸付 1億2,000万円 融資利率：融資期間等により異なります。 融資期間：設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）
	【問い合わせ先】 （株）日本政策金融公庫 岡山支店 中小企業事業 (086)222-7666
	＜国民生活事業＞ 融資限度額：7,200万円（うち運転資金4,800万円） 融資利率：融資期間等により異なります。 融資期間：設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）
	【問い合わせ先】 （株）日本政策金融公庫 岡山支店 国民生活事業 (086)225-0011 倉敷支店 国民生活事業 (086)425-8401 津山支店 国民生活事業 (0868)22-6135
海外投資関係保証	◎一定条件に該当する海外投資のための保証制度 対 象：県内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者等 保証限度額：2億円（組合4億円） 保 証 料：1.35％／年以内 保 証 期 間：20年以内 担 保：必要に応じ 保 証 人：原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 ※資金使途に関する計画書等の作成が必要です。
	【問い合わせ先】 岡山県信用保証協会 保証経営支援部 (086)243-1122 倉敷支所 (086)425-3103 津山支所 (0868)22-7276

【環境・エネルギー・安全対策の推進に取り組む皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
新エネ・環境対策資金	◎新エネルギーの導入や環境保全を行う中小企業者等に対する融資 融資対象者：新エネルギーの導入や環境保全を行う中小企業者又は組合 資金使途：新エネルギー利用等（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等）を行う設備、事業用のクリーンエネルギー自動車及び充電設備、公害防止施設、省エネルギー施設の整備等に必要な資金 融資限度額：1企業者・組合 1億円 融 資 利 率：1.80%以内／年（変動） 保 証 料 率：0.45%～1.52%／年 融 資 期 間：10年以内（うち据置2年以内） 担 保：金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保 証 人：金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 【問い合わせ先】 岡山県産業労働部 経営支援課 金融支援班 (086)226-7361
環境・エネルギー対策貸付	◎環境エネルギー対策資金 非化石エネルギー設備、省エネルギー設備、産業公害防止施設等を設置する中小企業・小規模事業者への融資制度 融資利率：融資期間等により異なります。 ※詳細は支店の窓口にお問い合わせください。 【問い合わせ先】 （株）日本政策金融公庫 岡山支店 国民生活事業 (086)225-0011 中小企業事業 (086)222-7666 倉敷支店 国民生活事業 (086)425-8401 津山支店 国民生活事業 (0868)22-6135
危機対策資金	◎事業継続に係る危機対応能力の強化を図るための融資 融資対象者：大規模な災害・経済危機の影響を受けている中小企業者等 資金使途：経営の維持・安定に必要な運転資金・設備資金又は事業継続計画の策定・実施、防災対策に必要な資金 融資限度額：1企業者・組合 8,000万円 融 資 利 率：1.15%以内 又は 1.65%以内／年（変動） 保 証 料 率：0.45%～1.52%／年 （平成30年7月豪雨災害対応融資の保証料は無料） 融 資 期 間：10年以内（うち据置2年以内） 担 保：金融機関又は保証協会の定めるところによる 保 証 人：金融機関又は保証協会の定めるところによる 【問い合わせ先】 岡山県産業労働部 経営支援課 金融支援班 (086)226-7361

【県内に事業所・工場を立地する皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金）	◎地域活性化・雇用促進資金 一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方など ＜中小企業事業＞ 融資限度額：直接貸付 7億2,000万円 （うち運転資金2億5,000万円） 融資利率：融資期間等により異なります。 融資期間：設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）
	【問い合わせ先】 （株）日本政策金融公庫 岡山支店 中小企業事業 (086)222-7666
	＜国民生活事業＞ 融資限度額：7,200万円（うち運転資金4,800万円） 融資利率：融資期間等により異なります。 融資期間：設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）
	【問い合わせ先】 （株）日本政策金融公庫 岡山支店 国民生活事業 (086)225-0011 倉敷支店 国民生活事業 (086)425-8401 津山支店 国民生活事業 (0868)22-6135

2 補助金・助成金

－各種の補助・助成制度により意欲ある取組をサポートします－

【ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
ベンチャー等立地促進 事業費補助金	◎工場または研究所の賃借料の一部及び新規雇用に係る人件費を補助 補 助 対 象 者： 対象業種 (1) 製造業（研究開発型企業を含む） (2) IT（ウェブサービス、ゲーム開発など） (3) デザイン（工業デザインなど） 次のいずれかの要件を満たし、県内で事業場を新たに賃借すること (1) 公的インキュベーション施設の入居者 (2) 産学官連携事業の実績を有すること (3) 産業競争力強化法に係る支援措置を受けた実績を有すること 補助対象経費： (1) 事業場（製造工場、研究所等）の賃借料 (2) 新規雇用に対する人件費 補 助 期 間：2年間 補 助 限 度 額：上記(1)は年間200万円 上記(2)は年間200万円（中山間地域は300万円） 補 助 率：上記(1)の補助対象経費の1/2 上記(2)の一人当たり50万円 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業振興課 イノベーション推進班 (086) 226-7380
中途採用等支援助成金 Ⅲ生涯現役起業支援コ ース	【雇用創出措置助成】 ◎中高年齢者（40歳以上）が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる労働者の雇入れ（※1）を行う際に要した、雇用創出措置（※2）に対して助成 （※1）60歳以上の者を1名以上、40歳以上60歳未満の者を2名以上、または40歳未満の者を3名以上（40歳以上60歳未満の者を1名雇い入れる場合は40歳未満の者を2名以上） （※2）対象労働者の雇入れにあたり、事業主が行うべき措置であって、募集及び採用並びに教育訓練に関するもの。 【起業者が高年齢者（60歳以上の方）の場合】 助成率 2/3（助成額の上限200万円） 【起業者が上記以外（40～59歳の方）の場合】 助成率 1/2（助成額の上限150万円） 【生産性向上助成（※）】 ◎上記により助成された額の25%の額 （※）雇用創出措置に係る計画書を提出した年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合（伸び率が6%以上のみ）に支給 【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）

【経営の安定・強化・革新を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
岡山デニム世界進出支援事業	◎デニム製品等の海外展示商談会への出展に対する助成 デニム・ジーンズ製品等の海外マーケットへの売り込みを図る企業の取組を支援するため、海外展示商談会への出展に要する経費の一部を支援します。 対 象 経 費：海外展示商談会への出展料又は会場賃借料 補 助 率：2分の1 補助限度額：50万円 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業振興課 地域産業班 (086)226-7352
岡山県人材確保支援補助金	◎プロフェッショナル人材及びエキスパート人材を受け入れる中堅・中小企業に補助金を支給 「岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点」または「岡山県エキスパート人材支援センター」を通じてマッチングを行い、岡山県内の事業所で補助要件を満たした人材を就業させる中堅・中小企業等の事業主へ補助金を支給します。 補助対象経費：民間人材ビジネス事業者へ支払う手数料 補 助 率：2分の1 補 助 限 度 額：人材1人につき100万円 (1企業につき通算してプロフェッショナル人材、エキスパート人材いずれか1人まで) 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 経営支援課 経営・人材支援班 (086)226-7354
外国出願補助金（中小企業等外国出願支援事業）	◎中小企業の海外での知的財産活動を費用面から支援 中小企業の戦略的な海外展開を促進するため、外国への特許権や商標権等の出願を計画している中小企業等に対して、外国出願に要する費用の半額を助成します。 対象者：(1) 中小企業者 (2) 中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2／3以上を占める者） (3) 地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO法人等 支援の要件：以下のすべての要件を満たすこと (1) 応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権を主張して外国へ年度内に行う予定の案件 (2) 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと (3) 外国で権利が成立した場合等に、「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと (4) 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること 補助対象経費：外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等 補助率：2分の1 上限額：1企業に対する上限額：300万円（複数案件の場合） 案件ごとの上限額：特許 150万円 実用新案・意匠・商標 60万円 冒認対策商標 30万円 【問い合わせ先】 (公財)岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 知的財産支援課 (086)286-9711

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
医療機器等事業化支援補助金	◎医療機器等の試作及びISO13485認証取得を支援 医療機器等の試作及びISO13485認証取得に係る経費を補助することにより、医療機器分野への新規参入や販路の拡大を支援します。 対象者：県内に主たる事業所等を有する中小企業者 補助対象事業：医療機器等の試作及びISO13485認証取得 補助率等：補助対象経費の1／2以内 補助限度額 100万円 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業振興課 成長支援班 (086)226-7379

【産学金官連携や新たな研究開発に取り組む皆様へ】

施策（事業）名称	対象・内容・条件等																							
戦略的省エネルギー技術革新プログラム	1. 基本スキーム ◎高い省エネルギー効果が見込まれる技術開発を事業化までシームレスに助成 対象事業の要件：経済産業省と NEDO が定める「省エネルギー技術戦略」の重要技術を中心とした省エネルギー技術であり、国内において以下の省エネルギー効果量が見込めること。 2030 年時点で、10 万 kl/年以上（原油換算値） ただし、省エネルギー効果量が目標に満たない場合でも、その効果量に応じて年間技術開発費上限額を設定することができます。 2. テーマ設定型事業者連携スキーム ◎複数の事業者が連携・協力し、業界の共通課題等の解決に繋げる基盤技術開発や応用技術開発に助成 対象事業の要件：経済産業省と NEDO が定める「省エネルギー技術戦略」に定められた重要技術のうち、情報提供依頼(RFI: Request for Information)に基づき NEDO が設定するテーマ(技術開発課題)及び政策的に特に必要であると資源エネルギー庁からの指示により設定されたテーマに該当する技術であり、国内において以下の省エネルギー効果量が見込めること。 2030 年時点で、10 万 kl/年以上（原油換算値） NEDOホームページ 公募情報：http://www.nedo.go.jp/koubo/index.html * 各スキームの概要・年間事業費上限額（平成31年度第1回公募の例） * <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">基本スキーム</th><th rowspan="2">テーマ設定型 事業者連携スキーム (5年以内)</th></tr><tr><th>インキュベーション 研究開発 (2年以内)</th><th>実用化開発 (3年以内)</th><th>実証開発 (3年以内)</th></tr><tr><td>概要</td><td>技術シーズを活用し、開発・導入シナリオの策定等を行う。実用化開発・実証開発の事前研究。</td><td>保有している技術・ノウハウ等をベースとした応用技術開発。開発終了後3年以内に製品化を目指す。</td><td>実証データを取得するなど、事業化を阻害している要因を克服し、本開発終了後、速やかに製品化を目指す。</td><td>複数の事業者が連携・協力し、業界の共通課題等の解決に繋げる基盤技術開発や応用技術開発。本開発終了後3年以内に製品化を目指す。なお、対象とすべきテーマはあらかじめ設定し公募する。</td></tr><tr><td>*1 事業費 上限額</td><td>2千万円 /件・年</td><td>3億円 /件・年</td><td>10億円 /件・年</td><td>10億円 /件・年</td></tr><tr><td>助成率</td><td>2/3以内</td><td>2/3 又 は 1/2*2以内</td><td>1/2 又 は 1/3*2以内</td><td>2/3以内</td></tr></table> *1 事業費上限額（技術開発費＝NEDO 助成費（税抜）+実施者負担） 企業から大学等への共同研究費は、NEDO が 100%助成（年間事業費の 1/3、または 5 千万円のいずれか低い額を上限） *2 本助成率は、大企業個社案件（提案者が中堅・中小・ベンチャー企業ではない企業であり、実施体制において連名提案者がなく、かつ委託先又は共同研究先もない場合）のみ適用		基本スキーム			テーマ設定型 事業者連携スキーム (5年以内)	インキュベーション 研究開発 (2年以内)	実用化開発 (3年以内)	実証開発 (3年以内)	概要	技術シーズを活用し、開発・導入シナリオの策定等を行う。実用化開発・実証開発の事前研究。	保有している技術・ノウハウ等をベースとした応用技術開発。開発終了後3年以内に製品化を目指す。	実証データを取得するなど、事業化を阻害している要因を克服し、本開発終了後、速やかに製品化を目指す。	複数の事業者が連携・協力し、業界の共通課題等の解決に繋げる基盤技術開発や応用技術開発。本開発終了後3年以内に製品化を目指す。なお、対象とすべきテーマはあらかじめ設定し公募する。	*1 事業費 上限額	2千万円 /件・年	3億円 /件・年	10億円 /件・年	10億円 /件・年	助成率	2/3以内	2/3 又 は 1/2*2以内	1/2 又 は 1/3*2以内	2/3以内
	基本スキーム			テーマ設定型 事業者連携スキーム (5年以内)																				
	インキュベーション 研究開発 (2年以内)	実用化開発 (3年以内)	実証開発 (3年以内)																					
概要	技術シーズを活用し、開発・導入シナリオの策定等を行う。実用化開発・実証開発の事前研究。	保有している技術・ノウハウ等をベースとした応用技術開発。開発終了後3年以内に製品化を目指す。	実証データを取得するなど、事業化を阻害している要因を克服し、本開発終了後、速やかに製品化を目指す。	複数の事業者が連携・協力し、業界の共通課題等の解決に繋げる基盤技術開発や応用技術開発。本開発終了後3年以内に製品化を目指す。なお、対象とすべきテーマはあらかじめ設定し公募する。																				
*1 事業費 上限額	2千万円 /件・年	3億円 /件・年	10億円 /件・年	10億円 /件・年																				
助成率	2/3以内	2/3 又 は 1/2*2以内	1/2 又 は 1/3*2以内	2/3以内																				
【問い合わせ先】 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局 E-MAIL：shouene@nedo.go.jp																								

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
環境研究総合推進費補助金	◎循環型社会の推進及び廃棄物処理に関する技術開発を助成 下記の分野について、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募る環境政策貢献型の競争的研究資金です。 ■ 3 Rを推進する技術・社会システムの構築 ■ 廃棄物の適正処理と処理施設の長寿命化・機能向上に資する研究・技術開発 ■ バイオマス等の廃棄物からのエネルギー回収を推進する技術・システムの構築 等 ○次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業（【次世代事業】） 循環型社会の形成推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業として実施することにより実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れた技術の開発を対象とします。 対 象 者：企業等 補 助 率：1／2 以内 技術開発期間：3 年以内 公募時期：今年度の新規課題の募集は終了しました。 補助限度額：2 億円 【問い合わせ先】 環境省 総合環境政策局 総務課環境研究技術室 (03)3581-3351（代） 独立行政法人 環境再生保全機構 環境研究総合推進室 (03)3237-6600（直）
きらめき岡山創成ファンド支援事業	◎新技術・新製品開発の助成 新技術・新製品の研究開発を助成することによって、県内中小企業の成長を支援します。 ○研究開発 対象者： 県内の中小企業者 補助対象事業： 新技術・新製品の研究開発 補助率等： (1)一般型（機械装置の製作や購入を伴うもの（量産転用不可）） 補 助 率：2/3 以内 助成限度額：20,000 千円 助 成 期 間：22 か月以内（交付決定年度の翌年度内） (2)小規模型（既存の機械装置で対応可能なもの） 補 助 率：1/2 以内 助成限度額：2,500 千円 助 成 期 間：12 か月以内 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 研究開発支援課 (086)286-9651

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
次世代産業研究開発プロジェクト創成事業費補助金	◎新エネルギー、次世代エレクトロニクス、AI・IoT関連分野の新技术・新製品開発等への助成 今後成長が期待される新エネルギー、次世代エレクトロニクス、AI・IoT関連分野の新技术・新製品開発等を支援し、これら次世代産業分野への県内企業の参入や市場獲得に向けた取組を促進します。 対象者： (1) 県内の中小企業者（※） (2) 中小企業者の団体（中小企業者が構成員の1／2以上を占める事業協同組合、企業組合等の法人） ※詳細についてはお問い合わせください。 補助対象事業： 新エネルギー関連分野、次世代エレクトロニクス関連分野、AI・IoT関連分野における大学等又は大企業者との共同による新技术・新製品の試行研究又は本格研究 補助率等： ①試行研究：補助対象経費の4／5以内 補助限度額 200万円 ②本格研究：補助対象経費の2／3以内 補助限度額 1,000万円 ※平成31年度の募集は終了しました。 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業振興課 イノベーション推進班 (086) 226-7380
セルロースナノファイバートライアル支援補助金	◎次世代新素材として注目されるセルロースナノファイバーの実用化に向けた試行研究開発の取組を支援 森林資源を原料とし次世代新素材として注目されるセルロースナノファイバーの実用化に向けた試行研究・開発に取り組むために必要な経費の一部を補助します。 対象者：県内に主たる事務所、工場又は研究施設を有している企業 補助金額：上限額50万円 補助率：4／5以内 ※予算の範囲内で交付先を選定するため、交付先が予定募集数に達した場合は、募集を終了します。申請を検討されている場合は、事前に御相談ください。 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業振興課 イノベーション推進班 (086) 226-7380

【環境・エネルギー・安全対策の推進に取り組む皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金	◎知事が承認した「岡山県資源循環推進事業」に対し、産業廃棄物の先進的なリサイクル及び発生の抑制に関する施設等の整備に要する経費の一部を補助します。 補 助 率：岡山市・倉敷市の区域 補助対象経費の1／4以内 （指定循環資源に係る施設整備の場合は1／3以内） 上記以外の区域 補助対象経費の1／2以内 （指定循環資源に係る施設整備の場合は2／3以内） 補助金上限額：岡山市・倉敷市の区域 750万円 上記以外の区域 1,500万円 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 研究開発支援課 (086)286-9652
循環型社会形成推進モデル事業技術開発事業費等補助金	◎知事が承認した「岡山県資源循環推進事業」に対し、産業廃棄物の先進的なリサイクル及び発生の抑制に関する技術開発等に要する経費の一部を補助します。 補 助 率：補助対象経費の1／2以内 （指定循環資源に係る技術開発等の場合は2／3以内） 補助金上限額：400万円 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 研究開発支援課 (086)286-9652
エコプロダクツ製品化支援事業費補助金	◎エコ製品への認定を目指すなど、循環資源を原料とする競争力のある新製品開発のための事業化可能性調査・検証事業等に要する経費の一部を補助します。 補 助 率：補助対象経費の1／2以内 （指定循環資源を原料にする場合は2／3以内） 補助金上限額：事業化可能性調査・検証事業 100万円 実用化研究事業 300万円 改良研究事業 100万円 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 研究開発支援課 (086)286-9652
産業廃棄物処理業者育成支援事業補助金	◎産業廃棄物処分業者が行う設備投資に要する経費に対する補助 補 助 対 象：①廃棄物搭載車両計量設備の導入又は更新 ②上記計量設備に付属する電算処理システムの導入又は更新 （電算処理システム設備のみの導入又は更新を除く。） 補 助 率：1／2以内 補助限度額：①計量設備 170万円 ②電算処理システム 50万円 【問い合わせ先】 岡山県 環境文化部 循環型社会推進課 産業廃棄物班 (086)226-7308

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
業務用車両EV等転換支援事業補助金	◎業務用車両として電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車（以下「EV等」という。）を導入する法人に対し、車両購入費を補助します（導入したEV等の活用による普及・啓発活動の実施や利用者アンケートへの協力等を要件とします）。 また、当該補助金を活用してEV等を導入する法人に対し、普通充電設備（EV等を3台以上導入する場合）やV2H充電設備の設置費用を併せて補助します。 補助対象者：県内に事務所又は事業所を有する法人 補助率等： ○EV等購入費補助 定額 200 千円（1 台につき） ○普通充電設備設置補助 補助率 1/2 上限額 180 千円（1 基につき） ○V2H充電設備設置補助 補助率 1/2 上限額 190 千円（1 基につき） 【問い合わせ先】 岡山県 環境文化部 環境企画課 新エネルギー・温暖化対策室 (086) 226-7298
岡山県充電環境整備事業費補助金	◎電気自動車やプラグインハイブリッド車を安心して利用できる環境整備を図るため、急速充電設備又は普通充電設備を整備する法人等に、その経費の一部を補助します（公共施設、商業施設、宿泊施設、集合住宅等への設置が対象。集合住宅以外は一般開放を、急速充電設備は24時間利用可能であることを要件とします）。 (1) 急速充電設備 設置補助 補助対象者：県内に急速充電設備を設置する者 補 助 率 等：補助対象経費（県以外の補助金、助成金等の額を控除）の2/3※（上限 300 万円）又は1/2（上限 150 万円） 補助対象経費：急速充電設備の購入費用及び設置工事費用 ※半径 15Km 圏内に24時間対応の急速充電設備がない地域等 (2) 普通充電設備設置補助 補助対象者：県内に普通充電設備を設置する者 補 助 率：補助対象経費（県以外の補助金、助成金等の額を控除）の1/2（上限 18 万円） 補助対象経費：普通充電設備の購入費用及び設置工事費用 【問い合わせ先】 岡山県 環境文化部 環境企画課 新エネルギー・温暖化対策室 (086) 226-7298
岡山県エコアクション21認証取得支援事業補助金	◎事業者の温室効果ガスや廃棄物の排出量削減等の環境負荷を低減する取組を支援するため、エコアクション21の認証取得費用の一部を補助します。 補 助 対 象 者：県内に事業所を有し、エコアクション21の新規認証・登録を受けた事業者 （平成31年4月1日以降の認証・登録に限る） 補助対象経費：エコアクション21の認証・登録に係る審査費用、認証・登録料 補 助 率：補助対象経費の1/2以内（上限 10 万円） （環境省エコアクション21認証・登録制度については、P89を参照） 【問い合わせ先】 岡山県 環境文化部 環境企画課 新エネルギー・温暖化対策室 (086) 226-7298

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等										
環境対応バス導入加速事業補助金	◎環境性能の劣る古いバスを更新して環境対応バスを導入する際の経費の一部を補助 ○補助対象者 旅客自動車運送事業者、リース事業者その他これらに準ずるものとして知事が認定した者 ○補助要件 <table border="1"> <tr> <td>環境対応ディーゼルバス</td><td>ハイブリッドバス CNGバス</td></tr> <tr> <td>新車または中古車の導入</td><td>新車の導入</td></tr> <tr> <td> - 平成6年規制以前の規制適合車の廃車を伴う、平成17年規制以後の規制適合車への路線バス(高速バスを除く。)の買替えであること。 - 岡山県内を使用の本拠とするものであること。 - 自動車検査証に所有者であることが記載されること。 </td><td> - 平成6年規制以前の規制適合車の廃車を伴うものであること。 - 岡山県内を使用の本拠とするものであること。 - 自動車検査証に所有者であることが記載されること。 </td></tr> </table> ○補助額 <table border="1"> <tr> <td>環境対応ディーゼルバス</td><td>ハイブリッドバス CNGバス</td></tr> <tr> <td>導入する環境対応バス1台につき、車両購入価格に1／10を乗じて得た額以内（上限額2,400千円）。</td><td>導入する環境対応バス1台につき、車両本体価格と知事が別に定める通常車両価格との差額に1／3を乗じて得た額以内。</td></tr> </table> 【問い合わせ先】 岡山県 環境文化部 環境管理課 大気保全班 (086)226-7302	環境対応ディーゼルバス	ハイブリッドバス CNGバス	新車または中古車の導入	新車の導入	- 平成6年規制以前の規制適合車の廃車を伴う、平成17年規制以後の規制適合車への路線バス(高速バスを除く。)の買替えであること。 - 岡山県内を使用の本拠とするものであること。 - 自動車検査証に所有者であることが記載されること。	- 平成6年規制以前の規制適合車の廃車を伴うものであること。 - 岡山県内を使用の本拠とするものであること。 - 自動車検査証に所有者であることが記載されること。	環境対応ディーゼルバス	ハイブリッドバス CNGバス	導入する環境対応バス1台につき、車両購入価格に1／10を乗じて得た額以内（上限額2,400千円）。	導入する環境対応バス1台につき、車両本体価格と知事が別に定める通常車両価格との差額に1／3を乗じて得た額以内。
環境対応ディーゼルバス	ハイブリッドバス CNGバス										
新車または中古車の導入	新車の導入										
- 平成6年規制以前の規制適合車の廃車を伴う、平成17年規制以後の規制適合車への路線バス(高速バスを除く。)の買替えであること。 - 岡山県内を使用の本拠とするものであること。 - 自動車検査証に所有者であることが記載されること。	- 平成6年規制以前の規制適合車の廃車を伴うものであること。 - 岡山県内を使用の本拠とするものであること。 - 自動車検査証に所有者であることが記載されること。										
環境対応ディーゼルバス	ハイブリッドバス CNGバス										
導入する環境対応バス1台につき、車両購入価格に1／10を乗じて得た額以内（上限額2,400千円）。	導入する環境対応バス1台につき、車両本体価格と知事が別に定める通常車両価格との差額に1／3を乗じて得た額以内。										
エネルギー使用合理化等事業者支援補助金	◎事業者の省エネ対策に対する経費補助 対 象： - 工場・事業場単位 既設設備・システムの入替えやEMS導入等により省エネ対策を行う際の費用を補助する。 - 設備単位 省エネ効果が高い設備の更新費用を補助する。 補助率：1／2～1／3以内 【問い合わせ先】 (一社)環境共創イニシアチブ 0570-055-122(ナビダイヤル)										

【県内に事業所・工場を立地する皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
新岡山県企業立地促進補助金	◎県内への企業立地を支援 産業の高度化と雇用機会の拡大を図り、もって県民生活の安定と向上に資するため、県内に立地する先端技術工場、一般製造工場又は研究所等の建設に対して補助金を交付します。 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 企業誘致・投資促進課 誘致推進班 (086) 226-7374
製造工場 製造業類似事業所 (植物工場)	対象地域 県内全域 土地取得（賃貸）後の経過年数 新設：新たに土地を取得し、工場等を建設する場合 土地取得後3年以内に建設に着手 ただし、既存の工場等に隣接する民有地を取得し、新たに工場等を建設する場合は、増設に準じた取り扱いとする。 増設：既存の敷地内で新たに工場等を建設する場合 新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手 対象業種 製造工場：日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）分類表中大分類E－製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場 製造業類似事業所：植物工場（一定の気密性を保持した施設内で、野菜等のモニタリングに基づいて、生育環境を高度に制御し、天候の変化にかかわらず、安定的かつ計画的に当該農産物を生産することができる施設をいう） その他の認定要件 [公的団地] ・土地取得面積 1,000㎡以上 [民有地] ・土地取得面積 中山間地域 3,000㎡以上 その他地域 5,000㎡以上 ・固定資産投資額 中山間地域 大企業 2億円以上 中小企業 1億円以上 その他地域 大企業 5億円以上 中小企業 2億円以上 ・新規常用雇用者 大企業 30人以上 中小企業 10人以上 補助金の算出方法 [県営産業団地] 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×3% 家屋に係る固定資産評価額×9% 償却資産の取得額×9% [市町村営等産業団地] 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×1.5% 家屋に係る固定資産評価額×4.5% 償却資産の取得額×4.5% [民有地] 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×0.75% 家屋に係る固定資産評価額×2.25% 償却資産の取得額×2.25% 限度額 [公的団地] 中山間地域 5億円、その他地域 3億円 [民有地] 中山間地域 2.5億円、その他地域 1.5億円 交付方法 交付決定額1億円以上 5か年での分割交付 交付決定額1億円未満 一括交付 ※増設の場合の補助金の算出方法及び限度額は新設の1/2です。 ※県営産業団地については、リース事業者も対象となります。

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
製造工場 製造業類似事業所 （植物工場） （つつき）	※県北県営産業団地（久米産業団地、真庭産業団地、吉備高原都市工場公園・産業区）に立地する場合で、新規常用雇用者が10名以上ある場合は、家屋・土地の固定資産評価額（土地取得費が固定資産評価額を下回る場合は土地取得費）の20%を上限として、家屋・土地に関する市町村の助成額と同額を上乗せします。 ※県北県営産業団地を除く県営産業団地（岡山リサーチパークを除く）及び県北市町村営等産業団地（津山産業・流通センター、美作市・作東産業団地）に立地する場合で、新規常用雇用者数が10名以上ある場合は、家屋・土地の固定資産評価額（土地取得費が固定資産評価額を下回る場合は土地取得費）の10%を上限として、家屋・土地に関する市町村の助成額と同額を上乗せします。
研究所等	対象地域 県内全域 土地取得（賃貸）後の経過年数 新設：新たに土地を取得し、工場等を建設する場合 土地取得後3年以内に建設に着手 ただし、既存の工場等に隣接する民有地を取得し、新たに工場等を建設する場合は、増設に準じた取り扱いとする。 増設：既存の敷地内で新たに工場等を建設する場合 新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手 対象業種 工業製品に係る研究所 バイオテクノロジーに係る研究所 光通信又は電気通信に係る研究所 ソフトウェアハウス システムハウス 高度情報処理産業に係る事業所 高度な機械修理業に係る事業所 ディスプレイ業に係る事業所 非破壊検査業に係る事業所 デザイン業に係る事業所 機械設計業に係る事業所 エンジニアリング業に係る事業所 その他の認定要件 [公的団地] ・土地取得面積 1,000㎡以上 [民有地] ・土地取得面積 2,000㎡以上 ・固定資産投資額 大企業 2億円以上 中小企業 1億円以上 ・新規常用雇用者 大企業 10人以上 中小企業 5人以上 補助金の算出方法 [県営産業団地] 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×3% 家屋に係る固定資産評価額×9% 償却資産の取得額×9% [市町村営等産業団地] 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×1.5% 家屋に係る固定資産評価額×4.5% 償却資産の取得額×4.5% [民有地] 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×0.75% 家屋に係る固定資産評価額×2.25% 償却資産の取得額×2.25% 限度額 [公的団地] 中山間地域 5億円、その他地域 3億円 [民有地] 中山間地域 2.5億円、その他地域 1.5億円 交付方法 交付決定額1億円以上 5か年での分割交付 交付決定額1億円未満 一括交付

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
研究所等 （つづき）	※増設の場合の補助金の算出方法及び限度額は新設の1／2です。 ※県営産業団地については、リース事業者も対象となります。 ※県北県営産業団地（久米産業団地、真庭産業団地、吉備高原都市工場公園・産業区）に立地する場合で、新規常用雇用者が10名以上ある場合は、家屋・土地の固定資産評価額（土地取得費が固定資産評価額を下回る場合は土地取得費）の20％を上限として、家屋・土地に関する市町村の助成額と同額を上乗せします。 ※県北県営産業団地を除く県営産業団地（岡山リサーチパークを除く）及び県北市町村営等産業団地（津山産業・流通センター、美作市・作東産業団地）に立地する場合で、新規常用雇用者数が10名以上ある場合は、家屋・土地の固定資産評価額（土地取得費が固定資産評価額を下回る場合は土地取得費）の10％を上限として、家屋・土地に関する市町村の助成額と同額を上乗せします。
新岡山県物流施設誘致 促進補助金	◎県内への物流施設の建設を支援 産業の活性化と雇用機会の拡大を図り、もって地域住民の生活の安定と向上に資するため、県内の公的団地に立地する物流施設の建設に対して補助金を交付します。 対象地域 県内全域の公的団地 土地取得（賃貸）後の経過年数 新設：新たに土地を取得し、物流施設を建設する場合 土地取得後3年以内に建設に着手 増設：既存の敷地内で新たに物流施設を建設する場合 新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手 対象業種 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業、卸売業、製造業・小売業の物流施設（倉庫、荷受・配送センター又は流通過程における簡易な加工場であって、工場若しくは店舗に併設されるものを除く。） その他の認定要件 土地取得面積 1,000㎡以上 補助金の算出方法 〔県営産業団地〕 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×3％ 家屋に係る固定資産評価額×4.5％ 償却資産の取得額×4.5％ 〔市町村営等産業団地〕 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×1.5％ 家屋に係る固定資産評価額×2.25％ 償却資産の取得額×2.25％ 限 度 額 3億円 交付方法 交付決定額1億円以上 5か年での分割交付 交付決定額1億円未満 一括交付 ※増設の場合の補助金の算出方法及び限度額は新設の1／2です。 ※県営産業団地については、リース事業者も対象となります。 ※県北県営産業団地（久米産業団地、真庭産業団地、吉備高原都市工場公園・産業区）に立地する場合で、新規常用雇用者が10名以上ある場合は、家屋・土地の固定資産評価額（土地取得費が固定資産評価額を下回る場合は土地取得費）の20％を上限として、家屋・土地に関する市町村の助成額と同額を上乗せします。 ※県北県営産業団地を除く県営産業団地（岡山リサーチパークを除く）及び県北市町村営等産業団地（津山産業・流通センター、美作市・作東産業団地）に立地する場合で、新規常用雇用者数が10名以上ある場合は、家屋・土地の固定資産評価額（土地取得費が固定資産評価額を下回る場合は土地取得費）の10％を上限として、家屋・土地に関する市町村の助成額と同額を上乗せします。 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 企業誘致・投資促進課 誘致推進班 (086)226-7374

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
岡山県大型投資・拠点化促進補助金	◎県内への企業立地を支援 産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、県内への大型な設備投資や製造工場の拠点化・集約化を行う企業に対する支援を目的として、補助金を交付します。 (1)対象業種 製造工場：日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）分類表中大分類E－製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場 研究所等：工業製品に係る研究所 バイオテクノロジーに係る研究所 光通信又は電気通信に係る研究所 ソフトウェアハウス システムハウス 高度情報処理産業に係る事業所 高度な機械修理業に係る事業所 ディスプレイ業に係る事業所 非破壊検査業に係る事業所 デザイン業に係る事業所 機械設計業に係る事業所 エンジニアリング業に係る事業所 製造業類似事業所：植物工場（一定の気密性を保持した施設内で、野菜等のモニタリングに基づいて、生育環境を高度に制御し、天候の変化にかかわらず、安定的かつ計画的に当該農産物を生産することができる施設をいう） (2)補助要件 ①投資型 投資額：50億円以上 新規常用雇用者数：20人以上 ②雇用型 投資額：要件なし 新規常用雇用者数：100人（県北50人）以上 ③R＆D型（初の先端的試験研究施設への投資） 投資額：1億円以上 新規常用雇用者数：5人以上 ④量産化型（先端的試験研究からの量産化） 投資額：5億円以上 新規常用雇用者数：10人以上 ⑤拠点集約型（県外の製造拠点等を県内に移設、集約） 投資額：10億円以上 新規常用雇用者数：要件なし (3)補助金額 ①（土地、家屋固定資産評価額及び償却資産取得額）×5% ②（土地、家屋固定資産評価額及び償却資産取得額）×5% ③（土地、家屋固定資産評価額及び償却資産取得額）×10% ④（土地、家屋固定資産評価額及び償却資産取得額）×10% ⑤（土地、家屋固定資産評価額及び償却資産取得額）×15% ※①②について、県内初立地、超大型（200億円、200人以上）、航空機関連、EV関連の場合は、それぞれ補助率5%を上乗せする。 (4)補助金額 ①県営団地 70億円、市町村営団地 50億円 民有地 25億円、既立地 10億円 ②県営団地 70億円、市町村営団地 50億円 民有地 25億円、既立地 10億円 ③全て 2.5億円 ④全て 5億円 ⑤全て 5億円 (5)支払方法 一括交付（交付決定額が1億円以上の場合は、5か年での分割交付） 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 企業誘致・投資促進課 誘致推進班 (086) 226-7374

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
再投資サポート補助金	◎県内での操業継続を支援 企業ニーズが強い再投資に対する支援を行うことにより、競合する他県工場ではなく本県内工場への再投資を促進し、もって操業継続、雇用維持等につなげることを目的に、県内に既に立地している企業に対して、補助金を交付します。 (1)対象企業 次のいずれも満たすこと ①県内に既に立地している製造業者であって、当該事業所設立後10年以上経過した企業であること。 ②補助対象事業を実施することにより、本県での操業継続及び当該事業所の常用雇用者に係る雇用の維持又は創出が認められること。 (例：事業実施後における当該事業所の常用雇用者数が、事業実施前以上であること等) (2)補助要件 次のいずれも満たすこと ①固定資産投資額1億円以上 (新規常用雇用者数は問いません) ②次のいずれかを満たすこと ア 事業を実施した箇所、ライン等における生産性が10%以上向上すること。 イ 事業を実施した箇所、ライン等において、新たな製品を従来品の生産量ベース又は生産額ベースで10%以上生産する能力を備えること。 ウ 事業を実施した箇所、ライン等において、環境影響への軽減効果が大きいものとして知事が特別に認める事業であること。 (3)補助金額 設備投資額（家屋・償却資産の取得額）の1% (4)限度額 1億円 (5)交付方法 一括交付 [定義] (1)生産性 労働生産性（物的労働生産性又は価値労働生産性）のことをいい、次により算定する。 イ 物的労働生産性＝生産能力数量÷常用雇用者数 ロ 価値労働生産性＝生産能力額÷常用雇用者数 (2)新たな製品 当該設備の設置以前には、当該事業者が反復継続的に量産提供していなかった製品、当該事業者にとって新たな原材料や生産加工技術の適用により、従来の製品と比べて性能が向上する製品（性能を示す定量指数が、当該事業者が従来提供していたものに比べて10%以上向上する製品）又は用途若しくは販路等が異なる製品のことをいう。 (3)環境影響の軽減 大気（SO_x、NO_x、煤塵等）、水質（COD、チッ素、リン等）等の排出量等環境影響に関する数値が大幅に軽減することをいう。 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 企業誘致・投資促進課 誘致推進班 (086)226-7374

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
岡山県本社機能移転促進補助金	◎県内への本社機能移転を支援 県内への本社機能移転を促進し、一層の雇用機会の増大と地域振興を図るため、県内に本社機能に移転する法人に対して、補助金を交付します。 (1)対象者 県内に本社機能に移転する法人 (2)補助要件 ①県内の本社機能を対外的に明示 ②県内の本社機能業務に従事する新規常用雇用者が5人以上 ③法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること。 ④資本金又は出資金の額が1,000万円超 (3)補助金額 【設備】家屋に係る固定資産評価額（又は1年分の賃借料）×10% 償却資産の取得額×10% 【土地】土地に係る固定資産評価額（又は1年分の賃借料）×10% 【経費】事務所移転経費×10% 【雇用】本社機能業務に従事する新規常用雇用者1人当たり50万円（中山間地域：100万円） ※東京23区から移転する法人：補助率15%、補助単価100万円 (4)限度額 5億円（中山間地域は限度なし） (5)交付方法 一括交付 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 企業誘致・投資促進課 誘致推進班 (086)226-7374
岡山県本社機能移転に係る社宅借上げ支援補助金	◎県内への本社機能移転を支援 県内への本社機能移転を促進し、一層の雇用機会の増大と地域振興を図るため、県内に本社機能に移転し社宅を借り上げる法人に対して、補助金を交付します。 (1)対象者 本社機能移転促進補助金認定法人 (2)補助要件 常用雇用者のために新たに社宅の賃借を開始すること (3)補助対象経費 社宅の賃借に要する経費 （ただし、賃借料に係る消費税及び地方消費税相当額、敷金、礼金、共益費その他これらに類する経費を除く） (4)補助率 2分の1 (5)限度額 3,000万円（一戸当たり 月5万円） (6)補助対象期間 最長1年間 (7)交付方法 年度毎に実績交付 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 企業誘致・投資促進課 誘致推進班 (086)226-7374

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
岡山県支店等新規開設促進補助金	◎県内への支店等の新規開設を支援 県内への支店等の新規開設を促進し、一層の雇用機会の増大と地域振興を図るため、県内に支店等を新たに開設する法人に対して、補助金を交付します。 (1)対象者 県内に支店等を新たに開設又は県内に設置していた支店等を廃止した日から起算して3年を経過した日以降に県内に支店等を再び開設する法人 (2)補助要件 ①県内の支店等を商業登記簿に支店登記し、かつ、対外的に明示 ②県内の支店等に従事する新規常用雇用者が10人以上 ③法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること。 ④支店等の事業の用に供する部分の延床面積が100平方メートル超 ※賃貸の場合は賃貸借契約の期間が2年以上 ※集合住宅の居宅部分を支店等の用に供しているときは交付対象外 ⑤資本金又は出資金の額が1,000万円超 【イノベーション分野(クリエイティブ関連分野、情報通信関連分野、研究関連分野)】 ①県内の支店等を商業登記簿に支店登記し、かつ、対外的に明示 ②県内の支店等に従事する新規常用雇用者が5人以上 ③法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること。 (3)補助金額 支店等に従事する10人目以降の新規常用雇用者1人当たり10万円 (中山間地域は15万円) 【イノベーション分野】 新規常用雇用者×50万円(中山間地域は100万円) (4)限度額 200万円(中山間地域は300万円) 【イノベーション分野】 1,000万円(中山間地域は2,000万円) (5)交付方法 一括交付 (6)イノベーション分野の例示 ①クリエイティブ関連分野：設計関連、デザイン関連等 ②情報通信関連分野：システム開発関連、映像制作関連、ゲーム関連等 ③研究関連：研究ラボ等 ※単に販売、サービス提供、営業、作業等のみを行う事業所は対象外 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 企業誘致・投資促進課 誘致推進班 (086)226-7374

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
若者×空き家等活用×事業者支援事業	◎中山間・離島地域等での空き家等を活用した事務所の開設を補助 過疎化、高齢化の進行する中山間地域又は離島地域の活性化を図るため、空き家などを活用してサテライトオフィス、シェアオフィス等を開設する企業等に対して補助金を交付します。 (市町村を経由して交付します。) (1)対象企業 30代までの若者を開設時から1週間以内に最低1名常用雇用（期間の定めのない雇用契約）して事務所等（ただし、パンの製造販売やカフェ、ゲストハウスなど、単なる営業店舗は除く。）を開設する法人事業者及び個人事業者。 (2)補助対象経費 空き家などの改修その他設備投資に係る経費 (2月末までに工事等の完了が条件) (3)補助金の額等 ・県補助額 事業費総額から市町村負担及び企業等負担を除いた額 (上限5,000千円) ・市町村負担額 事業費総額の4分の1（上限2,500千円） ・企業等負担額 事業費総額の4分の1 (上限2,500千円。ただし、事業費総額が10,000千円を超える場合は、事業費総額から7,500千円を除いた額) 【問い合わせ先】 岡山県 県民生活部 中山間・地域振興課 活力創出班 (086)226-7267
地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)	◎雇用情勢が特に厳しい地域に居住する者を雇い入れる場合 同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島地域などにおいて、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った事業主に対して助成します。 (対象地域は厚生労働省ホームページで確認可能) 支給額：事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、48～760万円（60～960万円）を支給（最大3年間（3回）支給）〈 〉内は生産性要件を満たす場合の助成額 創業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ。 中小企業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ。 【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）

【雇用の安定を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
65歳超雇用推進助成金	◎65歳超継続雇用促進コース ●主な要件 - 労働協約又は就業規則により、いずれかの制度を実施し、その制度を制定した際に経費を要した場合 ・旧定年年齢を上回る65歳以上の年齢への定年引上げ ・定年の定め廃止 ・旧定年年齢を上回る希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入 ●助成額・・・5～160万円 60歳以上の雇用保険被保険者の人数に応じて1事業主1回限り助成します。 ◎高齢者評価制度等雇用管理改善コース ●主な要件 ・高齢者の雇用管理制度を整備するために計画を策定し、計画書を下記窓口に申請。認定後に計画を実施し、要した経費を申請 例：能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の見直し等 ●助成額・・・30万円 ・雇用管理整備の実施に必要な専門家への委託料・コンサルタントとの相談に要した経費。30万円を要したものとみなします。 ・要した額の60%（中小企業の場合）、生産性要件を満たす場合75%（中小企業の場合） ◎高齢者無期雇用転換コース ●主な要件 ・契約期間が通算5年以内で、50歳以上かつ定年年齢未満の従業員を有期から無期雇用へ転換させた場合（平成25年4月1日以降に締結された契約） ●助成額 ・1人当たり48万円（中小企業の場合）、生産性要件を満たす場合60万円（中小企業の場合） 【問い合わせ先】 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 (086)241-0166
雇用調整助成金	◎経営が悪化する中で、休業や職業訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する場合 景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合（※1）に、休業、教育訓練、または出向（※2）によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成します。 ※1 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等 ※2 3か月以上1年以内の出向に限る 【休業・教育訓練の場合】 支給額：休業手当等の一部助成1／2（中小企業は2／3） 教育訓練を行った場合は下記の教育訓練費を加算 1人1日当たり1,200円 【出向の場合】 支給額：出向元事業主の負担額の一部助成1／2 （中小企業は2／3） 【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
労働移動支援助成金 Ⅰ再就職支援コース	◎事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主（再就職が実現した場合に限る）に対して助成します。 【再就職支援】 委託費用の1／4（中小企業1／2） 支給対象者45歳以上 委託費用の1／3（中小企業2／3） 特例区分（※）に該当する場合 委託費用の1／3（中小企業2／3） 支給対象者45歳以上 委託費用の2／5（中小企業4／5） （1人当たり上限60万円） 訓練を委託した場合、訓練実施に係る費用の2／3（上限30万円） グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算 【休暇付与支援】 日額5,000円（中小企業8,000円）を支給（上限180日分） 離職後1か月以内に再就職を実現した場合、1人当たり10万円を加算 【職業訓練実施支援】 教育訓練施設等に訓練を直接委託した場合、訓練実施に係る費用の2／3（上限30万円） （※）職業紹介事業者との間の委託契約が一定基準に合致し、かつ、対象者が実際に良質な雇用に再就職した場合
Ⅱ早期雇入れ支援コース	◎事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3か月以内に雇い入れた事業主に対して助成します 【早期雇入れ支援】（1年度1事業所当たり500人上限） 通常助成 1人当たり30万円 優遇助成（※1） 1人当たり80万円 （雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に40万円） 優遇助成（賃金上昇区分）（※2） 1人当たり100万円 （雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に60万円） 【人材育成支援（※3）】 通常助成 ○J T 訓練実施助成800円／時 ○f f－J T 賃金助成900円／時 + 訓練経費助成（上限30万円） 優遇助成（※1） ○J T 訓練実施助成900円／時 ○f f－J T 賃金助成1,000円／時 + 訓練経費助成（上限40万円） 優遇助成（賃金上昇区分）（※2） ○J T 訓練実施助成1,000円／時 ○f f－J T 賃金助成1,100円／時 + 訓練経費助成（上限50万円） （※1）成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇い入れた場合 （※2）優遇助成の要件を満たす事業所の事業主が、対象者の採用1年後に賃金アップした場合 （※3）早期雇入れ支援の対象者に対して、職業訓練を実施した場合に上乗せとして支給
	【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
中途採用等支援助成金 Ⅰ 中途採用拡大コース Ⅱ UIJターンコース	◎中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大（①中途採用率の拡大または②45歳以上を初めて採用）させた事業主に対して助成します。 【中途採用拡大助成】 ①の場合 50万円 ②の場合 60万円または70万円（※1） （※1）60歳以上の対象者を初採用した場合は70万円を支給 【生産性向上助成（※）】 ①の場合 〈25万円〉 ②の場合 〈30万円〉 （※）中途採用拡大に取り組む際に提出した中途採用計画の開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合（伸び率が6%以上のみ）に支給 ◎東京圏からの移住者（※）を雇い入れた事業主に対してその採用活動に要した経費の一部を助成します。 （※）地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限る。 支給額：助成対象経費の1／3（中小企業は1／2） （上限100万円） 【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）
特定求職者雇用開発助成金 Ⅰ 特定就職困難者コース Ⅱ 生涯現役コース	◎高齢者や障害者などの就職が特に困難な方を継続して雇用する場合 高年齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成します。 ※雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実であると認められること 【高年齢者（60～64歳）、母子家庭の母等】 支給額：1人当たり50万円（中小企業は60万円） 短時間労働者（※）は30万円（中小企業は40万円） 【身体・知的障害者（重度以外）】 支給額：1人当たり50万円（中小企業は120万円） 短時間労働者（※）は30万円（中小企業は80万円） 【身体・知的障害者（重度又は45歳以上）、精神障害者】 支給額：1人当たり100万円（中小企業は240万円） 短時間労働者（※）は30万円（中小企業は80万円） ※1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者（以下同じ） 65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成します。 ※高年齢被保険者として雇い入れ、1年以上雇用することが確実であると認められること 支給額：1人当たり60万円（中小企業は70万円） 短時間労働者は40万円（中小企業は50万円）

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
Ⅲ被災者雇用開発コース	東日本大震災の被災地域における被災離職者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成します。 ※雇用保険一般被保険者として雇い入れ、1年以上雇用することが見込まれること 支給額：1人当たり50万円（中小企業は60万円） 短時間労働者は30万円（中小企業は40万円）
Ⅳ発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	発達障害者、難治性疾患患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成します。 支給額：1人当たり50万円（中小企業は120万円） 短時間労働者は30万円（中小企業は80万円） ※雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実であると認められること
Ⅴ三年以内既卒者等採用定着コース	学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大及び採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込み又は募集を行い、初めて雇入れ、採用後一定期間定着させた事業主に対して支給します。 【既卒者等コース】（中小企業事業主※） 支給額：1年定着後 50万円 2年定着後 10万円 3年定着後 10万円 ※中小企業事業主以外は1年定着後のみ35万円を支給 【高校中退者コース】（中小企業事業主※） 支給額：1年定着後 60万円 2年定着後 10万円 3年定着後 10万円 ※中小企業事業主以外は1年定着後のみ40万円を支給 *各コース上限1名、若年雇用促進法に基づく認定企業の場合は、既卒者等コース、高校中退者コースともに10万円が加算されます。 *平成31年3月31日までに募集等を行い、平成31年4月30日までに対象者を雇い入れた事業主が対象。
Ⅵ障害者初回雇用コース	障害者雇用の経験のない中小企業（※1）において、雇用率制度の対象となる障害者を初めて雇用（※2）し、当該雇い入れによって法定雇用率を達成する場合（※3）に助成します。 ※1 雇用する常用労働者数が45.5～300人の事業主 ※2 対象労働者を継続して雇用することが確実であると認められること ※3 1人目の対象労働者をハローワーク等の紹介により雇い入れた日の翌日から起算して3ヶ月後までの間に、雇い入れた対象労働者の数が法定雇用障害者数以上となり、法定雇用率を達成すること 支給額：120万円
Ⅶ安定雇用実現コース	いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用にくることが困難な者（※）を正規雇用労働者（短時間労働者を除く）として雇い入れた事業主に対して助成します。 （※）次のいずれにも該当する者 ①雇入れ日現在の満年齢が35歳以上60歳未満の者 ②正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者 ③紹介日時時点で失業状態にあり、正規雇用労働者として雇用されることを希望している者 支給額：50万円（中小企業は60万円）

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
Ⅷ生活保護受給者等雇用開発コース	自治体からハローワークに対し就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成します。 ※雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実であると認められること 支給額：1人当たり50万円（中小企業は60万円） 短時間労働者は30万円（中小企業は40万円） 【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）
トライアル雇用助成金 Ⅰ一般トライアルコース	◎安定就業を希望する求職者を試行的に雇い入れる場合 職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者をハローワーク等の紹介により3か月間（原則）試行雇用した場合に助成します。 対象者：次のいずれかの要件を満たした方 ①紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している ②紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている（※1） ③妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業（※2）に就いていない期間が1年を超えている ④紹介日時点でニートやフリーター等（※3）で45歳未満である ⑤就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する（※4） ※1 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと ※2 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること ※3 安定した職業に就いていない方で、ハローワーク等において担当者性による個別支援を受けている方 ※4 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者 注）紹介日時点で次の状態にある方は対象者になりません。 ・安定した職業に就いている人 ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人 ・学校に在籍中で卒業していない人（卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります） ・他の事業所でトライアル雇用期間中の人 支給額：1人当たり月額最大4万円（最長3か月間） （対象労働者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の若年者に対し実施した場合は、月額最大5万円）
Ⅱ障害者トライアルコース	◎障害者を試行的に雇い入れる場合 一定の要件に該当する障害者をハローワーク等の紹介により一定期間試行雇用した雇用した場合に助成します。 支給額：1人当たり月額最大4万円（最長3か月間） （精神障害者の場合） 助成期間：最長6か月 助成額：雇入れから3か月間 ⇒1人当たり月額最大8万円 雇入れから4か月以降 ⇒1人当たり月額最大4万円
Ⅲ障害者短時間トライアルコース	◎短時間であれば働ける障害者を試行的に雇い入れる場合 ハローワーク等の紹介により、週20時間以上の勤務が難しい精神障害者や発達障害者に対し週10～20時間の試行雇用を行い、職場適応状況や体調等に応じて週20時間以上とすることを目指す場合に助成します。 支給額：1人当たり月額最大4万円（最長12か月間）

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
IV若年・女性建設労働者トライアルコース	◎若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース又は障害者トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主に対して助成します。 支給額：1人当たり月額最大4万円（最長3か月） 【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）
障害者雇用安定助成金 I 障害者職場定着支援コース	◎障害者雇用を促進するとともに職場定着を図る場合 障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主に対して助成するものであり、具体的には、職場定着支援計画の認定を受けたうえで、「対象労働者」に対して、以下の職場定着に係る措置を実施し、6ヶ月以上職場に定着させた場合に助成金を支給します。 （措置1 柔軟な時間管理・休暇取得） 通院による治療等のための有給休暇の付与、勤務時間の変更等の労働時間の調整を行うこと （措置2 短時間労働者の勤務時間延長） 週所定労働時間が20時間未満の労働者を20時間以上に、30時間未満の労働者を30時間以上に延長すること （措置3 正規・無期転換） 有期契約労働者を正規雇用や無期雇用、無期雇用労働者を正規雇用へ転換すること （措置4 職場支援員の配置） 障害者の業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置すること （措置5 職場復帰支援） 中途障害等により休職を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、雇用を継続すること （措置6 中高年障害者への雇用継続支援） 中高年障害者に対して必要な職場適応の措置を行う （措置7 社内理解の促進） 雇用する労働者に対して、障害者の就労の支援に関する知識を習得させる講習を受講させること 支給額：（措置1）6万円（中小企業は8万円） （措置2）※（例）20時間未満→30時間以上の場合 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の場合 40万円（中小企業は54万円） 上記以外の場合 30万円（中小企業は40万円） （措置3）※（例）有期雇用→正規雇用の場合 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の場合 90万円（中小企業は120万円） 上記以外の場合 67.5万円（中小企業は90万円） （措置4）※（例）雇用で職場支援員を配置する場合 3万円（中小企業は4万円）／月 （措置5）4.5万円（中小企業は6万円）／月 （措置6）1人当たり50万円（中小企業は70万円） （措置7）※（例）講習に計20万円以上を要した場合 9万円（中小企業は12万円） ※対象となる措置によって支給額が異なります。上記は一部を例示として掲げたものです。

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
Ⅱ 障害者職場適応援助コース	企業に雇用される障害者に対して、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成します。具体的には、以下の２種類があります。 （訪問型職場適応援助者による支援） 雇用する職場適応援助者に障害者を雇用する企業を訪問して支援を行わせる事業主に助成します。 ※地域センターが作成又は承認する支援計画等が必要です。 支給額：１日の支援時間が４時間未満の場合、１日につき８千円 （精神障害者は３時間未満） １日の支援時間が４時間以上の場合、１日につき１万６千円 （精神障害者は３時間以上） （企業在籍型職場適応援助者による支援） 職場適応援助者が障害者と同じ事業主に雇用されて支援を行う場合に助成します。 ※地域センターが作成又は承認する支援計画等が必要です。 支給額：（精神障害者の支援） １人当たり月額９万円（中小企業は１２万円） 短時間労働者は、月額５万円（中小企業は６万円） （精神障害者以外の支援） １人当たり月額６万円（中小企業は８万円） 短時間労働者は、月額３万円（中小企業は４万円） ※助成対象期間は、６か月が上限 【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）
岡山県中小企業Ｕターン就職促進奨学金返還支援事業	◎東京圏での採用活動を支援 東京圏（※）からＩＪＵターン就職する従業員への奨学金返還支援制度を設けている中小企業に対して、その負担額の一部を補助します。 ※東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、１都３県 (1) 補助対象企業 以下のいずれも満たす中小企業（※） ※中小企業…中小企業基本法に定める中小企業者等 ①県内に主たる事業所がある、又は県内に勤務先を限定して採用していること ②従業員への奨学金返還支援制度を設けていること (2) 支援対象者（従業員） 補助対象企業に勤務し、以下の全てを満たす者 ①補助対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者 ②採用直前(6か月以内)まで東京圏に在住又は通勤、通学していた者 ③正社員である者 ④日本学生支援機構の奨学金を返還予定又は返還中の者 ⑤県内の事業所等に勤務している者 ⑥35歳未満の者（年度末時点） (3) 補助対象期間 支援対象者１人につき、採用後６年（72か月）間 (4) １人当たり年間補助額 支援対象者の奨学金年間返還額の範囲内で補助対象企業が手当等として支給した額を補助対象額とし、その２分の１の額又は９万円のいずれか低い額 【問い合わせ先】 岡山県中小企業団体中央会 企業人材支援課 (086) 224-2245

【働く方々のスキルアップを目指す皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
人材確保等支援助成金 Ⅰ 雇用管理制度助成コース	◎雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度）の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成 【目標達成助成】 支給額：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）
Ⅱ 介護福祉機器助成コース	◎介護事業主が介護労働者の身体的負担を軽減するために新たに介護福祉機器を導入し適切な運用を行うことにより労働環境の改善がみられた場合助成 【機器導入助成】 支給額：支給対象費用の25%（上限150万円） 【目標達成助成】従業員の離職率の低下が図られた場合 支給額：支給対象費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%）（上限150万円）
Ⅲ 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース	◎介護事業主又は保育事業主が、介護労働者または保育労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備を行った場合 【制度整備助成】 支給額：50万円 【目標達成助成】 （第1回）離職率に関する目標を達成した場合計画期間終了1年経過後 支給額：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円） （第2回）計画期間終了3年経過後 支給額：85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円）
Ⅳ 中小企業団体コース	◎都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成 支給額：事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等（構成中小企業者数500以上） 上限 1,000万円 中規模認定組合等（同100以上500未満） 上限 800万円 小規模認定組合等（同100未満） 上限 600万円
Ⅴ 人事評価改善等助成コース	◎生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に助成 【制度整備助成（※1）】 50万円 （※1）生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度を整備し、賃金アップを実施した場合に支給 【目標達成助成（※2）】 80万円 （※2）人事評価制度等整備計画の認定申請時から3年経過後に申請し、生産性要件を満たす（伸び率が6%以上の場合のみ）とともに、賃金アップと離職率低下を実現した場合に支給
Ⅵ 設備改善等支援コース	◎生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善（賃金アップ）等を図る事業主に対して助成 ※計画期間はA又はBのいずれかを選択 A《雇用管理改善計画期間1年》 ①【計画達成助成】計画の開始から1年後に、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成 ②【上乗せ助成】計画の開始から3年後に、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成 B《雇用管理改善計画期間3年》 計画の開始から一定期間経過後に計画開始前と比べて、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成 ①【計画達成助成（1回目）】…計画の開始から1年後 ②【計画達成助成（2回目）】…計画の開始から2年後 ③【目標達成時助成】…計画の開始から3年後

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
Ⅵ設備改善等支援コース（つづき）	A《雇用管理改善計画期間1年》 ・設備導入費用175万円以上1,000万円未満（※） ①50万円 ②[80万円] B《雇用管理改善計画期間3年》 ・設備導入費用240万円以上5,000万円未満（※） ①[50万円] ②[50万円] ③[80万円] ・設備導入費用5,000万円以上1億円未満 ①[50万円] ②[75万円] ③[100万円] ・設備導入費用1億円以上 ①[100万円] ②[150万円] ③[200万円] （※）設備導入費用5,000万円未満は、中小企業のみが対象 []は生産性要件を満たす場合の助成額
Ⅶ働き方改革支援コース	◎働き方改革に取り組む上で、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成 （※1）働き方改革に取り組むとは、時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コース）の支給を受けた中小企業のこと 【計画達成助成（※1）】（10名までの人員増を上限） ・雇入れた労働者1人当たり60万円 （短時間労働者の場合40万円） （※1）新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に支給 【目標達成助成（※2）】（10名までの人員増を上限） 生産性要件を満たした場合、追加的に労働者1人当たり15万円（短時間労働者の場合は10万円） （※2）雇用管理改善計画の開始日から3年経過以降に申請し、生産性要件を満たす（伸び率が6%以上の場合のみ）とともに、離職率の目標を達成した場合に支給
Ⅷ雇用管理制度助成コース（建設分野）	◎①人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主、②雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成 ①の場合 第1回：57万円〈72万円〉 第2回：85.5万円〈108万円〉 ②の場合 1人当たり年額6.65万円〈8.4万円〉（最長3年間） 〈 〉は生産性要件を満たす場合の助成額
Ⅸ若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）	◎①若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体、②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成 ①の場合 【建設事業主】 （中小建設事業主）支給対象経費の3/5〈3/4〉 （中小建設事業主以外の建設事業主）支給対象経費の9/20〈3/5〉 ※雇用管理研修等を受講させた場合、1人当たり日額7,600円〈9,600円〉加算（最長6日間） 【建設事業主団体】 （中小建設事業主団体）支給対象経費の2/3 （中小企業事業主団体以外の建設事業主団体）支給対象経費の1/2 ②の場合 支給対象経費の2/3 〈 〉は生産性要件を満たす場合の助成額

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
X 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）	◎①被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主、②自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主、③認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成 ①の場合 支給対象経費の2／3 ②の場合 支給対象経費の3／5 〈3／4〉 ③の場合 支給対象経費の1／2 〈 〉は生産性要件を満たす場合の助成額 【問い合わせ先】 岡山労働局 職業安定部 職業対策課 (086)801-5107
キャリアアップ助成金 ①正社員化コース ②賃金規定等改定コース ③健康診断制度コース ④賃金規定等共通化コース ⑤諸手当制度共通化コース ⑥選択的適用拡大導入時処遇改善コース	◎有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの企業内でのキャリアアップに取り組む場合 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成します。 支給額： ①有期→正規：1人当たり 42.75 万円（中小企業は 57 万円） ②有期→無期：1人当たり 21.375 万円（中小企業は 28.5 万円） ③無期→正規：1人当たり 21.375 万円（中小企業は 28.5 万円） 有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合に助成します。 支給額： ①すべての有期契約労働者等の賃金規定等を2％以上増額改定した場合 対象労働者数が 1～ 3人 7.125 万円（中小企業は 9.5 万円） 4～ 6人 14.25 万円（中小企業は 19 万円） 7～ 10人 19 万円（中小企業は 28.5 万円） 11～100人 1人当たり 1.9 万円（中小企業は 2.85 万円） ②一部の賃金規定等を2％以上増額改定した場合 対象労働者数が 1～ 3人 3.325 万円（中小企業は 4.75 万円） 4～ 6人 7.125 万円（中小企業は 9.5 万円） 7～ 10人 9.5 万円（中小企業は 14.25 万円） 11～100人 1人当たり 0.95 万円（中小企業は 1.425 万円） 有期契約労働者等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成します。 支給額： 1事業所当たり 28.5 万円（中小企業は 38 万円） 有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を作成し、適用した場合に助成します。 支給額： 1事業所当たり 42.75 万円（中小企業は 57 万円） 有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成します。 支給額： 1事業所当たり 28.5 万円（中小企業は 38 万円） 労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成します。 支給額： 基本給の増額割合に応じて 1人当たり 2.2 万円～9.9 万円（中小企業は 2.9 万円～13.2 万円）

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
⑦短時間労働者労働時間延長コース	短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成します。 支給額：実施内容に応じて 1人当たり 3.4 万円～16.9 万円（中小企業は 4.5 万円～22.5 万円） ※すべてのコースにおいて、生産性の向上が認められる企業には支給額を割増します。 【問い合わせ先】 岡山労働局または管轄の公共職業安定所（ハローワーク）
人材開発支援助成金 【特定訓練コース】 ・労働生産性向上訓練 ・若年人材育成訓練 ・熟練技能育成・承継訓練 ・グローバル人材育成訓練 ・特定分野認定実習併用職業訓練 ・認定実習併用職業訓練 ・中高年齢者雇用型訓練 【一般訓練コース】	◎労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識・技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成 対 象：事業主・事業主団体等 労働生産性の向上に直結する訓練 採用 5 年以内で、35 歳未満の若年労働者への訓練 熟年技能者の指導力強化、技能継承のための訓練、認定職業訓練 海外関連業務に従事する人材育成のための訓練 建設業、製造業、情報通信業に関する認定実習併用職業訓練（厚生労働大臣の認定を受けた OJT 付き訓練） OJT 付きの訓練で厚生労働大臣の認定を受けた実習併用職業訓練 45 歳以上の中高年齢新規雇用者等を対象とした OJT 付き訓練 助成額・助成率（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率 ※【 】内は、・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合・若年者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合 【Off-JT】 経費助成：訓練経費の 45（30）％ ※【60（45）％】 賃金助成：対象者 1 人 1 時間当たり 760（380）円 【OJT】 実施助成：対象者 1 人 1 時間当たり 665（380）円 （雇用型訓練に限る） ●生産性要件を満たす場合 【Off-JT】 経費助成：訓練経費の 60（45）％ ※【75（60）％】 賃金助成：対象者 1 人 1 時間当たり 960（480）円 【OJT】 実施助成：対象者 1 人 1 時間当たり 840（480）円 （雇用型訓練に限る） 対 象：事業主・事業主団体等 上記以外の訓練 【Off-JT】 経費助成：訓練経費の 30％ 賃金助成：対象者 1 人 1 時間当たり 380 円

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
【一般訓練コース】 （つづき） 【教育訓練休暇付与コース】 ・教育訓練休暇制度 ・長期教育訓練休暇制度 【特別育成訓練コース】 （旧キャリアアップ助成金人材育成コース） 【建設労働者認定訓練コース】 （旧建設労働者確保育成助成金） 【建設労働者技能実習コース】 （旧建設労働者確保育成助成金）	●生産性要件を満たす場合 【Off-JT】 経費助成：訓練経費の45% 賃金助成：対象者1人1時間当たり480円 【対象】事業主 有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 助成額：30万円 ●生産性要件を満たす場合 36万円 【対象】事業主 事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成 助成額 経費助成：20万円 賃金助成：対象者1人1日当たり6,000円（有給の場合に限る） ●生産性要件を満たす場合 経費助成：24万円 賃金助成：対象者1人1日当たり7,200円（有給の場合に限る） 【対象】事業主 有期契約労働者等に対して一般職業訓練、有期実習型訓練、中小企業等担い手育成訓練を行った事業主に対して助成 助成額 【Off-JT 賃金助成】475円/時（中小企業760円/時） 【一般職業訓練、有期実習型訓練】 実費助成 ※訓練時間に応じて上限あり ●生産性要件を満たす場合 600円/時（中小企業960円/時） 【OJT 訓練実施助成】（一般職業訓練を除く）665円/時（中小企業760円/時） ●生産性要件を満たす場合 840円/時（中小企業960円/時） ①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主又は中小建設事業主団体、②雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成 助成額・助成率 ①の場合 【経費助成】広域団体認定訓練助成金の支給、または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6 ②の場合 【賃金助成】1人当たり日額3,800円 ●生産性要件を満たす場合 4,800円 雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成 【経費助成（建設事業主）】 （20人以下の中小建設事業主） 支給対象費用の3/4（※1） （21人以上の中小建設事業主）（※2） 35歳未満 支給対象費用の7/10 35歳以上 支給対象費用の9/20 （中小建設事業主以外の建設事業主） 支給対象費用の3/5（※3） （※1）被災三県については10/10 （※2）被災三県については4/5 （※3）女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【経費助成（建設事業主）（生産性向上（※4））】 支給対象費用の3/20 （※4）訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合（伸び率が6%以上のみ）に支給 【経費助成（建設事業主団体）】 （中小建設事業主団体）支給対象費用の4/5（※1） （中小建設事業主団体以外の建設事業主団体） 支給対象費用の2/3（※3） 【賃金助成】（最長20日間） （20人以下の中小建設事業主）1人当たり7,600円/日（8,360円/日） （※5）

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
【建設労働者技能実習コース】 （旧建設労働者確保育成助成金）（つづき） 【障害者職業能力開発コース】	（21人以上の中小建設事業主）1人当たり6,650円／日（7,315円／日） （※5） （※5）建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合 【賃金助成】（生産性向上助成（※4）） （20人以下の中小建設事業主）1人当たり日額9,600円 （21人以上の中小建設事業主）1人当たり日額8,400円 障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成 【施設設置費】支給対象費用の3／4 【運営費】支給対象費用の3／4（重度障害者等は4／5） 【問い合わせ先】 岡山労働局 職業安定部 助成金事務室（明治安田生命岡山桑田町ビル 6F） （086）238-5301
障害者雇用調整金・報奨金	◎障害者の雇用促進を図る事業主への助成 ○障害者雇用調整金支給対象 常用雇用労働者数が100人を超える事業主で、法定障害者雇用率を超えて身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している事業主。 対象となる雇用障害者は障害者手帳等により確認できる方 支 給 額：障害者1人につき月額27,000円 申請時期：4月1日～5月15日まで ○報奨金支給対象 常用雇用労働者数が100人以下の事業主で、一定数（各月の常用雇用労働者数の4％の年度間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を雇用している事業主 支 給 額：障害者1人につき月額21,000円 申請時期：4月1日～7月31日まで ○障害者雇用義務の対象として、精神障害者が加わりました。 特例措置として（2023年3月まで）、雇い入れ 又は 精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の従業員は、対象者1人につき0.5→1となります。 【問い合わせ先】 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 （086）241-0166
特例調整金・特例報奨金	◎在宅就業障害者を支援する事業主への助成 在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給します。 また、事業主が在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金を支給します。 ※特例調整金の支給対象となる事業主は、常用労働者100人を超える事業主です。また、特例報奨金の支給対象となる事業主は、報奨金支給対象事業主です。 【問い合わせ先】 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 （086）241-0166

【労働環境の整備に取り組む皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
障害者雇用納付金制度に基づく助成金	◎障害者雇用納付金制度に基づく助成金 障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、事業主等が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に、これらの事業主等に対して予算の範囲内で助成金を支給することにより、その一時的な経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的とするものです。 また、障害者職場実習支援事業は、障害者を雇用したことがない企業が、障害者雇用を進めるにあたり職場実習を受け入れる際に、職場実習受入謝金等を支給することで、障害者と接し、ともに働く機会を増やすことを支援する制度です。 【問い合わせ先】 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 (086) 241-0166
障害者作業施設設置等助成金 第 1 種作業施設設置等助成金 第 2 種作業施設設置等助成金	◎障害者に必要な作業施設等整備への助成 障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業設備の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。 対象事業主：障害者を雇い入れ又は継続して雇用する事業主で、その作業を容易にするために必要な施設又は設備の設置又は整備を行う事業主。 ・ 作業施設－障害を克服し就労を容易にするために配慮された施設をいい、その配慮された部分のみが助成対象 ・ 附帯設備－障害を克服し就労を容易にするために必要な作業施設に附帯する施設（階段、手すり、トイレ、スロープ等）の整備 ・ 作業設備－障害を克服し就労を容易にするために改造された設備・機器をいい、原則として改造された部分のみが助成対象で、障害者が専ら使用するものに限る 助 成 率：費用額の 2 / 3 限 度 額：対象障害者 1 人につき 4 5 0 万円（作業設備については対象障害者 1 人につき 1 5 0 万円（中途障害者に係る職場復帰のための設備の設置又は整備にあつては 4 5 0 万円を超えない範囲で機構が定める額））ただし、同一事業所につき同一年度当たり 4 , 5 0 0 万円 対象事業主：障害者を雇い入れ又は継続して雇用する事業主で、その作業を容易にするために必要な施設又は設備を賃借する事業主。 助 成 率：2 / 3 限 度 額：対象障害者 1 人につき月 1 3 万円（作業設備については対象障害者 1 人につき月 5 万円（中途障害者に係る職場復帰のための設備の賃借による設置にあつては、1 3 万円を超えない範囲で機構が定める額）） 支 給 期 間：3 年間 申 請 時 期：作業施設等の賃貸借契約日の翌日から起算して 3 か月後まで 【問い合わせ先】 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 (086) 241-0166

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等																
障害者福祉施設設置等助成金	◎障害者の福祉施設整備への助成 障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。 助成条件：申請日以前１年間に障害者を解雇していないこと。 助 成 額：１／３ 限 度 額：対象障害者１人につき２２５万円 【問い合わせ先】 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課（086）241-0166																
障害者介助等助成金	◎障害者の雇用促進に係る助成 重度身体障害者または就職が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成します。 支給期間及び限度額：下表のとおり <table><tr><th>助成金の種類</th><th>支給限度額</th><th>給期間</th><th>助成率</th></tr><tr><td>①職場介助者の配置 または委嘱助成金</td><td>・配置１人 月１５万円 ・委嘱１人 １回１万円</td><td>１０年間</td><td>３／４</td></tr><tr><td>②職場介助者の配置 または委嘱の継続措置に係る助成金</td><td>・配置１人 月１３万円 ・委嘱１人 １回９千円</td><td>５年間</td><td>２／３</td></tr><tr><td>③手話通訳担当者の委嘱助成金</td><td>・委嘱１人 １回６千円</td><td>１０年間</td><td>３／４</td></tr></table> 申請時期：①、③の助成金 配置または委嘱する日の前日まで ②の助成金 ①の助成金の支給期間の終了する日の前日まで 【問い合わせ先】 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課（086）241-0166	助成金の種類	支給限度額	給期間	助成率	①職場介助者の配置 または委嘱助成金	・配置１人 月１５万円 ・委嘱１人 １回１万円	１０年間	３／４	②職場介助者の配置 または委嘱の継続措置に係る助成金	・配置１人 月１３万円 ・委嘱１人 １回９千円	５年間	２／３	③手話通訳担当者の委嘱助成金	・委嘱１人 １回６千円	１０年間	３／４
助成金の種類	支給限度額	給期間	助成率														
①職場介助者の配置 または委嘱助成金	・配置１人 月１５万円 ・委嘱１人 １回１万円	１０年間	３／４														
②職場介助者の配置 または委嘱の継続措置に係る助成金	・配置１人 月１３万円 ・委嘱１人 １回９千円	５年間	２／３														
③手話通訳担当者の委嘱助成金	・委嘱１人 １回６千円	１０年間	３／４														
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	◎重度障害者を多数雇用する事業主への助成 重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を労働者として多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の整備を行い、モデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。 対象事業主：支給対象障害者を１０人以上雇用しており、かつ、雇用割合が２／１０以上で事業施設等の設置又は整備を行う事業所の事業主 助 成 率：事業施設等の設置又は整備に要する費用の２／３が上限（特例３／４） 限 度 額：５，０００万円（特例１億円） 支 給 要 件：事業施設等の設置等を行う場合には、受給資格の認定を受けること 【問い合わせ先】 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課（086）241-0166																

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等																									
重度障害者等通勤対策助成金	◎重度障害者等の通勤を容易にするために必要な経費の助成 重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるまたは継続して雇用する事業主等が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う事業主へ助成します。 助 成 額：通勤を容易にするための措置に要する費用の 3 / 4 限度額等：下表のとおり <table><tr><th>区 分</th><th>限 度 額</th><th>支給期間</th></tr><tr><td>①住宅の賃借</td><td>世帯用 月 10 万円 単身者用 月 6 万円</td><td rowspan="3">10 年間</td></tr><tr><td>②指導員の配置</td><td>配置 1 人 月 15 万円</td></tr><tr><td>③住宅手当の支払</td><td>障害者 1 人 月 6 万円</td></tr><tr><td>④通勤用バスの購入</td><td>バス 1 台 700 万円</td><td></td></tr><tr><td>⑤通勤用バス運転従事者の委嘱</td><td>委嘱 1 人 1 回 6 千円</td><td>10 年間</td></tr><tr><td>⑥通勤援助者の委嘱</td><td>委嘱 1 人 1 回 2 千円</td><td>1 月間</td></tr><tr><td>⑦駐車場の賃借</td><td>障害者 1 人 月 5 万円</td><td>10 年間</td></tr><tr><td>⑧通勤用自動車の購入</td><td>購入 1 台 150 万円 (1 級また 2 級の両上肢障害者の場合 250 万円)</td><td></td></tr></table> 申請時期：④、⑧の助成金 四半期ごとに機構が定める申請受理期間 ①、⑦の助成金 住宅、駐車場の賃貸借契約日の翌日から起算して 3 か月後まで ②、⑤、⑥の助成金 配置または委嘱する日の前日まで ③の助成金 住宅手当を初めて支払った日の翌日から起算して 3 か月後まで 【問い合わせ先】 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 (086) 241-0166	区 分	限 度 額	支給期間	①住宅の賃借	世帯用 月 10 万円 単身者用 月 6 万円	10 年間	②指導員の配置	配置 1 人 月 15 万円	③住宅手当の支払	障害者 1 人 月 6 万円	④通勤用バスの購入	バス 1 台 700 万円		⑤通勤用バス運転従事者の委嘱	委嘱 1 人 1 回 6 千円	10 年間	⑥通勤援助者の委嘱	委嘱 1 人 1 回 2 千円	1 月間	⑦駐車場の賃借	障害者 1 人 月 5 万円	10 年間	⑧通勤用自動車の購入	購入 1 台 150 万円 (1 級また 2 級の両上肢障害者の場合 250 万円)	
区 分	限 度 額	支給期間																								
①住宅の賃借	世帯用 月 10 万円 単身者用 月 6 万円	10 年間																								
②指導員の配置	配置 1 人 月 15 万円																									
③住宅手当の支払	障害者 1 人 月 6 万円																									
④通勤用バスの購入	バス 1 台 700 万円																									
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱	委嘱 1 人 1 回 6 千円	10 年間																								
⑥通勤援助者の委嘱	委嘱 1 人 1 回 2 千円	1 月間																								
⑦駐車場の賃借	障害者 1 人 月 5 万円	10 年間																								
⑧通勤用自動車の購入	購入 1 台 150 万円 (1 級また 2 級の両上肢障害者の場合 250 万円)																									
障害者職場実習支援事業	◎障害者を雇用したことがない事業主、精神障害者を雇用したことがない事業主の皆様が、障害者の受入を進めるため、就職を目指す障害者を対象として職場実習を計画し、実習生を受入れた場合に、障害者職場実習受入謝金等を支給します。 職場実習受入謝金限度額 実習対象者 1 名につき 1 日 5,000 円 同一年度で 50 万円 実習指導員への謝金 1 日 16,000 円 1 日の支援時間が 4 時間未満の場合 8,000 円 【問い合わせ先】 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 (086) 241-0166																									

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
障害者相談窓口担当者の配置助成金	◎雇用する障害者に対する合理的配慮の取組みを推進するため、事業主が、従前からある相談体制に加えて、新たに障害者の雇用管理の経験を有する担当者を配置すること、外部の障害者雇用専門機関に相談業務を委託することなどにより、その機能を拡充する場合に、助成金を支給します。 新たに障害者相談窓口担当者を「増配置」 ①専従の場合（2名まで） 1名につき月額8万円（最大6か月） ②兼任の場合（5名まで） 1名につき月額1万円 （小企業：最大12か月、その他：最大6か月） 【問い合わせ先】 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 (086) 241-0166
両立支援等助成金 I 出生時両立支援コース II 介護離職防止支援コース	◎労働者の職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍促進に取り組む事業主への助成 ※資料は厚生労働省 HP からダウンロードして下さい（「両立支援等助成金」でサイト内検索）。 ※各コースの支給額のうち、＜ ＞内は生産性要件を満たした場合の支給額です。 ①男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主及び②育児目的休暇を導入し男性労働者に利用させた事業主に対して助成 支給額 ①男性労働者の育児休業 1人目 57万円＜72万円＞（中小企業以外 28.5万円＜36万円＞） 2人目以降 （中小企業） a 5日以上14日未満 14.25万円＜18万円＞ b 14日以上1か月未満 23.75万円＜30万円＞ c 1か月以上 33.25万円＜42万円＞ （中小企業以外） a 14日以上1か月未満 14.25万円＜18万円＞ b 1か月以上2か月未満 23.75万円＜30万円＞ c 2か月以上 33.25万円＜42万円＞ ※1企業当たり1年度10人まで支給 ②育児目的休暇 28.5万円＜36万円＞（中小企業以外14.25万円＜18万円＞） ※1企業1回まで支給 「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して助成 ・介護休業の利用 支給額：取得時：28.5万円＜36万円＞ 復帰時：28.5万円＜36万円＞ ※1企業当たり1年度5人まで支給 ・介護制度の利用 支給額：28.5万円＜36万円＞ ※1企業当たり1年度5人まで支給 ※介護支援プランは「介護支援プラン策定マニュアル」を参考に作成して下さい。（厚生労働省 HP トップページから「介護支援プラン」でサイト内検索）

施策（事業）名称	対象・内容・条件等
Ⅲ 育児休業等支援コース	育休取得時・職場復帰時 育休復帰支援プランを作成及び同プランに基づく措置を実施し、育児休業を取得した労働者を原則として原職等に復帰させ、雇用した中小企業事業主に対して助成。1企業当たり2人まで（期間雇用者1人、雇用期間の定めのない労働者1人） ・育休取得時 支給額：28.5万円＜36万円＞ ・職場復帰時 支給額：28.5万円＜36万円＞ 育休取得者の職場支援の取組をした場合、19万円＜24万円＞を職場復帰時に加算して支給 代替要員確保時 育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対して助成。（1年度の上限10人） 支給額：47.5万円＜60万円＞ 休業取得者が期間雇用者の場合、9.5万円＜12万円＞加算 職場復帰後支援 育児休業から復帰後の労働者を支援するため、子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成 支給額 （子の看護休暇制度） 制度導入時：28.5万円＜36万円＞ 制度利用時：取得した時間に1,000円＜1,200円＞を乗じた額 （保育サービス費用補助制度） 制度利用時：28.5万円＜36万円＞ 制度利用時：事業主が負担した費用の3分の2の額 ※制度導入時の助成は、「子の看護休暇制度」「保育サービス費用補助制度」それぞれについて1回まで ※制度利用時の助成は1企業1年度当たり「子の看護休暇制度」は200時間＜240時間＞、「保育サービス費用補助制度」は20万円＜24万円＞まで
Ⅳ 再雇用者評価処遇コース	妊娠、出産、育児、介護又は配偶者の転勤等を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給。 次の①、②のいずれも満たすこと。 ① 妊娠、出産、育児、介護又は配偶者の転勤等を理由とした退職者について、退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した再雇用制度を導入する。 ② 上記制度に基づき、離職後1年以上経過している対象労働者を再雇用し、無期雇用者として一定期間継続雇用する。 ※当初、有期契約労働者として再雇用した場合も、無期雇用に切り替えた上で一定期間継続雇用すれば対象。 支給額：中小企業 再雇用1人目：38万円＜48万円＞ 再雇用2～5人目：28.5万円＜36万円＞ 中小企業以外 再雇用1人目：28.5万円＜36万円＞ 再雇用2～5人目：19万円＜24万円＞ ※上記の額を、継続雇用6か月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等																
V 女性活躍加速化コース	女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組内容（「取組目標」）等を2つ以上盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した事業主及び、数値目標を達成した中小企業事業主に対して助成。 助成金の種類と支給金額（各コース1事業主1回限り） ・加速化Aコース 2つ以上の「取組目標」を達成した場合 支給額：38万円＜48万円＞ ・加速化Nコース 「取組目標」を達成した上で、「数値目標」を達成した場合 支給額：28.5万円＜36万円＞ ただし、女性管理職比率が基準値以上に上昇した場合は、以下の支給額とする。 47.5万円＜60万円＞																
	【問い合わせ先】 岡山労働局 雇用環境・均等室（086）224-7639																
業務改善助成金	◎最低賃金の引き上げに向けた中小企業の取組を支援するもので、事業場内の最も低い労働者の時間給を30円以上引き上げる中小企業について、業務改善（労働能率増進に資する設備投資等）に係る費用の一部を助成（上限100万円、下限10万円） ○対象となる業務改善経費の例 ・在庫管理、仕入業務効率化のためのPOSレジシステムの購入費用 ・作業工程を見直し、効率化を図るために手作業を自動化するための機材の購入費用 ・外部専門家やコンサルタント会社による経営コンサルティング費用 ※通常の事業活動に伴う経費（事務所借料、光熱費、机、コピー機等）を除く ※交付申請書の提出期限 令和2年1月31日 <table><tr><th>最低賃金の引上げ額</th><th>助成率</th><th>引き上げる労働者数</th><th>助成の上限額</th><th>対象事業場</th></tr><tr><td rowspan="3">30円以上</td><td rowspan="3">3/4(※) (※)生産性要件を満たした場合には4/5</td><td>1～3人</td><td>50万円</td><td>事業場内最低賃金と地域別最低賃金との</td></tr><tr><td>4～6人</td><td>70万円</td><td>差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場</td></tr><tr><td>7人以上</td><td>100万円</td><td></td></tr></table>	最低賃金の引上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	対象事業場	30円以上	3/4(※) (※)生産性要件を満たした場合には4/5	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金との	4～6人	70万円	差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場	7人以上	100万円	
最低賃金の引上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	対象事業場													
30円以上	3/4(※) (※)生産性要件を満たした場合には4/5	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金との													
		4～6人	70万円	差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場													
		7人以上	100万円														
	【問い合わせ先】 岡山労働局 雇用環境・均等室（086）224-7639																

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）	◎時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し、取組の実施に要した費用の一部（計画の達成状況により経費の 4/5、上限 200 万円）を助成 ○対象事業主 平成 29 年度又は平成 30 年度において「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有する中小企業事業主で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者（単月に複数名行った場合も可）がいること。 ○支給対象となる取組 ～いずれか 1 つ以上を実施～ ①労務管理担当者に対する研修(※1) ②労働者に対する研修(※1)、周知・啓発 ③外部専門家によるコンサルティング ④就業規則・労使協定等の作成・変更 ⑤人材確保に向けた取組 ⑥労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※2) ⑦テレワーク用通信機器の導入・更新(※2) ⑧労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※2) (※1)研修には、業務研修も含まれます。 (※2)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。 ※交付申請書の提出期限 令和元年 11 月 29 日 【問い合わせ先】 岡山労働局 雇用環境・均等室 (086) 224-7639
時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）	◎勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し、取組の実施に要した費用の一部（計画の達成状況により経費の 4/5、上限 100 万円）を助成 ○対象事業主 労働者災害補償保険の適用事業主であり、次の①から③のいずれかに該当する事業場を有する中小企業事業主であること ・勤務間インターバルを導入していない事業場 ・既に休息時間数が 9 時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場 ・既に休息時間数が 9 時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場 ○支給対象となる取組 時間外上限設定コースに同じ ※交付申請書の提出期限 令和元年11月15日 【問い合わせ先】 岡山労働局 雇用環境・均等室 (086) 224-7639

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）	◎年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し、取組の実施に要した費用の一部（計画の達成状況により経費の4/5、上限100万円）を助成 ○対象事業主 労働者災害補償保険の適用事業主であり、次のいずれかに該当する事業主であること ①交付決定日より前の時点で、全ての事業場の就業規則等に病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇のいずれかが明文化されていないこと。 ②前年における、労働者の月間平均所定外労働時間数が10時間以上であること。 ○支給対象となる取組 時間外労働上限設定コース ※交付申請書の提出期限 令和元年9月30日 【問い合わせ先】 岡山労働局 雇用環境・均等室（086）224-7639
時間外労働等改善助成金（団体推進コース）	◎3社以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けた取組に要した費用（上限額1,000万円）を助成 ○対象事業主 3事業主以上で構成する、次のいずれかに該当する事業主団体等であること ①事業主団体 ア 法律で規定する団体 イ 上記以外の事業主団体（一定の要件有） ②共同事業主 共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を作成していることの要件を満たすこと。 ○支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～ ①市場調査の事業 ②新ビジネスモデルの開発、実験の事業 ③材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験（労働費用を除く）の事業 ④下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先との調整の事業 ⑤販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業 ⑥好事例の収集、普及啓発の事業 ⑦セミナーの開催等の事業 ⑧巡回指導、相談窓口の設置等の事業 ⑨構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業 ⑩人材確保に向けた取組の事業 ※交付申請書の提出期限 令和元年10月31日 【問い合わせ先】 岡山労働局 雇用環境・均等室（086）224-7639

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
時間外労働等改善助成金（テレワークコース）	◎在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対し、取組の実施に要した費用の一部（達成状況により経費の最大 3/4、1 企業当たり上限 150 万円、1 人当たり上限 20 万円）を助成。 ○対象事業主 ・テレワークを新規で導入する又は試行的に導入している中小企業事業主 ・テレワークを継続して活用する中小企業事業主 ○対象となる取組 ～いずれか 1 つ以上を実施～ ①テレワーク用通信機器の導入・運用 ②保守サポートの導入 ③クラウドサービスの導入 ④就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備 ⑤労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発 ⑥外部専門家（社会保険労務士など）による導入のためのコンサルティング ※交付申請書の提出期限 令和元年 12 月 2 日 【問い合わせ先】 テレワーク相談センター (0120) 91-6479
岡山県骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金	◎提供者（ドナー）が骨髄等を提供しやすい環境づくりを支援 事業所において、従業員がドナーとして休業することに伴い代わりにアルバイトを雇用するなどの環境整備に助成します。 ・助成対象事業所 県内に住所のあるドナーを雇用する国内の事業所又は県外に住所のあるドナーが勤務する県内の事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。） ・助成内容 従業員がドナーとして骨髄等の提供を行うため休業する日数に応じ、次に掲げる金額 助成額：1 日当たり 1 万円 上限 9 万円 ・助成対象の条件 ドナーの休業の対象となる通院又は入院は、次に掲げるものとする。 (1) 健康診断又は自己血採血のための通院 (2) 骨髄等の採取のための入院 (3) その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院 ・留意事項 本助成は、県内市町村が行う事業に対して行うものであり、助成内容は市町村によって異なる場合があります。 また、市町村によっては助成制度を設けていない場合もありますので詳しくは各市町村にお問い合わせください。 【問い合わせ先】 岡山県 保健福祉部 医薬安全課 臓器移植・薬物対策班 (086) 226-7341

【水島コンビナート総合特区内で特区計画に合致した事業を行う皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
総合特区支援利子補給金	◎事業者が、水島コンビナート総合特区の計画を推進する事業の実施に当たり、指定金融機関から必要な資金を借り入れる場合、国の予算の範囲内で、総合特区支援利子補給金が受けられる制度 対象要件：①水島コンビナート総合特区内において、特区計画に合致した事業を行うこと ②内閣総理大臣の指定を受けた金融機関からの５年以上の借入であること 対象経費：施設等の造成費、設備の購入・整備費、土地購入・造成費 （注）土地の購入・造成のみは対象外 利子補給率及び支給期間： ０．７％以内 ５年間 対象となる金融機関： 内閣総理大臣の指定を受けた金融機関 ※平成３１年４月現在 (株)日本政策投資銀行、(株)中国銀行、 (株)トマト銀行 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業振興課 地域産業班 (086)226-7352

【地域の課題解決を目的とした起業を目指す皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
起業支援金（地域課題解決型起業支援事業）	◎地域の課題解決を目的とした事業の起業に係る費用を補助 対象者の要件（主なもの）： (1) 公募開始日以降に、個人事業の開業届出を行い、又は株式会社等の法人（みなし大企業を除く。）を新たに設立して、その代表者となる者であること。 (2) 岡山県内に居住していること又は岡山県内に居住することを予定していること。 (3) 法人の登記又は個人事業の開業届出を岡山県で行う者であること。 採択基準：事業の社会性・事業性・必要性を総合的に審査し、採択 補助対象経費：人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等 補助率：補助対象経費の1／2以内 補助上限額：1件当たり200万円 【問い合わせ先】 岡山県商工会連合会 組織支援課 (086) 224-4341

3 相談・アドバイス

－支援機関の設置や専門家の派遣により課題解決をサポートします－

【ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
岡山県中小企業支援センター	◎創業、経営革新、販路開拓等を支援 創業予定者や経営革新、販路開拓等に取り組む中小企業者の総合相談窓口として、経営面、技術面等の幅広い相談を受け、課題解決に向けた支援を行います。 ＜窓口相談＞ 中小企業者が抱える様々な経営課題に対して、経営や技術の相談に応じ、問題解決に向けたアドバイスをを行います。 費用：無料 【問い合わせ先】 (公財) 岡山県産業振興財団 岡山県中小企業支援センター (086) 286-9626
岡山県産業支援ネットワーク	◎中小企業が必要な情報を収集できるポータルサイトを運営 中小企業が必要とする経営全般に関する各種施策や制度、セミナー等の情報をポータルサイト及びメールマガジンで発信するとともに、適切な専門家を選んでメールによる経営相談ができます。また、県内中小企業のデータベースの閲覧をスマートフォンにも対応させ、国内外へ広く紹介しています。 ホームページ：http://www.optic.or.jp/okayama-ssn/ 【問い合わせ先】 (公財) 岡山県産業振興財団 総務部 総務企画課 (086) 286-9664
メディカルテクノおかやま	◎新たな医療産業及び医療系ベンチャー企業の創出を促進 県内大学の医療シーズ・ニーズや技術シーズと県内ものづくり企業の技術を連携・融合することにより、新たな医療産業及び医療系ベンチャー企業の創出を支援します。 ホームページ：http://www.optic.or.jp/medical/ 【問い合わせ先】 特定非営利活動法人メディカルテクノおかやま (086) 234-0067
ドリームゲート	◎WEBサイト等を活用した起業・会社設立支援サービス ・専門家による起業・経営相談（オンライン相談は無料） ・起業・経営サポートツールの提供 ・起業・経営セミナーの開催 ホームページ：http://www.dreamgate.gr.jp/ 【問い合わせ先】 DREAM GATE 運営事務局 (03) 3356-9121

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
女性創業サポートセンター	◎女性の創業等を支援 創業を支援する専門の相談員が各種相談に対応し、創業を目指す女性や女性起業家を総合的にサポートします。 開設日：火曜日・土曜日（第3週目は火曜日・金曜日） （一部第3週以外の金曜日開所日があります。）
	【問い合わせ先】 岡山県女性創業サポートセンター（086）233-0051

【経営の安定・強化・革新を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
組合の設立指導	◎事業協同組合等の設立指導 事業協同組合等の組合を設立し、共同事業を行おうとする中小企業者に対し、組合の設立手続きの一切について指導を行います。 対象：共同生産加工、共同販売、共同受注等、組合員の事業に関する共同事業を行おうとする４人以上の中小企業者（企業組合は個人）
	【問い合わせ先】 岡山県中小企業団体中央会 （086）224-2245
組合の運営等の相談・指導	◎組合等の運営相談 組合等の経営上の問題（管理、事業運営、会計、税務、金融、労働等）について窓口を設け、相談に応じるほか、指導員による巡回指導を行います。また、特に困難な問題については、専門家による個別指導等も行います。 対象：事業協同組合、企業組合、商工組合等の組合等
	【問い合わせ先】 岡山県中小企業団体中央会 （086）224-2245
商工会・商工会議所等の行う経営改善普及事業	◎経営に関する相談 主として小規模事業者を対象に、商工会・商工会議所等の経営指導員が経営に関する様々な相談に応じ、指導を行います。
	【問い合わせ先】 各商工会議所 各商工会 岡山県商工会連合会 （086）224-4341
経営・技術強化支援事業 （エキスパート・バンク）	小規模事業者からの要請に応じ、専門家を直接派遣し、具体的、実践的な指導を行います。
	【問い合わせ先】 岡山県商工会連合会 （086）224-4341
人材育成・経営安定強化事業	小規模事業者、新規創業予定者を対象に、経営に関する諸問題の解決や創業・経営革新への取組に向けた課題の解決を支援するための講習会、研修会等を開催します。
	【問い合わせ先】 各商工会議所 各商工会 岡山県商工会連合会 （086）224-4341
企画提案型・小規模事業者等支援事業	地域経済の多岐にわたる課題に対応するため、小規模事業者等の振興、地域経済の活性化等をテーマとした調査・研究、研修会などを開催します。
	【問い合わせ先】 各商工会議所 各商工会 岡山県商工会連合会 （086）224-4341

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
商工会・商工会議所等の 行う経営安定特別相 談事業	◎倒産防止の相談 中小企業者を対象に、商工会議所等が委嘱した商工調停士あるいは弁護士・公認会計士等の専門スタッフから構成される「経営安定特別相談室」が倒産の未然防止の相談に応じます。 【問い合わせ先】 岡山・倉敷・津山の各商工会議所 各商工会 岡山県商工会連合会 (086) 224-4341
岡山県中小企業再生支 援協議会	◎中小企業の企業再生を支援 企業再生に長けた人材（企業再生に豊富な知識・経験を有する者）をプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーとして配置し、支援機関と連携しながら、相談・助言、金融機関との調整、弁護士・公認会計士等外部専門家を活用した個別支援チームによる再生計画の策定を支援します。 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 プロジェクト推進部内 岡山県中小企業再生支援協議会 (086) 286-9682
中小企業・小規模事業 者ワンストップ総合支 援事業	◎中小企業の経営課題への支援 中小企業・小規模事業者の成長段階に応じた経営課題に対応するため、支援ポータルサイト「ミラサポ」を運営し、専門家等と経営相談ができるだけでなく、国等の各種の支援施策に関する情報を分かりやすく提供しています。 また、中小企業・小規模事業者の経営課題に関わる専門家の派遣を行います。（3回まで無償派遣） なお、（公財）岡山県産業振興財団内に「よろず支援拠点（p 61 参照）」を設置し、あらゆる経営課題に各分野の専門家チームを編成し支援します。 【問い合わせ先】 各商工会議所 岡山県商工会連合会 (086) 224-4341 各商工会 岡山県中小企業団体中央会 (086) 224-2245 （公財）岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課 (086) 286-9626 経済産業省 中国経済産業局 産業部 中小企業課 (082) 224-5661
岡山県中小企業支援セ ンター	【ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ】を参照（p 57）
岡山県産業支援ネット ワーク	【ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ】を参照（p 57）
（公財）岡山県生活衛 生営業指導センターの 行う相談	◎理容、美容、クリーニング、飲食業等生活衛生関係営業を営む方の下記の内容の相談 ア 経理、税務、融資及び労務等経営に関すること イ 施設設備等の衛生対策に関すること 【問い合わせ先】 （公財）岡山県生活衛生営業指導センター (086) 222-3598

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等										
岡山県中小企業経営改善等支援事業	◎実現可能な経営改善計画の作成や実施を支援 過剰債務等により経営状況が悪化し、金融機関から返済猶予等を受けているが、優れた製品や技術、サービス等を有している中小企業等の経営改善等を図るため、実現可能な経営改善計画の作成を支援するとともに、当該計画を実行する上で必要な融資等を行います。 【問い合わせ先】 <table border="0"> <tr> <td>岡山商工会議所 経営安定特別相談室</td> <td>(086) 232-2266</td> </tr> <tr> <td>倉敷商工会議所 経営安定特別相談室</td> <td>(086) 424-2111</td> </tr> <tr> <td>津山商工会議所 経営安定特別相談室</td> <td>(0868) 22-3141</td> </tr> <tr> <td>岡山県商工会連合会 経営安定特別相談室</td> <td>(086) 224-4341</td> </tr> <tr> <td>岡山県中小企業支援センター</td> <td>(086) 286-9626</td> </tr> </table>	岡山商工会議所 経営安定特別相談室	(086) 232-2266	倉敷商工会議所 経営安定特別相談室	(086) 424-2111	津山商工会議所 経営安定特別相談室	(0868) 22-3141	岡山県商工会連合会 経営安定特別相談室	(086) 224-4341	岡山県中小企業支援センター	(086) 286-9626
岡山商工会議所 経営安定特別相談室	(086) 232-2266										
倉敷商工会議所 経営安定特別相談室	(086) 424-2111										
津山商工会議所 経営安定特別相談室	(0868) 22-3141										
岡山県商工会連合会 経営安定特別相談室	(086) 224-4341										
岡山県中小企業支援センター	(086) 286-9626										
岡山県よろず支援拠点	◎中小企業・小規模事業者をワンストップで支援 広く、中小企業・小規模事業者の相談に応じ、経営課題を分析し、課題解決に最適な手法を選択して支援を行います。 ・総合的・先進的アドバイス ・支援チーム等編成支援 ・支援機関・専門家紹介 【問い合わせ先】 (公財)岡山県産業振興財団 岡山県よろず支援拠点 (086) 286-9667										
岡山県事業承継ネットワーク	◎事業承継の準備をサポート 事業承継の準備状況について、お近くの商工会議所や商工会、中小企業団体中央会などの支援機関等の職員がヒアリングを行い、その結果に応じて、コーディネーターや専門家の派遣などを実施し、事業承継を支援します。 【問い合わせ先】 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの 事業承継診断実施機関 ネットワーク事務局 (公財)岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課 (086) 286-9626										
岡山県事業引継ぎ支援センター	◎事業承継の公的相談窓口 後継者不足が深刻化している中小企業に対し、身近な相談窓口として、これまで大切に培ってきた経営資源を、意欲ある事業の担い手にバトンタッチできるよう事業承継を支援します。 ホームページ： http://www.optic.or.jp/enterprise_detail/index/34.html 【問い合わせ先】 (公財)岡山県産業振興財団 岡山県事業引継ぎ支援センター (086) 286-9708										

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
岡山県経営改善支援センター	◎経営改善計画の策定支援及び一部経費負担 中小企業・小規模事業者が、借入金の返済負担など財務上の問題について、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定し、経営改善を図る取組を支援し、「経営改善計画策定費用」「モニタリング費用」の総額の3分の2（上限200万円）を補助します。 ホームページ： http://www.optic.or.jp/enterprise_detail/index/33.html 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 岡山県経営改善支援センター（086）286-9704
岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点	◎企業とプロフェッショナル人材のマッチングをサポート 県内中堅・中小企業の経営革新につなげるため、プロフェッショナル人材（都市部の大手メーカーなどでのマネジメント経験者等）ニーズの掘り起こしやマッチングの支援、その後のフォローアップ、啓発セミナー等を実施し、企業の成長戦略を具現化します。 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点（086）286-9011
エキスパート人材支援センター	◎企業とエキスパート人材のマッチングをサポート 県内中堅・中小企業の生産性の向上や製品・サービスの高付加価値化を図ることを目的として、企業の人材ニーズを把握するとともに岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点等と連携し、エキスパート人材（高度専門技術者）のマッチングの支援、その後のフォローアップ等を実施し、企業の成長戦略を具現化します。 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 岡山県エキスパート人材支援センター（086）286-9666
中堅企業への成長支援モデル事業	◎中小製造業者の「稼ぐ力」の向上を支援 ・中小製造業者の「稼ぐ力」を向上させるため、潜在的成長力が見込まれる企業を対象に、マーケティング経験の豊富なプロジェクトマネージャーが伴走支援し、製品開発や取引拡大等に係る課題を解決し、売上高及び付加価値額等の向上を図ります。 ・プロジェクトマネージャーを中心に支援計画を策定し、支援計画の実施に最適な人材で構成する専門家チームとともに目標実現に向けた支援活動を実施します。 ・支援企業は、支援を受ける対価を負担する必要はありませんが、支援計画実現に当たっての社内経費（試作品開発費、製品改良費、展示会出展費など）を要する場合があります。 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 研究開発支援課（086）286-9651

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
戦略的ＩＴ経営推進事業	◎ＩＴ人材育成やＩＴ利活用等の専門家とのマッチング 企業経営において戦略的にＩＴを利活用しようとする中小企業の相談に応じます。中小企業のニーズに応じて、最新情報の提供や課題解決の提示、情報関連企業とのベストマッチングを図ります。 【問い合わせ先】 （一社）システムエンジニアリング岡山（086）286-9653
中小企業のIoT導入促進事業	◎専門家を派遣し、生産性向上等の企業の取組を支援 生産性の向上、新製品・新サービスの創出等を検討中の県内中小企業に対し、IoT等の先端技術や経営等の知見を持つ専門家を派遣し、企業における課題解決に係る助言や取組の支援等を行います。 【問い合わせ先】 （一社）システムエンジニアリング岡山（086）286-9653 岡山県 産業労働部 産業振興課 イノベーション推進班（086）226-7380
おかやま就職応援センター	◎企業が必要とする人材を紹介（無料職業紹介所） 県内企業・事業所の人材の確保のため、岡山県が行う無料職業紹介事業です。求人申込みをいただいた企業に対し、センターに登録している求職者の中から求人条件にマッチする人材を選び、紹介します。選考は、求人企業の選考方法（面接や試験等）で行っていただきます。 対象：岡山県内の企業、事業所 費用：無料 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 労働雇用政策課内 おかやま就職応援センター（086）226-7313
事業者の自主的対策サポート事業（省エネ関連）	◎事業者の省エネ対策に関する相談 中小企業・小規模事業者の省エネの取組をきめ細かくサポートするため、県庁新エネルギー・温暖化対策室にサポートデスクを設置しています。経営課題解決の一環として、運営コスト削減など省エネに関する相談窓口となるほか、専門家を事業所に派遣し、省エネの導入から本格的な取組まで幅広い支援を行います。 【問い合わせ先】 岡山県 環境文化部 環境企画課 新エネルギー・温暖化対策室（086）226-7298

【産学金官連携や新たな研究開発に取り組む皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
知財総合支援窓口	◎知的財産に係る相談支援 ・ 中小企業等が経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや相談を、窓口支援担当者がワンストップで受け付けます。窓口支援担当者が、ヒアリングを通じて経営及び知的財産の課題を把握し、課題に応じた知的財産に関する対応等を無料で提案します。 ・ より高度な専門性を必要とする内容は、専門家が窓口支援担当者と協働してアドバイスします。訪問による支援も行います。 【問い合わせ先】 岡山県知財総合支援窓口 （（公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 知的財産支援課・（一社）岡山県発明協会）（086）286-9711
中四国環境ビジネスネット（B-net）	◎産業廃棄物等を循環資源として利活用する新技術・新製品の開発等を支援 （公財）岡山県産業振興財団内に配置した環境サポーターや環境産業推進員が企業等を訪問し、広域での企業ニーズ、大学発シーズ等の収集を行い、県内企業ニーズとのマッチングを推進することにより、環境関連商品や技術の開発等を支援します。 ホームページ：https://bnet-okayama.jp/ 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 研究開発支援課（086）286-9652
ハートフルビジネスおかやま	◎福祉用具商品化支援 福祉用具の利用者ニーズを商品開発に的確に反映するため、福祉用具等について、施設や在宅で試用評価してもらうモニタリングや、利用者、研究者等が一堂に会し意見交換を行うワークショップを実施します。 ホームページ：http://www.optic.or.jp/heart/ 【問い合わせ先】 ハートフルビジネスおかやま事務局 （（公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部内）（086）286-9665
医療機器開発プロモートおかやま	◎医療機器分野への新規参入、取引拡大を支援 専任プロモーターによる相談対応、窓口紹介や、医療機器メーカーからのニーズ収集・県内企業とのマッチング、情報提供セミナーなどにより、新規参入、取引拡大を支援します。 ホームページ：http://www.optic.or.jp/medpro-okayama/ 【問い合わせ先】 医療機器開発プロモートおかやま事務局 （（公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部内）（086）286-9665
岡山県産業支援ネットワーク	【ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ】を参照（p 57）

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
企業と大学との共同研究センター（仮称）	◎共同研究に係る相談・支援 大学など高等教育機関の知を活用した共同研究や技術開発に取り組もうとする県内中小企業のご相談に対応し、ニーズに合わせて研究者とのマッチングを行います。 （注）センターの正式発足は令和元年秋頃の予定ですが、同年５月から準備室において相談対応を開始します。
	【問い合わせ先】 企業と大学との共同研究センター（仮称）準備室 （086）898-2820

【食品の開発や販路開拓に取り組む皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
岡山フードバレーセンター	◎食品の開発から販売まで一貫した支援 食品産業に精通したコーディネーターが、原材料調達や加工のきめ細かいマッチング支援を行うとともに、事業計画の策定など、開発から販売に至るまでの助言等を行います。 また、テストマーケティングや販路開拓のための商談機会の提供などに取り組めます。 ホームページ： http://www.okayama-shokuhin.jp/
	【問い合わせ先】 岡山県中小企業団体中央会 （岡山フードバレーセンター） （086）224-2245
岡山県商品開発マーケティング支援事業	◎マーケティング調査の支援 開発中または改良を検討している食品・飲料品（アルコールを除く）について、県庁舎内で、職員を対象にした試食アンケート調査を行うことができます。 調 査 費：無料（アンケート用紙及び試食品はご用意ください。） 調 査 日：相談に応じます（ただし、平日 12:05～12:55 に限る）。 モニター数：約 100 人までの範囲で相談に応じます。 随時受付を行っています。また、ご希望に応じて、アンケート用紙の作成等をサポートします。 ホームページ： http://www.pref.okayama.jp/page/352680.html
	【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業企画課 マーケティング推進室 （086）226-7365

【商店街の活性化に取り組む皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
商店街よろず相談アドバイザー派遣事業	◎商店街の活性化をアドバイス 商店街等の課題解決やイベント事業などについて、商店街よろず相談アドバイザーが商店街の活性化を図るためのアドバイスをを行います。 対 象 者：商店街振興組合、商店街の事業協同組合、法人格を持たない商店街組織等 派遣上限：1 商店街につき年間 3 日分まで（中心市街地の活性化に関する法律の認定エリア又は立地適正化エリア内の場合、1 商店街につき年間 5 日分まで） 料 金：無料 ホームページ：http://www.syoutengai-shien.com/support/00.html 【問い合わせ先】 （株）全国商店街支援センター (03) 6228-3061

【雇用の安定を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
高年齢者雇用アドバイザー等による相談・助言	◎高年齢者の継続雇用に関する相談・助言 高年齢者の継続雇用に伴う賃金・退職金等の人事管理制度の見直しや職場改善・開発等について、専門的立場から具体的な相談・助言を行います。 費用：無料 【問い合わせ先】 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 (086) 241-0166
企業診断システム	◎高年齢者雇用の阻害要因を診断 企業診断システムとは、簡単な質問票に記入するだけで、高年齢者を活用するための課題（職場改善、健康管理、教育訓練に係る改善の糸口等）を見つけ出すことができるシステムです。 また、診断結果に基づき、高年齢者雇用アドバイザーが、その課題解決策についてわかりやすくアドバイスします。 費用：無料 【問い合わせ先】 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 (086) 241-0166
企画立案等サービス	◎高年齢者の雇用環境等改善の具体的な解決策の提案 高年齢者雇用アドバイザーが、その専門性を活かして、人事・労務管理上の諸問題について、具体的な解決案を作成し提案します。 経費：有料（経費の1／2を機構が負担） ◎高齢従業員の戦力化を支援 就業意識向上研修とは、企業ニーズに応じたカリキュラムを設定し、中高年齢従業員を対象とした研修と高齢従業員が配置されている職場の管理・監督者を対象とした研修を実施し、就業に対する意識の向上を促します。 経費：有料（経費の1／2を機構が負担） 【問い合わせ先】 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 (086) 241-0166
65歳超雇用推進プランナーによる提案	◎高年齢者の定年延長及び継続雇用に関するご提案 定年延長及び継続雇用制度に関する具体的な提案を行います。 費用：無料 【問い合わせ先】 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 (086) 241-0166

【労働環境の整備に取り組む皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
労働問題の相談	◎労働問題の相談 国の行政機関である岡山労働局及び各労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」において、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者や事業主からの相談に応じています。 相談料：無料
	【問い合わせ先】 岡山労働局 総合労働相談コーナー (086) 225-2017 岡山総合労働相談コーナー (086) 283-4540 倉敷総合労働相談コーナー (086) 422-8177 津山総合労働相談コーナー (0868) 22-7157 笠岡総合労働相談コーナー (0865) 62-4196 和気総合労働相談コーナー (0869) 93-1358 新見総合労働相談コーナー (0867) 72-1136
	岡山県労働委員会において、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき個別労働関係紛争に係る労働者や事業主からの相談及びあっせんを行っています。 相談料：無料
	【問い合わせ先】 岡山県労働委員会事務局 (086) 226-7563
	県労働雇用政策課においても労働問題全般についての相談及び関係機関の紹介を行っています。 相談料：無料
働き方・休み方改善コンサルタント	◎企業における仕事と生活の調和の推進のための取組を支援するため「働き方・休み方改善コンサルタント」が、無料で企業の希望に応じて個別に訪問し、労働時間等の設定改善に向けたアドバイスや資料を提供 コンサルタントの個別訪問によるアドバイスや資料提供を希望される場合には、働き方・休み方改善コンサルタント利用申込書をファックス等により問い合わせ先へ送付してください。 利用申込書の様式は次のホームページからダウンロードしてください。 https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/setteikaizen_konsaru.html
	【問い合わせ先】 岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL (086) 224-7639 FAX (086) 224-7693

【インターンシップの実施を希望する皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
インターンシップ事業 （県内）	◎インターンシップ実施企業の支援・募集 県内外の大学生等に県内企業の魅力を知ってもらうとともに、企業が求める人材の確保を図るため、学生が一定期間企業で職業体験をする「インターンシップ」を実施する企業を支援・募集しています。 本年度からは、東京圏の学生が県内企業のインターンシップに参加できるよう、県内企業の東京支店等で受入が可能な企業も新たに募集しています。 【手続方法】 岡山県中小企業団体中央会にお問い合わせください。各種手続きや受入までの手順をご説明して企業の受入体制の構築を支援します。 （費用：無料） 【令和元年度の主な関連事業】 ①インターンシップマッチングフェアの開催 学生に県内企業の魅力とインターンシップを周知し、参加学生の増加を図るマッチングフェアを県内外で開催 ②インターンシップフォーラムの開催 インターンシップ受入企業の事例発表、参加学生の体験発表等を行うフォーラムを開催 ③インターンシッププログラム研究会の開催 企業、大学、学生等が参加するインターンシップのプログラム策定の研究会を開催 【問い合わせ先】 岡山県中小企業団体中央会 企業人材支援課 (086) 224-2245
インターンシップ事業 （関東・近畿圏）	◎関東・近畿支店等におけるインターンシップ実施企業の支援・募集 関東・近畿圏の学生の I J U ターン就職を促進するため、関東・近畿圏の学生が県内企業のインターンシップに参加できるよう、県内企業の関東・近畿支店等においてインターンシップを実施する企業を支援・募集しています。 実施企業の情報は、大学新卒者採用に係る就職情報サイトである「リクナビ」に掲載されます。（有料） 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 雇用対策班 (086) 226-7391

【女性が活躍できる職場を目指す皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
女性活躍・WLB応援 アドバイザー事業	◎企業の女性活躍やWLBの取組を支援 女性活躍やWLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進を目指している事業所へ社会保険労務士等の専門家をアドバイザーとして派遣し、各事業所の実情に応じたオーダーメイドの一般事業主行動計画（女性活躍推進法）や人材育成プランの策定など女性活躍・WLBに関する取組を支援します。 対象：従業員300人以下の事業所 （派遣予定30社） 回数：2回まで（1回あたり3時間程度） 費用：無料 【問い合わせ先】 岡山県 県民生活部 男女共同参画青少年課 男女共同参画班 (086)226-0553

4 施設提供

－貸しオフィスなどの施設を提供します－

【ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
岡山リサーチパークインキュベーションセンター（ORIC）	◎情報通信及びものづくり分野を中心に、新技術・新製品の開発、創業を目指す個人、企業を対象とした貸研究室内の提供 施設・設備：貸研究室 （大） 29室（50㎡） （小） 24室（25㎡） 試作開発室6室（100㎡） 産学連携室4室、共用会議室3室、交流サロン、支援室 使 用 料：貸研究室 （大） 90,510円（～9/30） 92,180円（10/1～） （小） 46,280円（～9/30） 47,130円（10/1～） 試作開発室 180,000円（～9/30） 183,330円（10/1～） ※入居後3年間については、減免制度あり 使 用 期 間：3年以内（継続申請も可） 主 な 特 徴：・専属のインキュベーションマネージャー3名配置 ・岡山県工業技術センター、（公財）岡山県産業振興財団等の強力なサポート ・高度なセキュリティシステムを採用 ・インターネット利用無料 ・人にやさしいハートビル 【問い合わせ先】 岡山リサーチパークインキュベーションセンター（ORIC）（086）286-9116 岡山県 産業労働部 産業振興課 イノベーション推進班 （086）226-7380

【魅力的な商品のPRや販路開拓を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
首都圏アンテナショップ利用（物販店舗）	◎首都圏アンテナショップ（物販店舗）のプロモーションゾーンの利用 アンテナショップ店舗入口付近で、試食や実演などの小規模なイベントを行うことができます。（物販以外にもご利用いただけます。） 【販売条件】 ・ 出品者ご自身による対面販売等の実施となります。 ・ 冷蔵品も販売できます。（冷蔵庫の無償貸出あり） ・ ご利用料金として、1日あたり2,000円を運営事業者へお支払いいただきます。 ・ 売れ残った商品はお持ち帰りいただきます。 【問い合わせ先】 鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局等 (03)3571-0092

【首都圏で催事を希望する皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等																														
首都圏アンテナショップ利用（催事スペース）	◎首都圏アンテナショップの催事スペース利用																														
	アンテナショップの2階の多目的スペース（約88㎡）で、物販やPRイベント、説明会などの様々な催し物に御利用可能です。																														
	<table><tr><th>時間帯</th><th>県内者・ 非営利</th><th>県内者・ 営利</th><th>県外者・ 非営利</th><th>県外者・ 営利</th></tr><tr><td>10時～13時</td><td>2,400円</td><td>4,800円</td><td>24,000円</td><td>48,000円</td></tr><tr><td>13時～17時</td><td>3,200円</td><td>6,400円</td><td>32,000円</td><td>64,000円</td></tr><tr><td>17時～20時</td><td>3,000円</td><td>6,000円</td><td>30,000円</td><td>60,000円</td></tr><tr><td>全日（10時～20時）</td><td>6,400円</td><td>12,800円</td><td>64,000円</td><td>128,000円</td></tr><tr><td>延長1時間につき</td><td>800円</td><td>1,600円</td><td>8,000円</td><td>16,000円</td></tr></table>	時間帯	県内者・ 非営利	県内者・ 営利	県外者・ 非営利	県外者・ 営利	10時～13時	2,400円	4,800円	24,000円	48,000円	13時～17時	3,200円	6,400円	32,000円	64,000円	17時～20時	3,000円	6,000円	30,000円	60,000円	全日（10時～20時）	6,400円	12,800円	64,000円	128,000円	延長1時間につき	800円	1,600円	8,000円	16,000円
時間帯	県内者・ 非営利	県内者・ 営利	県外者・ 非営利	県外者・ 営利																											
10時～13時	2,400円	4,800円	24,000円	48,000円																											
13時～17時	3,200円	6,400円	32,000円	64,000円																											
17時～20時	3,000円	6,000円	30,000円	60,000円																											
全日（10時～20時）	6,400円	12,800円	64,000円	128,000円																											
延長1時間につき	800円	1,600円	8,000円	16,000円																											
	【問い合わせ先】 鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局 (03)3571-0092																														

【首都圏で営業（販路拡大、受注開拓等）、情報収集等の活動を行う皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等														
首都圏アンテナショッ プコワーキングス ペース	◎出張時の作業や首都圏進出時の活動の拠点となるコワーキングス ペースの提供 首都圏での情報収集や販路開拓のため、出張の際の作業スペースや首 都圏進出時の活動拠点としてご利用いただけます。（ご利用に当たって は、事前に登録が必要です。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備</th><th>利用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コワーキングスペース（24席）</td><td>16,000円／月 3,000円／日</td></tr> <tr> <td>ミーティングルーム（6人用）※</td><td>無料</td></tr> <tr> <td>電話ブース</td><td>無料</td></tr> <tr> <td>ロッカー※</td><td>5,000円／月 3,000円／月</td></tr> <tr> <td>W i f i</td><td>無料</td></tr> <tr> <td>複写機（カラー、モノクロ）</td><td>実費</td></tr> </tbody> </table> ※ミーティングルーム及びロッカーの利用は月額利用者のみ可 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業企画課 マーケティング推進室（086）226-7365	施設・設備	利用料	コワーキングスペース（24席）	16,000円／月 3,000円／日	ミーティングルーム（6人用）※	無料	電話ブース	無料	ロッカー※	5,000円／月 3,000円／月	W i f i	無料	複写機（カラー、モノクロ）	実費
施設・設備	利用料														
コワーキングスペース（24席）	16,000円／月 3,000円／日														
ミーティングルーム（6人用）※	無料														
電話ブース	無料														
ロッカー※	5,000円／月 3,000円／月														
W i f i	無料														
複写機（カラー、モノクロ）	実費														

5 研修・セミナーなど

－時代のニーズに応える人材の育成をサポートします－

【ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
プレ・インキュベーションセミナー	◎創業準備段階の人を対象とした研修 対 象 者：起業を指向する方及び創業間もない方 内 容：戦略を立てるために必要なビジネスプランの作成から起業した方への訪問、起業後に必ず必要な販売力の強化を意識した実践的な研修を行います。 開催時期：8月～11月（1コース10回の予定） 開催場所：岡山県立図書館 他 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課（086）286-9677
女性創業サポートセンター	◎女性創業塾 対 象 者：創業を目指す女性や創業後間もない女性 内 容：ビジネスプランの作成や、創業を成功させるために必要な知識、技術の習得 開催時期：7月～12月頃（初級、上級 各5回） 開催場所：岡山県男女共同参画推進センター内 ◎セミナー、交流会 先輩女性起業家等との情報、意見交換等を行う交流会を開催します。 （年2回） 【問い合わせ先】 岡山県女性創業サポートセンター（086）233-0051

【経営の安定・強化・革新を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
中小企業BCP（事業継続計画）策定支援事業	◎中小企業BCPの策定支援 BCP（事業継続計画）の策定を促すため、BCPの普及啓発セミナー・実践講座を開催するとともに、専門家による支援を実施します。 ・セミナー・実践講座 BCPについて理解を深めようとする中小企業や策定を希望する中小企業を対象に、BCPの理解と策定のためのセミナー・実践講座を開催します。 ・専門家派遣 BCPを策定しようとする中小企業等を対象に、専門家により計画の実効性を高めるためのアドバイスを行う。 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課 (086)286-9626
人材力強化支援事業 おかやまサービス産業 人材育成支援事業	◎実践！おかやま産業人材育成塾（全４７コース） 県内の中小企業等の経営安定と産業活性化を目指し、若手から管理職、経営者までを対象として実施します。 ・人材力強化支援事業（全２８コース） 生産性向上やコスト削減に向けた取り組みを促進すべく「現場改善」、「生産性向上」をキーワードとした研修に新しく「ＩｏＴ」や「危機管理」について学ぶ研修を加えました。 ・おかやまサービス産業人材育成事業（全１９コース） 現場でのサービスを提供する「人」の付加価値の向上や女性のスキルアップのためなどの研修を行います。 研修ガイド冊子がありますので、詳細は下記にお問い合わせください。 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 総務部 総務企画課 (086)286-9661
岡山知財塾（知財活用 人材育成事業）	◎岡山知財塾 初級編・中級編 中小企業が積極的に知的財産を活用して製品価値を高めるとともに、大企業・大学との共同研究・開発の機会拡大を図ることができるよう、知財戦略、発明発掘、侵害対策、知財契約等のビジネスの実務に耐える専門研修を実施します。 (1) 初級編（年２回開催） 対象：中小企業において知的財産に関係する社員であって、比較的業務経験が浅い者 日数：３日間（各３時間程度） 内容：企業活動と知財活用との関係、特許・外国出願の基礎知識、意匠・商標の基礎知識など (2) 中級編（年１回開催） 対象：中小企業において知的財産に関する業務を担当する社員 日数：４日間（各３時間程度） 内容：知財戦略構築、権利化・標準化、紛争対応、海外展開など 【問い合わせ先】 （一社）岡山県発明協会 (086)286-9656

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
経営革新企業の「稼ぐ力」向上支援事業	経営革新に取り組む中小企業等の経営課題に対応するため、マーケティング戦略講座や技術力等評価支援を行います。 (1) マーケティング戦略講座の開催 新商品の開発や販路開拓を計画する企業等を対象に、マーケティング戦略に重点を置いた実践的な講座を開催し、マーケティング人材を育成する。 (2) 技術力等評価支援 経営革新計画の承認を得て、新たに開発した技術や、新規設備投資を行う事業等について、技術力等を評価し、設備投資を行うための信用力向上を図る。 【問い合わせ先】 (公財)岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課 (086)286-9626 岡山県 産業労働部 経営支援課 経営・人材支援班 (086)226-7354
生産性向上支援訓練	◎企業が生産性を向上させるために必要な知識などを習得する職業訓練です。 あらゆる産業分野の生産性向上に効果的なカリキュラムを用意しており、企業ごとの課題やニーズに応じてカリキュラムをカスタマイズして実施することができます。 訓練は自社会議室でも受けることができ、訓練日時も企業の都合に合わせて事前に調整可能です。 訓練時間は1コースにつき6時間～30時間で、受講料は1人3,000円～6,000円（税別）で受講できます。 主な訓練分野 ◆生産・業務プロセス…生産管理、品質保証、物流、バックオフィス ◆横断的課題…リスクマネジメント、組織力強化 ◆売上げ増加…営業・販売、マーケティング、企画、プロモーション 詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 生産性向上人材育成センター (086) 246-2530 http://www3.jeed.or.jp/okayama/poly/biz/index.html
サービス産業IT活用普及事業	◎IT導入による生産性向上セミナー サービス産業を中心とする県内中小企業・小規模事業者を対象に、IT活用による生産性向上のための研修を県内各地で開催します。 詳細については、下記にお問い合わせください。 【問い合わせ先】 岡山県商工会議所連合会 (086)232-2266 岡山県商工会連合会 広域サポートセンター (086)238-5666
IoT等導入実践研修等事業	◎IoT等の取組に関するキーパーソン育成を支援 IOT等についての理解や、使いこなす能力を身につけることを目的に、講習会やセミナー等の開催や、IoT等の先進取組企業の視察等を行います。 【問い合わせ先】 (一社)システムエンジニアリング岡山 (086)286-9653 岡山県 産業労働部 産業振興課 イノベーション推進班 (086)226-7380

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
基礎的ITセミナー	◎IT 技術の進展に対応するための基礎的な IT 技術・知識を習得する職業訓練です。 「業務の効率化」、「生産性向上」、「ビジネスチャンスの創出・拡大」に結び付けるために必要な「IT に関する技術や知識」を習得するためのカリキュラムを用意しています。訓練コースは、初任層から中堅・管理者層まで幅広い階層の従業員向けに設定可能です。 訓練は自社会議室でも受講可能ですが、自社会議室を手配できない場合は当センターが手配する民間教育機関の PC 教室でも受講が可能です。 訓練時間は 1 コースにつき 3 時間～18 時間で、受講料は 1 人 2,000 円～5,000 円（税別）で受講できます。 主な訓練分野 ◆IT 理解…新技術動向、業務の IT 化、ネットワーク ◆IT スキル・活用…表計算、データベース、プレゼンテーション、文書作成、ホームページ、情報発信・収集 ◆IT 倫理…コンプライアンス、情報セキュリティ 詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 生産性向上人材育成センター（086）246-2530 http://www3.jeed.or.jp/okayama/poly/biz/index.html
ビジネスコアパーソン育成事業	変革に挑戦することのできる発想力やビジネスリーダーとしての経営ノウハウ等を取得するための実践的かつハイレベルなマネジメント講座を開催します。 開催時期：8 月～10 月の水曜日 開催回数：全 5 回 対 象 者：県内企業の経営に携わる中核を担うリーダー等 定 員：25 名（先着順） 受 講 料：80,000 円（税込） 特 徴：第一線で活躍しているビジネスリーダーを講師にディスカッションを中心とした実践的な講座 【問い合わせ先】 岡山県中小企業団体中央会 組織支援二課（086）224-2245
健康経営推進事業	◎健康経営セミナー 対 象 者：県内中小企業・小規模事業者 内 容：健康経営の必要性、具体的な実践方法、国や関係機関の取り組み、実践事例等を紹介し、個別相談や専門家派遣を行う。 開催時期：7 月～9 月（県内各地域全 5 回開催予定） 【問い合わせ先】 岡山県商工会議所連合会 （岡山商工会議所 中小企業支援部・経営支援課内）（086）232-2266 岡山県 産業労働部 経営支援課 商業・団体支援班（086）226-7353

【雇用の安定を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
若者の職場定着推進事業	◎離職防止及び定着促進を図るセミナーの開催 県内企業に勤務する主に入社後３年以内の従業員、離職率の高い小規模企業や業界の経営者、人事・教育担当者等を対象に、離職防止及び定着促進を図るセミナー等を開催します。 【令和元年度の予定】 ①若手社員育成セミナー(3回) ②人事・採用担当者コミュニケーションセミナー(1回) ③小規模企業者向けセミナー(1回) ④業界向けセミナー(1回) 【参加申込】 募集時期、申込方法などはお問い合わせください。 【問い合わせ先】 岡山県中小企業団体中央会 企業人材支援課 (086) 224-2245
企業PRスキルアップ事業	◎プレゼン力向上セミナーの開催 県内企業の人事担当者等を対象に、求職者に対する自社の魅力、採用後の人材育成、労働条件等の情報発信のスキルアップを図るためのセミナーを開催します。 【令和元年度の予定】 年度後半に１回開催予定 【参加申込】 募集時期、申込方法などはお問い合わせください。 【問い合わせ先】 岡山県中小企業団体中央会 企業人材支援課 (086) 224-2245

6 情報の利活用・商談取引に関すること

－企業への情報提供や県内企業及び商談取引に関する情報発信－

【ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
ベンチャープラザ	◎中小・ベンチャー企業と投資家等の出会いの場 対象者：各都道府県の中小企業支援センターや中小機構の経営支援を既に受けており、独創的なビジネスプランを持つ中小・ベンチャー企業等 内 容：中小・ベンチャー企業が、ベンチャーキャピタル等の投資家に対して、自社のビジネスプランのプレゼンテーションを行います。 【問い合わせ先】 （独）中小企業基盤整備機構 経営支援部 創業・ベンチャー支援課 (03)5470-1574
新価値創造展（中小企業総合展）	◎企業間の取引を実現するビジネスマッチングイベント 対 象 者：開催テーマでの新価値創造を目指し、共創パートナーとのマッチングを求める中小企業やベンチャー企業 開催頻度：年2回（関東1回、関西1回） 内 容：自社の強みの再認識と魅力発信を通じて、他の出展者、事業者との共創を行うなど、中小製造業の皆様のマッチングを、さらに強力にバックアップする展示会です。 【問い合わせ先】 （独）中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 (03)5470-1525
ベンチャーマーケット岡山	◎ベンチャー・中小企業等と金融機関等投資家とのマッチング会 対 象 者：新規性を有する技術、製品、サービス等をもって現に事業を行い又は事業を行おうとする個人又は法人（業種、所在地（住所地）は問わない。） 開催頻度：年間2回程度 内 容：岡山県内を中心に県外・国外も含めた資金調達を求めるベンチャー企業等と、投資先を探している多様な類型の投資家（金融機関、ベンチャーキャピタル、証券会社）等との幅広いマッチングの場の提供 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課 (086)286-9677

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
岡山県地域ＩＴベンチャー企業等優先発注制度	◎ＩＴベンチャー企業等の受注機会の拡大を支援 県内のＩＴベンチャー企業等の育成・発展を図るため、登録されたＩＴベンチャー企業等に対して県のＩＴ関係業務を優先的に発注できる制度 制度の対象業務： ・ＩＴを活用した技術を用いて提供されるサービス（システムの保守管理や何らかの理由で発注先が特定されている場合等は除きます。） 優先発注等の内容： ・県が特定多数の参加者を選んで入札等する場合に、登録ＩＴベンチャー企業等を優先的に加えて発注することができます。 ・県の庁内向けホームページで登録ＩＴベンチャー企業等の得意な技術・サービス、実績等を紹介します。 登録要件 次のいずれにも該当すること ・県の入札参加資格を取得していること ・県内に本店又は主たる事業所を有すること ・常時使用する従業員の数が２０人を超えないこと ・創業後１０年以内であること 【問い合わせ先】 岡山県県民生活部 情報政策課 情報化推進班 （086）226-7264

【経営の安定・強化・革新を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
経営革新ホームページ	◎経営革新ホームページの公開 経営革新計画承認企業の取り組み内容を県経営支援課と（公財）岡山県産業振興財団のホームページ上で公開します。 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 経営支援課 経営・人材支援班 (086) 226-7354
中小企業経営革新普及啓発	◎経営革新計画承認申請の手引きの配布 中小企業の経営革新の取り組みを促進するため、経営革新計画や支援策の概要、計画申請に関する手続きを解説した手引きを配布します。 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 経営支援課 経営・人材支援班 (086) 226-7354
下請企業振興事業	◎受注機会の提供 受発注情報の収集提供・受注企業名簿の作成・商談会の開催や見本市への出展支援などを行い、県外の発注企業からの受注機会を県内中小企業に提供します。 ・個別取引あっせんの実施 ・広域商談会、中国ブロック合同商談会、現地商談会、個別商談会の開催 ・機械要素技術展等への出展支援 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 取引支援課 (086) 286-9670
商談会等開催事業	◎各種商談会の開催 ・広域商談会の開催 県内下請企業に新たな取引先を開拓する商談の場を提供するため、主として県外の発注企業に対して参加要請を行い、広域商談会を開催します。 実施時期：1月 実施場所：岡山県内 ・中国ブロック合同商談会の開催 中国5県が協力して合同で行うことにより発注企業参加数及び受注企業の増加が見込める大規模商談会を開催します。 実施時期：9月 実施場所：山口県内 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 取引支援課 (086) 286-9670

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
地域見本市等出展事業	◎地域見本市への出展支援 高度な技術や自社製品を持つ県内下請企業に対し、専門性の高い見本市への出展を支援し、受注の拡大を図ります。 ・機械要素技術展 開催期間：2月26日～28日（平成31年度） 開催場所：幕張メッセ ◎航空機関連の展示商談会への出展支援 航空機関連部品の県内の複数企業の受注について、航空機関連の展示商談会への出展を支援し、航空機関連産業への参入と新たな受注を図ります。 ・エアロマート名古屋2019 開催期間：9月24日～26日 開催場所：名古屋市内 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 取引支援課（086）286-9670
大規模展示商談会開催事業	◎おかやまテクノロジー展の開催 機械系ものづくり企業等の技術や製品等を一堂に会した展示商談会を開催し、県内外への販路開拓、取引先拡大を支援します。 ・おかやまテクノロジー展（OTEX）2020 開催時期：1月 開催場所：コンベックス岡山 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 取引支援課（086）286-9670
会員支援事業	◎会員支援事業の実施 対象 中国地域ニュービジネス協議会会員企業を中心とする中国地域内企業 内容 ・ビジネス拡大支援 企業PR支援、販路取引先開拓支援、調査研究支援 ・経営革新支援 女性起業家支援、中小企業支援、情報提供 ・ネットワーク拡大支援 会員交流、連携促進、異業種交流 ・新事業創出支援 研究開発・事業化支援、サービス産業支援 【問い合わせ先】 （一社）中国地域ニュービジネス協議会（082）221-2929
岡山県産業支援ネットワーク	3 相談・アドバイス 【ベンチャーや創業・開業に挑戦する皆様へ】を参照（p57）

【国際競争力の強化を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
貿易投資に関する相談	◎各国の産業動向等の相談・情報提供 各国の輸出入、海外事業展開、海外市場の動向、投資環境、相手国の税制・制度等に関する相談及び情報を提供します。 【問い合わせ先】 世界全般（世界各地に事務所有） （独）日本貿易振興機構 ジェトロ岡山 (086) 224-0853 世界全般（国際ビジネスコーディネーター配置） （一社）岡山県国際経済交流協会 (086) 214-5001 中国（岡山県上海事務所） ベトナム・カンボジア （岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク） タイ（岡山県タイビジネスサポートデスク） インドネシア（岡山県インドネシアビジネスサポートデスク） 岡山県 産業労働部 産業企画課 マーケティング推進室 (086) 226-7365
インターネットによる 情報検索	◎各国の各種情報提供 各国の産業、投資、貿易動向、見本市、賃金等の情報を提供します。 ・ジェトロ海外情報全般 http://www.jetro.go.jp/indexj.html ・国際的なビジネスパートナー探しを支援するサイト「引き合い案件データベース (TTPP)」 http://www.jetro.go.jp/ttppoas/indexj.html ・海外リスク情報等の提供 三井住友海上火災保険(株) http://msadglobal.jp/okayama01/ ・岡山県内企業の国際化を支援するための研修会等の情報提供 （一社）岡山県国際経済交流協会 http://www.optic.or.jp/oiba/ ・岡山県の行政施策及び統計情報等の提供 http://www.pref.okayama.jp/ 【問い合わせ先】 （独）日本貿易振興機構 ジェトロ岡山 (086) 224-0853 （一社）岡山県国際経済交流協会 (086) 214-5001 岡山県 産業労働部 産業企画課 マーケティング推進室 (086) 226-7365
海外派遣人材育成事業	◎海外駐在、出張等の基礎知識を学ぶ講座等を開催 新分野への進出や販路拡大等の海外事業展開に際して、意欲ある若手経営者や海外事業担当者等に必要とされる実践的なビジネス・スキルや駐在、出張等に関する必要な基礎知識を学ぶ講座等を開催します。 【問い合わせ先】 岡山県産業労働部 産業企画課 マーケティング推進室 (086) 226-7365 （一社）岡山県国際経済交流協会 (086) 214-5001

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
国際ビジネスコーディネーター	◎国際ビジネスコーディネーターによる海外事業展開支援 県内経済の国際化を推進することを目的に設立された（一社）岡山県国際経済交流協会が、国際ビジネスコーディネーターを設置し県内企業等からの海外事業展開に関する相談に対応します。 具体的には、県内企業の支援ニーズの把握、専門家の紹介や派遣による市場開拓等支援、海外経済ミッションの派遣や受入等を実施します。
	【問い合わせ先】 （一社）岡山県国際経済交流協会 （086）214-5001

【魅力的な商品のPRや販路開拓を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
首都圏アンテナショップ（物販店舗）への出品	◎首都圏アンテナショップ（物販店舗）への出品 【対象】 岡山県内に本社又は主たる事業所を有し、取扱商品に係る製造・加工または販売を行う法人その他の団体及び事業を営む個人 【商品に対する要件】 ○生鮮品等（農畜水産物及び海苔加工品） 岡山県内で生産・収穫されたもので、県産品をPRする場にふさわしい高品質なものであること。なお、岡山県がブランド化を進めている、果物・牛肉・牡蠣・海苔の4品目については追加要件があります。 ○加工食品、非食品 次のいずれかに該当すること。 ・岡山県内において製造または加工の最終段階が行われていること。 ・当該商品において重要な部分を占める原材料が岡山県産であること。 ・上記以外で、岡山県のイメージアップ及び知名度向上等に資すると県が認めたもの。 ・各種保険等に参加し、事故等発生時に被害者の救済が確実にできること。 ○取引条件 生鮮品及び加工食品は買取、非食品は委託販売を基本としますが、掛率や納品数量などの具体的な取引条件は、運営事業者と出品者の個別交渉により決めていただきます。 【申し込み】 ○申込方法 取扱を希望する方は、インターネットを利用し、岡山県県産品情報管理システムからエントリーシートを提出してください。（インターネット利用が難しい場合は御連絡ください。） ○受付期間 随時受付 ○岡山県県産品情報管理システムURL https://kensanpin.secure.force.com/ 【留意事項】 商品取扱の可否については、運営事業者が選定しますので、エントリーシートを提出しても店舗での取扱いがなされない場合があります。 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業企画課 マーケティング推進室 (086) 226-7365

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
首都圏アンテナショップ（物販店舗）へのチャレンジ商品出品	◎首都圏アンテナショップ（物販店舗）へのチャレンジ商品出品 アンテナショップ店舗内の特設コーナーで、短期間のテストマーケティング（試験販売）を行うことができます。 【対象】 岡山県内に本社又は主たる事業所を有し、取扱商品に係る製造・加工または販売を行う法人その他の団体及び事業を営む個人 【制度の特徴】 ・毎月商品を入れ替え、「今月の注力商品」として店舗の入口付近でお客様にアピールします。 ・商品に懸賞付きアンケートハガキを添付して、商品購入者からの意見を収集します。 ・試食販売等を実施し、来店者の声をお聞きします。 ・販売期間終了後、売上データやアンケート結果などを出品者へフィードバックします。 【対象商品】 物販店舗への出品要件を満たす商品。ただし、以下は除きます。 ・過去に物販店舗での取扱商品に選定されたことがあるもの ・外寸が幅40cm、高さ25cm、奥行35cmをいずれか超えるもの(原則) 【販売条件】 ・すべて委託販売とし、売上額の一定率を販売手数料として運営事業者へお支払いいただきます。（手数料率：加工食品30％、非食品40％） ・販売期間終了後、売れ残った商品は着払いで返品されます。 【申し込み】 テストマーケティングを希望する方は、「チャレンジ商品申込書」を提出してください。 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業企画課 マーケティング推進室 (086) 226-7365

7 資格や計画などの認定・承認・指定制度

－ 法律に基づく事業計画の認定や優れた企業・製品・製品の認定－

【経営の安定・強化・革新を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認	◎経営革新の支援 中小企業等の創意ある向上発展を図るために、新しい取組の内容や経営目標を記載した「経営革新計画」を作成し、県知事等の承認を受けることにより、以下の支援策を利用することが可能となります。 なお、県知事等の承認を受けたことで、無条件で利用できるわけではありません。各支援機関において、別途審査が必要となります。 ・ 政府系金融機関の長期低利融資 ・ 県融資制度（経営革新資金） ・ 信用保証の特例 【問い合わせ先】 （公財）岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課 (086) 286-9626 岡山県 産業労働部 経営支援課 経営・人材支援班 (086) 226-7354
環境省エコアクション21認証・登録制度	◎中小企業者の環境への取組、コスト削減支援、経営力強化 エコアクション21は、環境省の「エコアクション21ガイドライン」に基づいて環境経営のしくみを構築・運用し、第三者が認証する制度で、国際規格であるISO14001に比べ比較的安価に取り組むことが可能です。 事業者は「コスト削減」「社会からの信頼性向上」などのメリットを享受できる一方で、「環境負荷低減」「環境意識の向上」など地域社会にもメリットをもたらす取組です。 対象：環境保全と事業発展の両立を図りたい中堅・中小事業者 認証・登録費用：50名の製造業の場合 認証・登録料：10万円（2年分） 登録審査費用：15万円 業種や従業員数によって費用は変わりますので、詳しくはお問い合わせください。 （岡山県エコアクション21認証取得支援事業補助金については、P23を参照） 【問い合わせ先】 エコアクション21地域事務局 （（公財）岡山県環境保全事業団） (086) 298-2122
中小企業BCP（事業継続計画）策定支援事業	5 研修・セミナーなど 【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】を参照（p 77）

【雇用の安定を図る皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等								
おかやま若者再チャレンジ応援宣言企業	◎若者の再就職、再入社、再エントリーの応援を宣言する企業を「おかやま若者再チャレンジ応援宣言企業」として登録し、県HP等でPRすることで、登録企業を若者に周知し、若者の採用・就職機会の拡大を図る 1 宣言は三種類 自社の採用方針を踏まえて宣言する内容を選択できるよう、応援宣言には次の3区分があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>宣言の区分</th><th>宣言の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再 就 職 応 援 宣 言</td><td>県内で再就職を希望する若者について、正社員としての採用に積極的に取り組む</td></tr> <tr> <td>再 入 社 応 援 宣 言</td><td>育児・介護・キャリアアップ等のため退社した若者が、再入社を希望した場合は、正社員としての採用に積極的に取り組む</td></tr> <tr> <td>入社辞退者の 再エントリー 応 援 宣 言</td><td>最終選考を通過したものの入社を辞退した新規学卒者が、学卒後3年以内に自社に再エントリーした場合は、正社員としての採用に積極的に取り組む</td></tr> </tbody> </table> 2 対象企業の主な要件（全て満たす必要） (1) 岡山県内に採用権限がある事業所を有する (2) 平均継続勤務年数、研修内容、平均所定外労働時間などの雇用項目をホームページ等で公表している (3) 事業主都合での解雇、新卒者の内定取消がない など 詳細は県ホームページ「岡山県しごと情報センター」をご覧ください。 そこから電子申請も可能です。 http://www.pref.okayama.jp/site/240/556595.html 【問い合わせ先】 岡山県産業労働部 労働雇用政策課 雇用対策班 (086) 226-7599	宣言の区分	宣言の内容	再 就 職 応 援 宣 言	県内で再就職を希望する若者について、正社員としての採用に積極的に取り組む	再 入 社 応 援 宣 言	育児・介護・キャリアアップ等のため退社した若者が、再入社を希望した場合は、正社員としての採用に積極的に取り組む	入社辞退者の 再エントリー 応 援 宣 言	最終選考を通過したものの入社を辞退した新規学卒者が、学卒後3年以内に自社に再エントリーした場合は、正社員としての採用に積極的に取り組む
宣言の区分	宣言の内容								
再 就 職 応 援 宣 言	県内で再就職を希望する若者について、正社員としての採用に積極的に取り組む								
再 入 社 応 援 宣 言	育児・介護・キャリアアップ等のため退社した若者が、再入社を希望した場合は、正社員としての採用に積極的に取り組む								
入社辞退者の 再エントリー 応 援 宣 言	最終選考を通過したものの入社を辞退した新規学卒者が、学卒後3年以内に自社に再エントリーした場合は、正社員としての採用に積極的に取り組む								

【地場産業のパワーアップを目指す皆様へ】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
伝統的工芸品等物産振興事業	◎伝統的工芸品やその産地の指定 一定の要件を満たした工芸品を伝統的工芸品として指定し、工芸品産業の振興を図るための取り組みを支援します。 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業企画課 マーケティング推進室 (086) 226-7365 各県民局 地域政策部 地域づくり推進課 各市町村 担当課
岡山県新商品による新事業分野開拓事業者認定制度	◎新商品による新事業分野開拓を支援 「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として認定した中小企業等が「新商品として生産する物品」を、県が必要に応じて随意契約によって購入できる制度です。新商品が購入されることを保証するものではありませんが、県のホームページで公表することなどにより、新商品のPRにつながるなどが期待されます。 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 産業振興課 地域産業班 (086) 226-7352
岡山県エコ製品認定制度	◎県内で製造・販売している再生品のエコ製品認定 一定の要件を満たした再生品を「岡山県エコ製品」として認定し、認定された製品について、県では、価格、用途等を考慮の上、優先して使用するとともに、事業者及び県民への周知に努め、その利用促進を図ります。 【問い合わせ先】 岡山県 環境文化部 循環型社会推進課 資源循環推進班 (086) 226-7306
岡山エコ事業所認定制度	◎環境にやさしい企業づくりに取り組むエコ事業所の認定 循環型社会の形成のための取組が先進的、かつ優秀であると認められる事業所を「岡山エコ事業所」として認定し、その取組を事業者及び県民に広く周知します。 【問い合わせ先】 岡山県 環境文化部 循環型社会推進課 資源循環推進班 (086) 226-7306

8 勤労者のための支援制度

— 働く方のための各種支援制度です —

【働く方のための各種支援制度】

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等										
技能検定制度	◎労働者の技能のレベルを検定し、公証する国家検定制度 受検資格：原則として検定職種に関する実務経験年数が必要。ただし、職業訓練歴、学歴等により短縮される場合があります。 実施内容：学科試験及び実技試験 受 検 料：学科試験 3, 100円 実技試験 8, 700～17, 900円 ※35歳未満の方が2級・3級の実技試験を受ける際の受検料が減額されます。 ※実技試験の受検料は10月から変更となる予定です。 【問い合わせ先】 岡山県職業能力開発協会 技能振興課 (086) 225-1547 岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班 (086) 226-7387										
ビジネス・キャリア検定試験	◎ビジネス・パーソンの職務能力を認定・評価 ビジネスキャリア検定試験 目的：ビジネス・パーソンが担当する職務を適切に遂行するために必要な知識を身に付けることを支援します。 分野：人事・人材開発、労務管理、経理・財務管理、生産管理 等 【問い合わせ先】 中央職業能力開発協会 能力開発支援部 ビジネス・キャリア試験課 (03) 6758-2835										
コンピュータサービス技能評価試験（公的資格試験）	◎コンピュータを活用したワープロや表計算等を行う人々の能力評価試験 試験の特長：単なる操作能力だけでなく、コンピュータを使つての実社会で即活用できる事務処理能力の評価です。 受 験 資 格：制限はありません 試 験 内 容： <table><tr><th>試験部門</th><th>等級</th><th>受験手数料</th></tr><tr><td rowspan="3">・ ワープロ部門 ・ 表計算部門</td><td>1 級</td><td>7, 820円</td></tr><tr><td>2 級</td><td>6, 580円</td></tr><tr><td>3 級</td><td>5, 250円</td></tr></table> 受験申請受付：4月～翌年3月の随時 試 験 実 施：5月～翌年3月の随時 合 格 発 表 日：試験実施日の約1か月後 【問い合わせ先】 岡山県職業能力開発協会 総務・能力開発課 (086) 225-1546	試験部門	等級	受験手数料	・ ワープロ部門 ・ 表計算部門	1 級	7, 820円	2 級	6, 580円	3 級	5, 250円
試験部門	等級	受験手数料									
・ ワープロ部門 ・ 表計算部門	1 級	7, 820円									
	2 級	6, 580円									
	3 級	5, 250円									

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
職業訓練指導員免許	◎職業訓練を行う人の国家資格 職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設等において、職業訓練指導を行う指導員に必要な資格です。 ・ 免許取得方法 県が実施する職業訓練指導員試験に合格するほか、職業能力開発協会が実施する職業訓練指導員講習を受講するなどの方法で取得します。 なお、学歴・職歴・資格等により試験科目の一部又は全部が免除される制度もあります。 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班 (086) 226-7387
職業訓練指導員講習	◎職業訓練指導員として必要な指導技法等についての講習会 職業能力開発促進法に基づき実施する講習です。本講習の修了証書交付者には、申請により県知事から「職業訓練指導員免許証」が交付されます。 ・ 期 間：10月9日～11日、10月16日～18日の6日間(48時間) ・ 受講資格：1級技能検定合格者等 ・ 受講定員：30名 【問い合わせ先】 岡山県職業能力開発協会 総務・能力開発課 (086) 225-1546
在職者訓練	◎在職者のための短期技能訓練 在職者の技術・技能向上のため、各種専門分野で比較的短期間の技術講習を開催します。 ・ 対象者：在職者 ・ コース数及び定員：20コース、定員375人 建築配管、電気工事、溶接、塗装、左官、縫製、低圧電気取扱等 ・ 受講料：無料（ただし、教材費等一部受講者負担） 【問い合わせ先】 岡山県立南部高等技術専門校 (086) 424-3311 北部高等技術専門校 (0868) 26-1125 北部高等技術専門校美作校 (0868) 72-0453 岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班 (086) 226-7387
職業能力に関する研修	◎企業人としての職業能力の向上を図り、企業の人材育成を支援 ・ マネジメント研修 開催日：5月17・18日、定員：30名 ・ リーダーシップ研修 開催日：6月21・22日、定員：30名 【問い合わせ先】 岡山県職業能力開発協会 総務・能力開発課 (086) 225-1546

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
若年技能者人材育成支援等事業（厚生労働省委託事業）	◎中小企業等における若年技能者の人材育成を積極的に支援 内容：ものづくりマイスターを派遣し、実技指導を行うなど高度な技能（技能検定、競技大会の課題）の習得等を支援 対象：製造業及び建設業の中小企業及び各教育訓練機関の若年技能者 【問い合わせ先】 岡山県職業能力開発協会 岡山県技能振興コーナー (086) 225-1580
卓越した技能者（現代の名工）表彰	◎全国の優秀技能者を厚生労働大臣が表彰 対 象 者：全国を通じて技能が最高水準にあり、他の模範となる優れた技能者 推 薦 方 法：市町村長、関係団体の推薦に基づき、県審査を経て厚生労働大臣へ推薦 本県被表彰者：63名（昭和42～平成30年度） 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班 (086) 226-7387
優秀技能者表彰（職業能力開発事業）	◎県内の優秀技能者を岡山県知事が表彰 ・極めて優れた技能を有し、全国的にも高く評価されている者。 ・表彰に係る技能を要する職業に10年以上従事し、現に当該職業に従事している者。 ・後進技能者の育成に尽力する等、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者。 ・勤務実績、日常行為等において、他の模範と認められる者。 上記に該当し、市町村長、岡山県職業能力開発協会、民間産業団体等の推薦を受けた者から対象者を選定します。 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班 (086) 226-7387
おかやま未来の匠奨励賞の授与（職業能力開発事業）	◎県内の一定の技能を有する若年技能者を岡山県産業労働部長が奨励 35歳未満で、一定の技能を有するとともに後進の育成に努めるなど、若い世代にとって技能向上の模範であり、次のいずれかに該当する者。 ①一定規模の参加者がある全国大会（技能の優劣を争うものに限る。）において入賞している者。 ② ①の全国大会へ出場するための地方予選大会（県大会以上のものに限る。）があるものについては、同大会で1位となった者。 ③ その他、①又は②に準ずるものとして特に認められる者。 上記に該当し、岡山県職業能力開発協会、民間産業団体、高等学校等の推薦を受けた者から対象者を選定します。 【問い合わせ先】 岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 産業人材育成班 (086) 226-7387

施策（事業）名称	対象・内容・条件等																																																					
失業等給付	◎失業したとき 基本手当：雇用保険の被保険者の方が、定年、倒産、自己都合などにより離職し、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、一日も早く再就職していただくために支給されるものです。 支給要件：(1) ハローワークに来所し、求職の申し込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業の状態」にあること。 (2) 離職の日以前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上（倒産・解雇等による離職の場合は、離職の日以前1年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して6か月以上ある場合でも可）の被保険者期間があることが必要です。 支給額：原則として離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金（賞与は除く）の合計額を180で割って算出した金額のおよそ50～80%（60歳～64歳については、45～80%）になります。 (1) 契約期間満了、定年退職、自己の意思で離職した方（(2)(3)以外の全ての離職者） <table><tr><th>被保険者であった期間 離職時の満年齢</th><th>10年未満</th><th>10年以上 20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>65歳未満</td><td>90日</td><td>120日</td><td>150日</td></tr></table> (2) 倒産、解雇、一定要件を満たす雇止め等で離職された方（(3)を除く） <table><tr><th>被保険者であった期間 離職時の満年齢</th><th>1年未満</th><th>1年以上 5年未満</th><th>5年以上 10年未満</th><th>10年以上 20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>30歳未満</td><td rowspan="5">90日</td><td>90日</td><td>120日</td><td>180日</td><td>—</td></tr><tr><td>30歳以上35歳未満</td><td>120日</td><td rowspan="2">180日</td><td>210日</td><td>240日</td></tr><tr><td>35歳以上45歳未満</td><td>150日</td><td>240日</td><td>270日</td></tr><tr><td>45歳以上60歳未満</td><td>180日</td><td>240日</td><td>270日</td><td>330日</td></tr><tr><td>60歳以上65歳未満</td><td>150日</td><td>180日</td><td>210日</td><td>240日</td></tr></table> ※一定要件を満たす雇止め等により離職された方に(2)の表が適用されるのは暫定措置です。（令和4年3月31日までの間に離職された方が対象） (3) 障害者等の就職が困難な方 <table><tr><th>被保険者であった期間 離職時の満年齢</th><th>1年未満</th><th>1年以上</th></tr><tr><td>45歳未満</td><td rowspan="2">150日</td><td>300日</td></tr><tr><td>45歳以上65歳未満</td><td>360日</td></tr></table> ※「1年未満」欄は、(2)に該当する理由又はその他やむを得ない理由により離職された方にのみ適用されます。 なお、離職時の満年齢が65歳以上の方については、上記によらず次の表に基づいた支給になります。 <table><tr><th>被保険者であった期間</th><th>1年未満</th><th>1年以上</th></tr><tr><td>高年齢求職者給付金の額</td><td>30日分</td><td>50日分</td></tr></table> ※離職時の満年齢が65歳以上の方は、離職の日以前1年間に6か月以上の被保険者期間が必要となります。 【問い合わせ先】 管轄の公共職業安定所（ハローワーク）	被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	65歳未満	90日	120日	150日	被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	30歳以上35歳未満	120日	180日	210日	240日	35歳以上45歳未満	150日	240日	270日	45歳以上60歳未満	180日	240日	270日	330日	60歳以上65歳未満	150日	180日	210日	240日	被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上	45歳未満	150日	300日	45歳以上65歳未満	360日	被保険者であった期間	1年未満	1年以上	高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分
被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																			
65歳未満	90日	120日	150日																																																			
被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																	
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—																																																	
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日																																																	
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日																																																	
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日																																																	
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日																																																	
被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上																																																				
45歳未満	150日	300日																																																				
45歳以上65歳未満		360日																																																				
被保険者であった期間	1年未満	1年以上																																																				
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分																																																				

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
教育訓練給付	◎労働者の能力開発を支援 1 一般教育訓練に係る教育訓練給付 働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。 受給要件：次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方 ①雇用保険の被保険者 受講開始日において、支給要件期間（※1）が3年以上（※2）あること ②雇用保険の被保険者であった方 受講開始日直前の被保険者でなくなった日が受講開始日より前1年以内（※3）にあり、受講開始日における支給要件期間が3年以上（※2）あること 支 給 額：対象教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の20％に相当する額 ただし、20％に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。 2 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付 働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。 受給要件：次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方 ①雇用保険の被保険者 受講開始日に、雇用保険の被保険者のうち、支給要件期間（※1）が3年以上（※2）あること ②雇用保険の被保険者であった方 被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内（※3）であり、かつ支給要件期間が3年以上（※2）あること 支 給 額：対象教育訓練を受講している間と、修了した場合、以下により支給されます。 ①専門実践教育訓練の受講中 受講者が支払った教育訓練経費×50％ 4千円を超えない場合は支給されません。120万円を超える場合は120万円。 ②専門実践教育訓練の修了後 資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合 受講者が支払った教育訓練経費×70％ 4千円を超えない場合は支給されません。168万円を超える場合は168万円。すでに支給した①の額との差額が追加支給されます。 ※1 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。 ※2 初めて一般教育訓練給付を受ける方は、支給要件期間1年（専門実践訓練の場合は2年）以上であること（暫定措置） ※3 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）にその受講を開始できない日数（最大19年）を加算することができます。 【問い合わせ先】 管轄の公共職業安定所（ハローワーク）

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
高年齢雇用継続給付	◎高年齢者の雇用継続を支援 働く意欲と能力のある高年齢者の雇用の継続を援助・促進するための給付制度です。 受給要件：雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある在職中の60歳以上65歳未満の一般被保険者が、原則として60歳時に比べ75%未満の賃金で就労していること。 受給期間：65歳に達するまでの期間 支 給 額：(1) 60歳時点の賃金の61%以下に低下した場合 各月の賃金の15%相当額 (2) 60歳時点の賃金の61%超75%未満の場合 その低下率に応じて、各月賃金の15%相当額未満の額 【問い合わせ先】 管轄の公共職業安定所（ハローワーク）
育児休業給付	◎育児休業取得後の職場復帰を支援 満1歳又は1歳2か月未満の子を養育するための育児休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進するための給付制度です。 受給要件：被保険者が1歳又は1歳2か月未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に、休業開始日前の2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上あること。 受給期間：子が1歳又は1歳2か月に達する日まで（特別な事情がある場合に限り1歳半又は2歳に達する日まで） 「パパ・ママ育休プラス制度」を利用する場合 父母ともに育児休業を取得する場合は、一定の要件を満たす場合に、子が1歳2か月に達する日の前日までの間に、最大1年まで育児休業給付金が支給されます。 支 給 額：1か月当たり、休業開始時賃金日額×支給日数（通常の場合は30日）×67%（ただし育児休業の開始から6ヶ月経過後は50%） 【問い合わせ先】 管轄の公共職業安定所（ハローワーク）
介護休業給付	◎家族の介護を支援 受給要件：家族を介護するための休業をした場合に介護休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上あること。 受給期間：一人の家族につき1回の介護休業期間（最長3か月間） 支 給 額：1か月当たり、休業開始時賃金日額×支給日数（通常の場合は30日）×67% 【問い合わせ先】 管轄の公共職業安定所（ハローワーク）

施策（事業）名称	対 象 ・ 内 容 ・ 条 件 等
ハロートレーニング （在職者訓練）	◎在職者の方を対象にした実践的な研修 技術革新の進展や産業構造の変化に伴い、新製品の開発、多品種少量生産、生産性の向上などを担うことができる高度な人材を育成することが重要な課題となっています。 こうした企業の人材育成ニーズに応えるため、在職者の方を対象に、ものづくり分野で必要とする実践的な知識・技能・技術を習得するための教育訓練を実施しています。訓練期間は、2～5日間程度。受講料が必要です。 ■機械系…機械設計・製図、機械加工、溶接技術、測定、生産管理など ■電気・電子系…電気工事、制御技術、ネットワーク構築など ■建築系…建築設計・製図、建築施工など 【問い合わせ先】 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 岡山職業能力開発促進センター (086) 246-2530 http://www3.jeed.or.jp/okayama/poly/zaishoku/index.html
中小企業退職金共済制度（中退共制度）	◎中小企業従業員が退職した時の支援 中小企業者の相互共済と国の援助によって、中小企業独力では困難な退職金制度の整備を支援するものです。 事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。 【問い合わせ先】 （独）勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部（中退共） (03) 6907-1234 http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/
労働問題の相談	3 相談・アドバイス 【労働環境の整備に取り組む皆様へ】を参照（p 69）

問い合わせ先一覧

★岡山県 〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号

名 称	班	電話番号
産業企画課 マーケティング推進室		(086) 226-7365
企業誘致・投資促進課	誘致推進班	(086) 226-7374
産業振興課	地域産業班 成長支援班 イノベーション推進班	(086) 226-7352 (086) 226-7379 (086) 226-7380
経営支援課	経営・人材支援班 商業・団体支援班 金融支援班	(086) 226-7354 (086) 226-7353 (086) 226-7361
労働雇用政策課	雇用対策班 おかやま就職応援センター 労働調整班 産業人材育成班	(086) 226-7391 (086) 226-7313 (086) 226-7386 (086) 226-7387
中山間・地域振興課	活力創出班	(086) 226-7267
情報政策課	情報化推進班	(086) 226-7264
環境企画課 新エネルギー・温暖化対策室		(086) 226-7298
環境管理課	大気保全班	(086) 226-7302
循環型社会推進課	資源循環推進班 産業廃棄物班	(086) 226-7306 (086) 226-7308
医薬安全課	臓器移植・薬物対策班	(086) 226-7341
労働委員会事務局	総務調整班	(086) 226-7563

★県民局

名 称	部 署	所 在 地	電話番号
備前県民局	地域政策部 地域づくり推進課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	(086) 233-9880
備中県民局	地域政策部 地域づくり推進課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	(086) 434-7006
美作県民局	地域政策部 地域づくり推進課	〒708-8506 津山市山下53	(0868) 23-1259

★おかやま若者就職支援センター

名 称	所 在 地	電話番号
岡山センター	〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル7階	(086) 236-1515
倉敷相談室	〒710-8333 倉敷市西中新田620-1 倉敷市役所分庁舎（倉敷市市民活動センター1F）	(086) 434-2321
津山相談室	〒708-0022 津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター1階	(0868) 23-0850

★県立高等技術専門学校

名 称	所 在 地	電話番号
岡山県立南部高等技術専門学校	〒710-0038 倉敷市新田3241	(086) 424-3311
岡山県立北部高等技術専門学校	〒708-0841 津山市川崎953	(0868) 26-1125
岡山県立北部高等技術専門学校美作校	〒707-0053 美作市安蘇345	(0868) 72-0453

★省庁

名 称	所 在 地	電話番号
厚生労働省	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-3-1	(03) 5253-1111
経済産業省 資源エネルギー庁・中小企業庁	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1	(03) 3501-1511
経済産業省中国経済産業局	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30	(082) 224-5655
国土交通省中国地方整備局	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30	(082) 221-9231
環境省総合環境政策局	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2	(03) 3581-3351

★厚生労働省岡山労働局 〒700-8611 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎

名 称	課・室	電話番号
労働基準部	監督課 健康安全課 賃金室 労災補償課	(086) 225-2015 (086) 225-2013 (086) 225-2014 (086) 225-2019
職業安定部	職業安定課 職業対策課 助成金事務室（明治安田生命岡山桑田町ビル6F） 需給調整事業室 地方訓練受講者支援室	(086) 801-5103 (086) 801-5107 (086) 238-5301 (086) 801-5110 (086) 206-2276
雇用環境・均等室		(086) 224-7639

★公共職業安定所（ハローワーク）

名 称	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
岡 山	〒700-0971 岡山市北区野田1-1-20	(086) 241-3222	岡山市（東区除く）、吉備中央町（旧加茂川町）
津 山	〒708-8609 津山市山下9-6	(0868) 22-8341	津山市、真庭市、鏡野町、久米南町、美咲町、新庄村
美作出張所	〒707-0041 美作市林野67-2	(0868) 72-1351	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村
倉敷中央	〒710-0834 倉敷市笹沖1378-1	(086) 424-3333	倉敷市（児島・総社出張所管轄区域除く）、早島町
総社出張所	〒719-1131 総社市中央3-5-111	(0866) 92-6001	総社市、倉敷市（旧真備町）
児島出張所	〒711-0912 倉敷市児島小川町3672-16	(086) 473-2411	倉敷市（旧児島市地域）
玉 野	〒706-0002 玉野市築港2-23-12	(0863) 31-1555	玉野市
和 気	〒709-0451 和気郡和気町和気481-10	(0869) 93-1191	備前市（旧吉永町等）、赤磐市、和気町
備前出張所	〒705-0022 備前市東片上227	(0869) 64-2340	備前市（和気出張所管轄区域除く）
高 梁	〒716-0047 高梁市段町1004-13	(0866) 22-2291	高梁市、吉備中央町（旧賀陽町）
新見出張所	〒718-0003 新見市高尾2379-1	(0867) 72-3151	新見市
笠 岡	〒714-0081 笠岡市笠岡5891	(0865) 62-2147	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
西 大 寺	〒704-8103 岡山市東区河本町325-4	(086) 942-3212	岡山市東区、瀬戸内市

★公共職業安定所附属施設等

名 称	所 在 地	電話番号
ハローワークプラザ岡山	〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル7F	(086) 222-2900
おかやまマザーズハローワーク	〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル7F	(086) 222-2905
おかやま新卒応援ハローワーク	〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル7F	(086) 222-2904
井原市ふるさとハローワーク	〒715-0014 井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター4F	(0866) 65-1233
真庭市ふるさとハローワーク	〒719-3201 真庭市久世2927-2 真庭市役所第2庁舎1F	(0867) 53-0220
ワークプラザたましま	〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎1-1-1 倉敷市玉島支所4F	(086) 522-8131
倉敷わかものハローワーク	〒710-0834 倉敷市笹沖1274-1 ゆめタウン倉敷駐車場内別館	(086) 430-0705

★労働基準監督署

名 称	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
岡 山	〒700-0913 岡山市北区大供2-11-20	(086) 225-0591	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町(旧加茂川町)
倉 敷	〒710-0047 倉敷市大島407-1	(086) 422-8177	倉敷市、総社市、早島町
津 山	〒708-0022 津山市山下9-6	(0868) 22-7157	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
笠 岡	〒714-0081 笠岡市笠岡5891	(0865) 62-4196	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
和 気	〒709-0442 和気郡和気町福富313	(0869) 93-1358	備前市、赤磐市、和気町
新 見	〒718-0011 新見市新見811-1	(0867) 72-1136	高梁市、新見市、吉備中央町(旧賀陽町)

★金融機関

名 称	所 在 地	電話番号
岡山県信用保証協会 保証経営支援部 倉敷支所 津山支所	〒700-8732 岡山市北区野田2-12-23 〒710-8691 倉敷市大島54-2 〒708-8691 津山市大手町3-4	(086) 243-1122 (086) 425-3103 (0868) 22-7276
(株)日本政策金融公庫 岡山支店 国民生活事業 中小企業事業 倉敷支店 国民生活事業 津山支店 国民生活事業	〒700-0904 岡山市北区柳町1-1-27 太陽生命岡山柳町ビル7F 太陽生命岡山柳町ビル8F 〒710-0051 倉敷市幸町1-40 倉敷ナカヨシビルⅡ 〒708-0022 津山市山下18-1	(086) 222-0011 (086) 225-7666 (086) 425-8401 (0868) 22-6135

★商工団体

名 称	所 在 地	電話番号
岡山県商工会議所連合会	〒700-8556 岡山市北区厚生町3-1-15-301	(086) 232-2255
岡山県商工会連合会	〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-401	(086) 224-4341
岡山県中小企業団体中央会	〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-202	(086) 224-2245

★商工関係団体等

名 称	所 在 地	電話番号
(公財)岡山県産業振興財団	〒701-1221 岡山市北区芳賀5301	(086) 286-9664
岡山県知財総合支援窓口	〒701-1221 岡山市北区芳賀5301	(086) 286-9711
岡山リサーチパークインキュベーションセンター（O R I C）	〒701-1221 岡山市北区芳賀5303 岡山リサーチパークインキュベーションセンター	(086) 286-9116
(独)中小企業基盤整備機構	〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1	(03) 3433-8811
(独)中小企業基盤整備機構 中国本部 岡山大インキュベータ	〒700-8530 岡山市北区津島中1-1-1 岡山大インキュベータ I M室	(086) 214-5711
(独)日本貿易振興機構 ジェトロ岡山	〒700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル6F	(086) 224-0853

★商工会議所

名 称	所 在 地	電話番号
岡 山	〒700-8556 岡山市北区厚生町3-1-15	(086) 232-2266
西大寺支所	〒704-8116 岡山市東区西大寺中3-6-15	(086) 942-0101
倉 敷	〒710-8585 倉敷市白楽町249-5	(086) 424-2111
津 山	〒708-8516 津山市山下30-9	(0868) 22-3141
玉 島	〒713-8122 倉敷市玉島中央町2-3-12	(086) 526-0131
玉 野	〒706-8533 玉野市築港1-1-3	(0863) 33-5010
児 島	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-37 倉敷市児島産業振興センター2F	(086) 472-4450
笠 岡	〒714-0098 笠岡市十一番町3-3	(0865) 63-1151
井 原	〒715-8691 井原市七日市町13	(0866) 62-0420
備 前	〒705-8558 備前市東片上230	(0869) 64-2885
高 梁	〒716-0033 高梁市南町16-2	(0866) 22-2091
総 社	〒719-1131 総社市中央6-9-108	(0866) 92-1122
新 見	〒718-0003 新見市高尾2475-7	(0867) 72-2139

★商工会

名 称	所 在 地	電話番号
岡 山 北	〒709-2121 岡山市北区御津宇垣1630-1	(086) 724-2131
岡 山 西	〒701-0153 岡山市北区庭瀬488-6	(086) 293-0454
岡 山 南	〒701-0221 岡山市南区藤田564-131	(086) 296-0765
吉備中央町	〒716-1101 加賀郡吉備中央町豊野1-1	(0866) 54-1062
瀬戸内市	〒701-4246 瀬戸内市邑久町山田庄182-4	(0869) 22-1010
赤 磐	〒709-0816 赤磐市下市357-7	(086) 955-0144
備 前 東	〒701-3202 備前市日生町寒河2570-31	(0869) 72-2151
和 気	〒709-0422 和気郡和気町尺所2	(0869) 93-0522
つ く ぼ	〒710-1101 倉敷市茶屋町2087	(086) 428-0256
総社吉備路	〒719-1162 総社市岡谷160	(0866) 93-8000
真備船穂	〒710-1301 倉敷市真備町箭田1141-1	(086) 698-0265
浅 口	〒719-0243 浅口市鴨方町鴨方2244-8	(0865) 44-3211
備 中 西	〒714-1202 小田郡矢掛町小林163-2	(0866) 82-0599
備 北	〒716-0111 高梁市成羽町下原432-1	(0866) 42-2412
阿 哲	〒719-3611 新見市神郷下神代4898-9	(0867) 92-6103
真 庭	〒719-3214 真庭市鍋屋6	(0867) 42-4325
作州津山	〒708-1205 津山市新野東567-9	(0868) 36-5533
鏡 野 町	〒708-0324 苫田郡鏡野町竹田747	(0868) 54-3311
久 米 郡	〒709-3717 久米郡美咲町原田1757-8	(0868) 66-0033
みまさか	〒707-0025 美作市栄町187-4	(0868) 73-6520

★労働行政関係団体等

名 称	所 在 地	電話番号
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課 生産性向上人材育成センター	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	(086) 241-0166 (086) 246-2530
中央職業能力開発協会	〒160-8327 東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビルディング11F	(03) 6758-2880
岡山県職業能力開発協会	〒700-0824 岡山市北区内山下2-3-10 アマノビル3F	(086) 225-1546

★その他関係団体等

名 称	所 在 地	電話番号
(一社)岡山県国際経済交流協会	〒700-0026 岡山市北区奉還町2-2-1 岡山国際交流センター4F	(086) 214-5001
岡山県女性創業サポートセンター	〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ6F 岡山県男女共同参画推進センター内	(086) 233-0051
(公財)岡山県生活衛生営業指導センター	〒700-0824 岡山市北区内山下1-3-7 県土連ビル2F	(086) 222-3598
特定非営利活動法人メディカルテクノおかやま	〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1 岡山大学鹿田キャンパス内 総合教育研究棟1F	(086) 234-0067
エコアクション21地域事務局 (公財)岡山県環境保全事業団	〒701-0212 岡山市南区内尾665-1	(086) 298-2122
(一社)システムエンジニアリング岡山	〒701-1221 岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山3F	(086) 286-9653
(一社)岡山県発明協会	〒701-1221 岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山3F	(086) 286-9656
中小企業・ベンチャー総合支援センター中国	〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル3F	(082) 502-6555
(一社)中国地域ニュービジネス協議会	〒730-0017 広島市中区鉄砲町1-20 第3ウエノヤビル7F	(082) 221-2929
大阪中小企業投資育成(株)	〒530-6128 大阪市北区中之島 3-3-23 中之島ダイビル28F	(06) 6459-1700
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー(総合案内16F)	(044) 520-5280
(株)全国商店街支援センター	〒104-0043 東京都中央区湊1-6-11 八丁堀エスワンビル4F	(03) 6228-3061
(一社)環境共創イニシアチブ	〒104-0061 東京都中央区銀座 2-16-7 恒産第3ビル7階	0570-055-122 (ナビダイヤル)
鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局等	〒105-0004 東京都港区新橋一丁目 11番7号 新橋センタープレイス1・2F	(03) 3571-0092
DREAM GATE 運営事務局 (株)プロジェクトニッポン	〒106-0004 東京都新宿区四谷1-18 綿半野原ビル別館8階	(03) 3356-9121
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部	〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1	(03) 6907-1234
(独)環境再生保全機構	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮 町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー	(044) 520-9501
テレワーク相談センター	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河 台1-8-11 東京YWCA会館303 社団法人日本テレワーク協会内	(0120) 91-6479

★市町村

名 称	所 在 地	電話番号
岡 山 市	〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1	(086) 803-1000
倉 敷 市	〒710-8565 倉敷市西中新田640	(086) 426-3030
津 山 市	〒708-8501 津山市山北520	(0868) 23-2111
玉 野 市	〒706-8510 玉野市宇野1-27-1	(0863) 32-5588
笠 岡 市	〒714-8601 笠岡市中央町1-1	(0865) 69-2147
井 原 市	〒715-8601 井原市井原町311-1	(0866) 62-9500
総 社 市	〒719-1192 総社市中央1-1-1	(0866) 92-8200
高 梁 市	〒716-8501 高梁市松原通2043	(0866) 21-0200
新 見 市	〒718-8501 新見市新見310-3	(0867) 72-6111
備 前 市	〒705-8602 備前市東片上126	(0869) 64-3301
瀬戸内市	〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300-1	(0869) 22-1111
赤 磐 市	〒709-0898 赤磐市下市344	(086) 955-1111
真 庭 市	〒719-3292 真庭市久世2927-2	(0867) 42-1111
美 作 市	〒707-8501 美作市栄町38-2	(0868) 72-1111
浅 口 市	〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中3050	(0865) 44-7000
和 気 町	〒709-0495 和気郡和気町尺所555	(0869) 93-1121
早 島 町	〒701-0303 都窪郡早島町前潟360-1	(086) 482-0611
里 庄 町	〒719-0398 浅口郡里庄町里見1107-2	(0865) 64-3111
矢 掛 町	〒714-1297 小田郡矢掛町矢掛3018	(0866) 82-1010
新 庄 村	〒717-0201 真庭郡新庄村2008-1	(0867) 56-2626
鏡 野 町	〒708-0392 苫田郡鏡野町竹田660	(0868) 54-2111
勝 央 町	〒709-4316 勝田郡勝央町勝間田201	(0868) 38-3111
奈 義 町	〒708-1392 勝田郡奈義町豊沢306-1	(0868) 36-4111
西粟倉村	〒707-0503 英田郡西粟倉村影石2	(0868) 79-2111
久米南町	〒709-3614 久米郡久米南町下弓削502-1	(0867) 28-2111
美 咲 町	〒709-3717 久米郡美咲町原田1735	(0868) 66-1111
吉備中央町	〒716-1192 加賀郡吉備中央町豊野1-2	(0866) 54-1313

事業名索引

あ

IoT等導入実践研修等事業	78
育児休業給付	97
一般保証（普通保証、無担保保証）	10
医療機器開発プロモートおかやま	64
医療機器等事業化支援補助金	18
インターネットによる情報検索	85
インターンシップ事業（関東・近畿圏）	70
インターンシップ事業（県内）	70
エキスパート人材支援センター	62
エコプロダクツ製品化支援事業費補助金	22
エネルギー使用合理化等事業者支援補助金	24
岡山エコ事業所認定制度	91
岡山県エコアクション21認証取得支援事業補助金	23
岡山県エコ製品認定制度	91
岡山県大型投資・拠点化促進補助金	28
岡山県経営改善支援センター	62
岡山県骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金	54
岡山県産業支援ネットワーク	57
岡山県事業承継ネットワーク	61
岡山県事業引継ぎ支援センター	61
岡山県支店等新規開設促進補助金	31
岡山県充電環境整備事業費補助金	23
岡山県商品開発マーケティング支援事業	66
岡山県人材確保支援補助金	17
岡山県新商品による新事業分野開拓事業者認定制度	91
（公財）岡山県生活衛生営業指導センターの行う相談	60
岡山県地域ITベンチャー企業等優先発注制度	82
岡山県中小企業経営改善等支援事業	61
岡山県中小企業再生支援協議会	60
岡山県中小企業支援センター	57
岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点	62
岡山県本社機能移転促進補助金	30
岡山県本社機能移転に係る社宅借上げ支援補助金	30
岡山県中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業	39
岡山県よろず支援拠点	61
おかやま就職応援センター	63
岡山知財塾	77
岡山デニム世界進出支援事業	17
岡山フードバレーセンター	66
おかやま未来の匠奨励賞の授与（職業能力開発事業）	94
岡山リサーチパークインキュベーションセンター（ORIC）	72
おかやま若者再チャレンジ応援宣言企業	90

か

会員支援事業	84
海外投資関係保証	13
海外派遣人材育成事業	85
開業資金保証	1
介護休業給付	97
外国出願補助金	17
借換保証	11
環境・エネルギー対策貸付	14
環境研究総合推進費補助金	20
環境省エコアクション21認証・登録制度	89
環境対応バス導入加速事業補助金	24
企画立案等サービス	68
危機対策資金	14
企業活力強化貸付（海外展開・事業再編資金）	13
企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金）	15
起業支援金（地域課題解決型起業支援事業）	56
企業診断システム	68
企業と大学との共同研究センター（仮称）	65
企業PRスキルアップ事業	80
基礎的ITセミナー	79
技能検定制度	92
キャリアアップ助成金	42
教育訓練給付	96
業務改善助成金	51
業務用車両EV等転換支援事業補助金	23
きらめき岡山創成ファンド支援事業	20
組合の運営等の相談・指導	59
組合の設立指導	59
経営安定関連保証（セーフティネット保証）	10
経営安定資金	6
経営革新企業の「稼ぐ力」向上支援事業	78
経営革新資金	7
経営革新ホームページ	83
経営セーフティ共済	9
経営力強化保証	11
経済変動対策資金	6
健康経営推進事業	79
高年齢雇用継続給付	97
高年齢者雇用アドバイザー等による相談・助言	68
国際ビジネスコーディネーター	86
雇用調整助成金	33
コンピュータサービス技能評価試験（公的資格試験）	92

さ

サービス産業IT活用普及事業	78
在職者訓練	93
再投資サポート補助金	29
産業廃棄物処理業者育成支援事業補助金	22
時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース・勤務間インターバル導入コース）	52

時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース・団体推進コース）	53
時間外労働等改善助成金（テレワークコース）	54
事業活性化短期資金	7
事業承継対策資金	7
事業再生資金	6
事業者の自主的対策サポート事業（省エネ関連）	63
次世代産業研究開発プロジェクト創成事業費補助金	21
下請企業振興事業	83
市町村融資制度	9
失業等給付	95
若年技能者人材育成支援等事業（厚生労働省委託事業）	94
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	47
重度障害者等通勤対策助成金	48
首都圏アンテナショップコワーキングスペース	75
首都圏アンテナショップ（物販店舗）への出品	87
首都圏アンテナショップ（物販店舗）へのチャレンジ商品出品	88
首都圏アンテナショップ利用（催事スペース）	74
首都圏アンテナショップ利用（物販店舗）	73
循環型社会形成推進モデル事業技術開発事業費等補助金	22
循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金	22
障害者介助等助成金	47
障害者雇用安定助成金	38
障害者雇用調整金・報奨金	45
障害者雇用納付金制度に基づく助成金	46
障害者作業施設設置等助成金	46
障害者職場実習支援事業	48
障害者相談窓口担当者の配置助成金	49
障害者福祉施設設置等助成金	47
小規模企業支援資金（一般・小口零細）	5
小規模企業者等設備貸与事業	2
小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	8
商工会・商工会議所等の行う経営安定特別相談事業	60
商工会・商工会議所等の行う経営改善普及事業	59
商談会等開催事業	83
商店街よろず相談アドバイザー派遣事業	67
職業訓練指導員講習	93
職業訓練指導員免許	93
職業能力に関する研修	93
女性活躍・WLB応援アドバイザー事業	71
女性創業サポートセンター	58, 76
新エネ・環境対策資金	14
新潟県企業立地促進補助金	25
新潟県物流施設誘致促進補助金	27
新価値創造展（中小企業総合展）	81
新企業育成貸付（新事業活動促進資金）	5
新規創業・経営活力増進設備貸与事業	3
新規創業資金	1
人材開発支援助成金	43
人材確保等支援助成金	40
人材力強化支援事業	77
新創業融資制度	2
政策金融機関の融資制度（一般貸付・特別貸付）	8
生産性向上支援訓練	78

セルロースナノファイバートライアル支援補助金	21
戦略的IT経営推進事業	63
戦略的省エネルギー技術革新プログラム	19
総合特区支援利子補給金	55

た

大規模展示商談会開催事業	84
卓越した技能者（現代の名工）表彰	94
地域雇用開発助成金	32
地域見本市等出展事業	84
知財総合支援窓口	64
中堅企業への成長支援モデル事業	62
中四国環境ビジネスネット（B-net）	64
中小企業経営革新普及啓発	83
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	60
中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認	89
中小企業退職金共済制度（中退共制度）	98
中小企業投資育成株式会社による投資	3
中小企業のIoT導入促進事業	63
中小企業BCP（事業継続計画）策定支援事業	77
中途採用等支援助成金	16, 35
伝統的工芸品等物産振興事業	91
特定求職者雇用開発助成金	35
特別小口保証	11
特例調整金・特例報奨金	45
トライアル雇用助成金	37
ドリームゲート	57

は

ハートフルビジネスおかやま	64
働き方改革応援資金	8
働き方・休み方改善コンサルタント	69
ハロートレーニング（在職者訓練）	98
ビジネス・キャリア検定試験	92
ビジネスコアパーソン育成事業	79
プレ・インキュベーションセミナー	76
ベンチャー企業投資促進税制（エンジェル税制）	4
ベンチャー等立地促進事業費補助金	16
ベンチャープラザ	81
ベンチャーマーケット岡山	81
貿易投資に関する相談	85

ま

メディカルテクノおかやま	57
--------------	----

や

優秀技能者表彰（職業能力開発事業）	94
-------------------	----

ら

流動資産担保融資保証	10
両立支援等助成金	49
労働移動支援助成金	34
労働問題の相談	69
65歳超雇用推進助成金	33
65歳超雇用推進プランナーによる提案	68

わ

若者×空き家等活用×事業者支援事業	32
若者の職場定着推進事業	80

もんげー
岡山!